

職員の給与等に関する報告 及び給与改定に関する勧告

令和5年10月

神奈川県人事委員会

令和5年 人事委員会勧告に当たって（談話）

令和5年10月12日
神奈川県人事委員会
委員長 小池 治

本日、神奈川県人事委員会は、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いました。

はじめに、職員の皆さんが、日々全力で職務を遂行されていることに心から敬意を表します。引き続き、全体の奉仕者としての使命感と高い規範意識を持ち、県民の福祉の向上に向けて職員の皆さんの力を十分に発揮して、県民の信頼と期待に応えてくださるよう望みます。

本委員会では、人事委員会勧告制度に基づき、職員と県内の民間企業の従業員の給与等の実態を調査、比較し、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、職員の給与等について検討を行いました。

その結果、月例給については、民間が職員を上回ったことから、給料表及び地域手当の支給割合を引き上げることが適当と判断しました。また、特別給（ボーナス）については、民間の支給月数が職員を上回ったことから、年間4.50月分に引き上げることが適当と判断しました。

さらに、給与カーブの見直しに係る地域手当の支給割合に関する勧告を行っています。

このほか、公務運営に関しては、女性職員をはじめとした多様な人材の活躍推進といった人材の確保・育成に関することや、職員が能力をより発揮できる勤務環境の整備等について、現状の課題や今後の方向性等に関する報告を行いました。

人事委員会勧告制度は、職員の労働基本権制約の代償措置として、職員の給与その他の勤務条件を、社会一般の情勢に適応させる機能を有するものです。

職員が日々成長し、誇りと自信を持ってその能力を十分に発揮するためには、職員一人ひとりが互いに尊重し合い、家庭とも両立できる働きやすい職場にしていくことが重要です。こうした職場環境を実現するため、議会及び知事におかれましては、人事委員会勧告制度の意義や役割を御理解の上で、勧告等に述べた内容について、必要な措置をとられるよう要請いたします。

県民の皆様におかれましては、全ての県職員が公共の利益のためにそれぞれの職務に精励していることに深い御理解をいただくとともに、第三者機関である人事委員会が行う勧告制度に基づいて、職員の適切な給与や勤務条件の確保が図られていることについても、御理解をいただきますようお願いいたします。



人委第93号
令和5年10月12日

神奈川県議会議長 加藤元弥様

神奈川県知事 黒岩祐治様

神奈川県人事委員会

委員長 小池 治

神奈川県人事委員会は、地方公務員法第8条、第14条及び第26条の規定に基づき、職員の給与等について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり給与改定について勧告します。

目 次

(別紙第1) 報告

I	報告及び勧告の基本的な考え方	1
II	職員と民間従業員の給与等の状況	3
1	職員の給与	3
(1)	職員の構成	3
(2)	平均給与月額	3
2	民間従業員の給与	3
(1)	民間事業所の給与改定の状況	4
(2)	民間従業員の給与の状況	4
3	職員の給与と民間従業員の給与との比較	6
(1)	月例給	6
(2)	特別給	7
4	職員の給与と国家公務員の給与との比較	7
III	本県職員の給与を取り巻く諸情勢	8
1	生計費	8
2	毎月勤労統計調査による賃金	8
3	雇用情勢	8
4	物価指数	8
5	人事院の給与勧告等	9
IV	本委員会の見解	10
1	本年の給与改定	10
(1)	月例給	10
(2)	特別給	11
2	給与カーブの見直し	12
3	給与制度のアップデート	12
4	公務運営	13
(1)	人材の確保・育成	13
(2)	働き方改革と勤務環境の整備	17

(別紙第2) 勧告

1	職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の改正	1
2	任期付研究員の採用等に関する条例（平成14年神奈川県条例第5号）の改正	2
3	任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の改正	3
4	改定の実施時期	3

(別紙第1)

報 告

I 報告及び勧告の基本的な考え方

人事委員会の報告・勧告制度は、公務員の労働基本権制約に対する代償措置として、社会一般の情勢に適応した適正な職員の勤務条件を確保し、職員が高い倫理観と使命感を持って職務に取り組み、公正で効率的な行政運営を進める上での基盤であるとともに、職員の勤務条件について県民の理解と納得を得る重要な役割を担うものです。

そのため、特に職員の給与については、国家公務員の給与との均衡も考慮しつつ、その時々が生計費、経済・雇用情勢等を反映した民間従業員の給与と均衡させることを基本とし、職員と民間従業員の給与の実態を調査、比較した上で報告・勧告を行っています。

「職種別民間給与実態調査」は、企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所を調査対象として人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等と共同で実施し、これらの事業所の民間従業員の給与と職員給与との比較を行っています。このような調査対象としているのは、企業規模50人以上の多くの民間企業は、公務と同様、部長、課長等の役職段階を有しており、職員と同種・同等の者同士による給与比較が可能であるからです。加えて、現行の調査対象である企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の事業所数であれば、実地による精緻な調査が可能であり、調査の精確性を維持することができます。また、給与は、一般的に、職種をはじめ、役職段階、勤務地域、学歴、年齢等の給与決定要素に応じ

てその水準が定まっていることから、主な給与決定要素を同じくする者同士の4月分の給与額を対比させ、精密に比較（ラスパイレス方式）を行っています。

さらに、国家公務員の給与制度が改正される際には、人事院の給与報告・勧告の内容に留意するとともに、本県の実情を考慮して実施するよう、本委員会の報告・勧告で言及しています。

このように、職員の給与については、民間従業員の給与と均衡のとれた水準に保つことに加え、国家公務員の給与制度に準じた措置をとることが、地方公務員法の定める情勢適応の原則や均衡の原則に合致し、適正なものになると考えます。

Ⅱ 職員と民間従業員の給与等の状況

1 職員の給与

本委員会は、本年4月現在で、職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例、学校職員の給与等に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員の給与の支給状況等を把握するため、「職員給与等実態調査」を例年のとおり実施しました。

(1) 職員の構成

令和5年4月1日現在における職員の総数は46,105人で、昨年より132人の減少となっています。また、全職員の平均年齢は39.2歳であり、昨年より0.2歳低下しています。【資料第1表・第2表・1～3頁】

(2) 平均給与月額

全職員の平均給与月額は401,154円であり、その内訳は資料第1表のとおりです。【資料1頁】

2 民間従業員の給与

本委員会は、職員の給与と民間従業員の給与との精確な比較を行うため、「職種別民間給与実態調査」を行いました。

この調査は、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内民間事業所3,288事業所から無作為に抽出した688事業所を対象とし、各事業所の給与改定や公務と類似している職務と認められる76職種に該当する従業員の本年4月分の給与月額等について詳細な調査を行いました。

調査の完了率は、各事業所の協力により80.1%となっており、35,533人の個々の従業員の給与月額等を調査することができました。この調査では、企

業業績のいかんにかかわらず調査を行っているため、その結果は広く民間事業所における従業員の給与の状況を反映したものと考えています。

【資料27頁】

(1) 民間事業所の給与改定の状況

ベース改定の状況は、係員について、ベース改定の慣行があると回答した事業所の割合は56.1%（昨年48.5%）、ベースアップを実施した事業所の割合は53.1%（同39.3%）となっています。

定期昇給の状況は、係員について、定期昇給を実施した事業所の割合は86.7%（同86.1%）となっています。そのうち、昨年より定期昇給額が増額している事業所の割合は39.1%（同24.9%）、減額している事業所の割合は2.2%（同2.2%）となっています。【資料第9表・28頁】

(2) 民間従業員の給与の状況

ア 初任給、職種別給与等

新規学卒の事務員・技術者の初任給の平均額は、大学卒で218,006円（昨年218,133円）、高校卒で182,403円（同176,527円）となっています。【資料第11表・35頁】

また、新規学卒者の採用を行った事業所のうち初任給を増額した事業所の割合は、大学卒で53.4%（同45.4%）、高校卒で59.0%（同27.3%）となっています。【資料第12表・35頁】

なお、職種別の給与の状況は、資料第10表のとおりです。

【資料29～34頁】

イ 特別給

賞与等の特別給については、昨年8月から本年7月までの直近1年間の支給実績を調査しました。

調査の結果、事務・技術等従業員には所定内給与の4.52月分、技能・労務等従業員には所定内給与の3.48月分が支給されており、これらを職員の構成比で加重平均すると4.52月分となります。

民間事業所における特別給の支給状況

項目		区分	
		事務・技術等 従業員	技能・労務等 従業員
平均所定内 給与月額	下半期 (A 1)	円 413,170	円 305,237
	上半期 (A 2)	426,108	304,101
特別給の支給額	下半期 (B 1)	円 921,776	円 523,193
	上半期 (B 2)	976,544	538,444
特別給の支給割合	下半期 $\left(\frac{B 1}{A 1}\right)$	月分 2.23	月分 1.71
	上半期 $\left(\frac{B 2}{A 2}\right)$	2.29	1.77
	計	4.52	3.48
	年間の平均	4.52月分	

注1 「下半期」とは令和4年8月から令和5年1月まで、「上半期」とは同年2月から7月までの期間をいいます。

2 「特別給の支給割合」の「年間の平均」は、民間事業所の事務・技術等従業員と技能・労務等従業員の構成比を職員の構成比に合わせて、求めました。

3 職員の給与と民間従業員の給与との比較

(1) 月例給

本委員会は、前記の「職員給与等実態調査」及び「職種別民間給与実態調査」の結果に基づき、本県の一般の行政事務を行っている職員（行政職員）と、これに類似する民間の事務・技術関係職種の従業員について、本年4月分の給与月額を比較しました。

その方法は、職員と民間従業員の双方について、主な給与決定要素である役職段階、学歴、年齢を同じくする者同士の給与月額を対比させ、民間従業員の給与月額を、職員の人員構成に置き換えて算出した平均給与月額と、職員の平均給与月額との精密な比較（ラスパイレス方式）を行うものです。

この方法により公民給与の比較をした結果、民間従業員の給与が職員の給与を一人当たり平均3,786円（0.98%）上回っていました。

給 与 の 比 較

職員の給与 (行政職員) (A)	民間従業員の給与 (事務・技術関係職種) (B)	(B) - (A)
386,804円	390,590円	3,786円 (0.98%)

注 職員、民間従業員ともに、本年度の新規学卒の採用者は含まれていません。

(2) 特別給

民間従業員に支給された特別給の支給割合（4.52月分）を、0.05月を単位とした支給月数にすると4.50月であり、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数（4.40月）と比較した結果、民間従業員の支給月数が職員の支給月数を0.10月上回っていました。

特 別 給 の 比 較

職員の支給月数 (A)	民間従業員の支給月数 (B)	(B) - (A)
4.40月	4.50月	0.10月

注 民間従業員の支給割合の4.52月分を、0.05月ごとの区切りとなるよう小数点以下第2位で二捨三入、七捨八入し、4.50月の支給月数としました。

4 職員の給与と国家公務員の給与との比較

総務省が実施した令和4年地方公務員給与実態調査によると、行政職俸給表(一)の適用を受ける国家公務員の俸給とこれに相当する本県職員の給料を、学歴別、経験年数別にラスパイレス方式により比較したところ、国家公務員を100とした場合の本県の指数は、令和4年4月1日時点において100.7となっています。

Ⅲ 本県職員の給与を取り巻く諸情勢

1 生計費

総務省の全国家計構造調査、全国単身世帯収支実態調査及び家計調査を基礎として本年4月における標準生計費を算定すると、1人世帯で148,190円、2人世帯で153,230円、3人世帯で205,030円、4人世帯で256,830円となります。【資料第17表・39頁】

2 毎月勤労統計調査による賃金

厚生労働省及び神奈川県政策局によると、昨年4月に比べ、県内のパートタイム労働者等を含む常用労働者の本年4月の所定内給与は3.5%増加しています。【資料第18表・40頁】

3 雇用情勢

厚生労働省及び神奈川労働局によると、昨年4月に比べ、本年4月の有効求人倍率は、本県では0.04ポイント上昇して0.90倍（全国では0.08ポイント上昇して1.32倍）となっています。【資料第18表・40頁】

4 物価指数

総務省によると、昨年4月に比べ、本年4月の消費者物価指数は、横浜市では3.3%上昇（全国では3.5%上昇）しています。【資料第18表・40頁】

5 人事院の給与勧告等

人事院は、令和5年8月7日に国家公務員の給与について報告し、併せてその改正について勧告を行いました。主な内容は次のとおりです。

月例給については、国家公務員の給与が民間従業員の給与を3,869円(0.96%)下回っていることから、この較差を解消するために、行政職俸給表(一)の水準を平均1.1%引き上げることとしています。

具体的には、行政職俸給表(一)の一般職試験(高卒者)に係る初任給について12,000円、一般職試験(大卒程度)に係る初任給について11,000円、総合職試験(大卒程度)に係る初任給について11,000円、それぞれ引き上げ、これを踏まえ、若年層が在職する号俸に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形で引上げ改定を行うこととしています。

特別給(現行4.40月)については、民間事業所の支給割合に見合うよう支給月数を0.10月分引き上げ、4.50月分に改定することとし、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、引上げ分を期末手当及び勤勉手当に均等に配分することとしています。

あわせて、人事院は、公務員人事管理について報告し、その中で「公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組」、「職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策」及び「多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備」についての方向性を示しています。

また、職員の勤務時間の改正について勧告し、フレックスタイム制の活用
に言及しています。【資料41～45頁】

IV 本委員会の見解

1 本年の給与改定

(1) 月例給

前記Ⅱ 3(1)のとおり、本年4月時点で、職員の給与が民間従業員の給与を3,786円(0.98%)下回っていることから、民間従業員の給与との均衡を図るため、月例給の引上げ改定を行い、この較差を解消する必要があります。

この改定は、本年4月時点の比較に基づいて職員の給与を民間従業員の給与と均衡させるために行うものであることから、同月に遡及して実施する必要があります。

月例給の引上げ改定に当たっては、基本的な給与である給料を引き上げるため、給料表の改定を行うことが適当です。

その際、人事院の俸給表の改定に係る基本的な考え方や手法を参考にし、給料表の改定を行っても、較差がなお残ることから、併せて諸手当を改定する必要があると考えます。

扶養手当及び住居手当については、民間の支給状況との均衡等を考慮すると手当額を改定する状況にありません。地域手当については、令和3年の本委員会の勧告に基づき実施している給与カーブの見直しによる完成時の支給割合に達しておらず、今後支給割合を段階的に引き上げていくことから、給料表の引上げ改定と併せて地域手当の支給割合の引上げを行うことが適当と考えます。

ア 給料表

民間との給与比較を行っている行政職給料表(1)及び学校行政職給料表の改定に当たっては、国や近隣の地方公共団体等の初任給の状況、民間事業所における初任給の動向を勘案し、人材確保の観点等を踏まえ、人事院による行政職俸給表（一）の改定に準じて、12,000円を限度に、本県の初任給を引き上げることとします。

また、これを踏まえ、若年層が在職する号給に重点を置き、そこから改定率を逡減させる形により全ての級号給を1,000円から12,000円の間で引上げ改定を行うこととします。

その他の給料表についても、行政職給料表(1)との均衡を基本に改定することとします。

イ 地域手当

給料表の引上げ改定を行ってもなお残る較差を解消するため、支給割合を0.10%引き上げ、これを給与カーブの見直しによる支給割合の引上げの一部として、本年4月に遡及して12.19%とすることが適当です。

(2) 特別給

前記Ⅱ 3(2)のとおり、職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数が民間従業員の特別給の支給月数を0.10月下回っていることから、民間従業員の特別給の支給月数との均衡を図るため、支給月数を年間で0.10月引き上げることとします。

改定に当たっては、民間の特別給の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は期末手当及び勤勉手当の支給月数に均等に配分することとします。

支給月数の引上げ分は、本年度については、12月期の期末手当及び勤勉手当に均等に配分し、令和6年度以降においては、6月期及び12月期の期

末手当及び勤勉手当が均等になるよう支給月数を定めることとします。

また、任期付研究員及び特定任期付職員の期末手当についても、支給月数を引き上げることとします。

2 給与カーブの見直し

給与カーブの見直しについては、職務と責任に応じた給与制度とするよう昨年4月に給料表を見直したところです。

この見直しに伴い生ずる給与原資を若年層職員等へ再配分するため、地域手当の支給割合について、昨年の本委員会の報告において、令和6年度以降の支給割合を職員の給与と民間の給与の較差解消の観点、経過措置の状況等を踏まえ、前年の本委員会の給与報告・勧告において示すこととしました。

こうした経緯を踏まえ、令和6年度の地域手当の支給割合を12.21%とすることとし、令和7年度以降の支給割合については、引き続き、較差解消、経過措置の状況等を注視し、令和6年以降の本委員会の給与報告・勧告において示します。

3 給与制度のアップデート

人事院は、本年の報告において、「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）」に言及しており、現下の重点課題である、「人材の確保への対応」、「組織パフォーマンスの向上」、「働き方やライフスタイルの多様化への対応」といった3本の柱を念頭に今後措置を検討する主要事項の方向性の骨格が示され、令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることとしています。

なお、他の施策に先行して、在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、令和6年度から当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設することとしています。

国家公務員給与が捉えている課題は多くの地方公共団体に共通していることから、本県としても、公務としての類似性を有し、専門的見地から検討されている国の給与制度の内容を十分に踏まえつつ、今後の国の動向を注視し、検討を進めていく必要があります。

4 公務運営

(1) 人材の確保・育成

ア 多様な人材の確保と採用制度

本格的な人口減少社会を迎える中、社会経済情勢や国際情勢の急激な変化により複雑・多様化する行政課題に取り組むためには、使命感とチャレンジ精神にあふれ、県民の目線に立って職務遂行ができる人材や多様な経験・スキルを持つ人材を継続的に確保していく必要があります。

公務員採用試験においては、全体の受験者数は長らく減少傾向にある一方、民間企業における採用意欲は高まっており、優秀な公務人材の獲得はますます厳しくなっています。また、新規学卒者の採用活動の早期化に加え、国や他の地方公共団体のほか公立学校教員の採用においても採用試験制度等の見直しが行われるなど、本県の職員採用を取り巻く情勢は、大きく変化しています。

本委員会では、土木職や福祉職などの採用が困難な職種において専門人材を確保するため、I種試験等よりも日程を前倒した早期I種試験及

び早期免許資格職職員採用試験を昨年度から導入しており、本年度はより効果的な試験とするため日程を更に前倒して実施しました。また、本県では、多様な職務経験・社会活動経験やスキル・資格等を持つ人材を確保するため、民間企業との人事交流や任期付職員の採用のほか、中途採用試験などに取り組んできました。

しかしながら、I種試験等における受験者数は減少傾向にあることから、本委員会では求職者の実態や民間企業、国、他の地方公共団体における動向も踏まえつつ、幅広い受験者が受けやすい試験日程や方法等について、民間企業の持つノウハウやデジタルの活用も含めて検討を行い、更に効果的な試験制度となるよう見直しを進めます。また、労働市場の採用意欲が高い状況においては、採用試験の合格者を採用へとつなげる働きかけが重要となることから、引き続き任命権者における取組に期待します。

広報活動のオンライン化が進む中、本県では職員採用試験に向けたオンライン説明会に加え、昨年度からオンラインで実施している少人数参加型の「県のしごと紹介座談会」を本年度は複数回開催するなど、県職員としての仕事のやりがいや県政の魅力を伝える場を増やしてきました。

また、昨年度に実施した新規採用職員向けのアンケート結果等を踏まえ、本年6月からはSNSでの情報発信を開始するとともに、本年度中に職員採用ホームページのリニューアルを実施するなど、広報媒体の積極的な活用を図っています。

引き続き、県が主催する説明会等を通じて県政の魅力を伝えるとともに、職員採用ホームページやSNSによる情報発信の充実を図り、公務員志望者以外の学生等にも幅広く興味を惹きつけ、本県を就職の候補先

としてもらえるよう、任命権者とも連携しながら、様々な広報活動を強化していきます。

イ 人材育成とキャリア形成

近年、中途採用試験や経験者採用選考を経て、様々な経歴や専門性を有する職員が増えていますが、質の高い行政サービスを効果的かつ効率的に提供していくには、引き続き、各職員の実践能力の養成や専門性の向上が必要です。

任命権者においては、入庁10年目までの職員のキャリア形成を支援するため、本年度は入庁3年目や入庁5年目の職員を対象とした研修を新設し、自身のキャリアを考える科目を追加しました。また、主査級以上を対象とした実践的なタイムマネジメント研修等を新設するなど、職員のキャリア形成を意識した研修科目を拡充しました。昨年度は集合研修も含め多くの研修が実施される中、オンライン研修受講システムを積極的に活用し、オンライン研修を25講座実施するなど、場所や時間を柔軟に選択できるオンラインの良さを生かした研修を推進しました。

さらに、本県のDXの推進に向けて、ICTやデータの利活用に関する基礎的な知識を習得するための研修に加え、昨年3月に策定した「神奈川県デジタル人材育成方針」に基づき、システム等の整備や運用担当者向け、各所属の事業担当者向けに研修を実施し、デジタル人材の育成に取り組んでいます。

また、本年度から、研修等に関する1年間の予定を「見える化」した研修ナビというページを県のイントラネットに掲載して職員の研修受講を促進しているところです。

任命権者においては、「第2期 組織・人事改革戦略」での取組や成

果、課題を整理しているところですが、オンライン研修を含め、実施した研修の効果を検証し、職員の能力向上に必要な研修科目となっているかを検討することが重要です。職員が必要な研修を適切に受講できる環境を整えるとともに、様々な経歴や専門性を有する職員が主体的にキャリア形成を推進できるような人材育成の仕組みを期待します。

ウ 多様な人材の活躍推進

県政が直面する諸課題に的確かつスピード感を持って対応するためには、性別や障がいの有無、年齢などに関わりなく多様な人材が活躍することが求められます。

本県では、令和3年4月に「次世代育成支援・女性活躍推進に関する職員行動計画（以下「職員行動計画」という。）」を改定し、令和7年度の知事部局等における管理職に占める女性割合の目標を25%に設定して女性職員の管理職への積極的な登用を推進しています。管理職に占める女性職員の割合は年々増えており、本年度は知事部局で21.9%となっていますが、職員全体に占める女性職員の割合と比較すると、依然として低い状況にあります。引き続き、職員行動計画に掲げた数値目標の達成に向け、管理職候補となる中堅層の育成を図るなど、実効性のある取組を一層推進していくことを期待します。

本県では、令和2年3月に策定した「障がい者活躍推進計画」において、令和6年6月1日における障がい者雇用率の数値目標を掲げ、その達成に向けて、障がいのある職員の採用や育成、職務の選定等の取組を推進しています。障がい者の採用選考における拡大印刷や点字等による対応のほか、医師同席のもとで行われる採用前面談や採用後の管理監督者による面談、さらに昨年度からは精神障がいのある者を

対象とした精神保健福祉士によるフォローアップ面談を実施し、障がい者一人ひとりの障がい特性や能力、希望等に応じた支援体制を充実しています。

国は、本年3月に、障害者の雇用の促進等に関する法律施行令を改正し、障がい者の法定雇用率を令和6年4月以降、順次引き上げていくこととしています。任命権者においては、引き続き、国の制度改正も踏まえ、受入体制の強化や計画的な採用、採用後の配置や育成に当たっての合理的配慮等により、全ての障がいのある職員が活躍できるような職場づくりを更に推進することを求めます。

本年度から職員の定年が65歳まで段階的に引き上げられる中、ベテラン職員が高いモチベーションを維持するためには、能力・意欲を十分に発揮して活躍できる環境が必要です。任命権者においては、本年度から55歳以上の職員を対象として、定年延長や役職定年の制度、ベテラン職員に期待される役割等を学ぶ「ベテラン世代向け研修」を新設しました。ベテラン職員は、培った知識や技術、経験が豊富であることから、知識等の継承も含め、職員が60歳を超えても活躍できる環境づくりを進めていくことを期待します。

(2) 働き方改革と勤務環境の整備

ア 仕事と生活の両立支援と職員が能力をより発揮できる勤務環境の整備

ワーク・ライフ・バランスに対する社会全体の意識が高まり、ライフスタイルや働き方に対する価値観が多様化している中で、多様で柔軟な働き方を推進することは、職員誰もが活躍できる勤務環境を整備し、仕事と生活の両立支援を図る上で極めて重要です。

少子高齢化の急速な進展や共働き世帯の増加等に伴い、子育てや介護の責任を担う職員が今後更に増加していくことが考えられ、様々な事情を抱える職員が、安心して仕事と生活を両立し、その能力を十分に発揮することができるよう、働きやすい勤務環境の整備が一層求められています。

任命権者においては、職員向けサイト「イクボスポータル」での普及・啓発を行うとともに、昨年10月に育児休業制度を拡充し、本年4月には、新たに、「育児・介護フレックスタイム制度」の導入を行うなど、育児・介護と仕事の両立支援を推進するため、様々な取組を行っています。

こうした中で、昨年度の男性職員の育児休業の取得率は、知事部局等においては60.1%（速報値）であり、令和3年度の46.0%から増加しています。

一方、国では、本年6月に閣議決定した「こども未来戦略方針」において、男性の家事・育児への参画の促進を図るため、男性公務員の1週間以上の育児休業取得率の2025年政府目標を30%から85%とする大幅な引上げが行われました。

本県でも、今後、男性職員の育児休業の取得目標を大幅に引き上げることとしています。任命権者においては、育児休業等の制度の活用はもとより、子育てや介護を行う職員を支援する制度がより利用しやすくなるよう、職員本人だけでなく管理職を含めた周囲の職員の意識醸成や、職場環境づくりを進めるなど、仕事と生活の両立支援を一層進めていくことが重要です。

人事院は、本年の報告において、フレックスタイム制について、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない

日を設定することができる職員を、育児介護等職員以外にも拡大するなどの制度の柔軟化を令和7年4月から実施することが適切としています。また、夏季休暇の使用可能期間である7月から9月までの期間について、前後各1月の期間拡大が令和6年1月から実施されるよう人事院規則の改正を行うとしています。

フレックスタイム制の活用は、より柔軟で多様な勤務形態の選択肢を提供することとなり、一人ひとりの職員の能力発揮や、ワーク・ライフ・バランスの推進、公務能率の向上に資するものです。本委員会としては、任命権者において、公務の適切な運営を確保することを前提に、本年導入した「育児・介護フレックスタイム制度」について、週1日を限度とする勤務時間を割り振らない日の設定や、対象職員の拡大等の更なる柔軟化の検討を進めていく必要があるものと認識しています。

また、夏季休暇の使用可能期間については、本県では6月16日から10月15日までとなっていますが、全庁コロナ・シフトにより新型コロナウイルス感染症への対応が求められていた状況等から、令和3年度から特例として、6月1日から10月31日までとする扱いとしてきています。新型コロナウイルス感染症の感染症法上の位置付けは5類に移行しましたが、この期間拡大に関する対応は既に職員の間で定着してきていると考えられ、ワーク・ライフ・バランスの推進にも資するものであることから、今回の国の改正を契機に、特例ではなく、恒常的な制度とすることが適当です。

任命権者においては、ワーク・ライフ・バランスの実現や多様で柔軟な働き方の促進に向けて、テレワーク等の活用など、コロナ禍で進展した取組を後退させることなく、更に前進させるとともに、個々の職員の

希望や、子育てや介護等の事情に応じた柔軟な働き方がより一層可能となるよう、様々な取組を引き続き進めていくことを期待します。

本委員会においても、柔軟な勤務時間制度等に関する国の動向を注視するとともに、引き続き、休暇制度等に関する分かりやすい情報の提供などの取組を進めていきます。

イ 働き方改革による長時間労働是正等の取組

長時間労働の是正等は、職員の健康保持やワーク・ライフ・バランスの推進のみならず、働く場としての公務職場の魅力向上といった観点からも重要な課題です。

本県では、知事を本部長とする働き方改革推進本部を設置し、時間外勤務時間等に関する数値目標を含む取組方針を定め、長時間労働の是正をはじめ、業務改善の推進、職場環境の整備等の様々な取組を進めてきました。

これらの取組もあり、昨年度は、月100時間以上や月平均80時間超といった著しく過重な時間外勤務は大きく減少したものの、災害等の事由による特例な対応として認められないにもかかわらず、条例・規則で定めた上限等を超えた時間外勤務が発生しました。この事態を踏まえ、本年度の取組方針では、業務の繁忙や突発的事態が生じた場合は「オール県庁」で迅速かつ柔軟に対応していくなどとしていますが、任命権者においては、時間外勤務の上限等の遵守が職員の健康を守る上で不可欠であることを深く認識し、再発防止の取組を着実に進めていくことが重要です。

また、昨年度は、新型コロナウイルス感染症への対応が引き続き求められる中で、各種イベント等の再開や企業活動の活発化に伴う通常業務

の増加により、限度時間として定める月45時間を超える時間外勤務が多く発生しました。

今後、更なる業務の再開とともに新たな業務の開始が想定される中、任命権者は、業務の選択と集中、デジタル技術や民間活力の活用といった事務事業の見直しの視点を改めて整理するなど、必要な取組を積極的に進めていくこととしています。

本委員会としては、任命権者が、時間外勤務の上限等を定めた条例・規則を遵守することはもとより、所属長等の適切な関与のもと、業務の見直しを徹底するとともに人員の適切な配置を図るなど、長時間労働の是正に向けた取組を着実に推進していくことを求めます。

本県教育委員会では、令和2年4月に改訂した「神奈川の教員の働き方改革に関する指針」に基づき、教員の多忙化の解消に向けて取り組んでおり、昨年度には、県立学校30校及び市町村立学校90校を対象とした「神奈川県公立学校教員勤務実態調査」を実施しました。同調査によると、平成29年度と比較して、総括教諭及び教諭について、1週間当たりの在校等時間は減少しており、教員の働き方改革の取組に一定の効果は見られるものの、1週間当たりの時間外在校等時間は、小学校で11時間40分、中学校で20時間56分及び高等学校で12時間47分となっているなど、教員の多忙化が解消されたとはいえない状況です。

本委員会としては、人材の確保という観点からも、本県教育委員会が、教員の在校等時間を適切に把握した上で、時間外在校等時間の縮減や外部人材の積極的な活用などの取組を継続して着実に実施していくことにより、教員の負担軽減が一層図られることに期待するとともに、国における教員の処遇改善の在り方に関する検討の動向等を注視していきます。

ウ 健康管理対策の推進

職員が身体的にも精神的にも満たされて健康であることは、職員がいきいきと働くことで組織の活性化をもたらし、質の高い県民サービスの提供にもつながるものであるため重要です。

本県では、職員の健康管理を経営的な視点から捉え、職員の未病改善と、働きやすく笑いがあふれるような職場づくりに向けた取組を推進することを目標として、令和元年7月に「第2期 神奈川県職員健康経営計画（県庁CHO計画）」を策定し、職員の健康管理対策に取り組んできました。

しかし、同計画では、メンタルヘルスの状況把握のため、ストレスチェックの受検率を80%とすることを指標として定めていますが、受検率は令和2年度以降低下し、昨年度、知事部局における受検率は73.2%でした。また、知事部局において、メンタルヘルス不調による1か月以上の休務者が在籍職員に占める割合は、一昨年度の1.7%から昨年度は2.3%に上昇しています。

こうした状況において、任命権者は、所属長向けにストレスチェックの集団分析結果を説明する機会を設け、所属における職場環境改善に向けた取組を促進するとともに、メンタルヘルス不調の早期発見、早期対応のためにメンタルヘルス相談の実施や、職場リハビリテーションをはじめとする復帰支援・再発防止に取り組むなど、職員のメンタルヘルス対策を講じています。

職員がやりがいを持っていきいきと働くことができる勤務環境を整備し、組織全体のパフォーマンスを向上させるためにも、本委員会としては、任命権者において、これまでの取組に対する分析を行った上で、職

員の心身両面にわたる健康の保持、増進を図る取組を一層推進していくことを期待します。

エ 職場におけるハラスメントの防止

職場におけるハラスメントは、職員の尊厳や人格を不当に傷つけ、心身の健康を害するばかりか、職場全体の士気や公務能率を大きく低下させるものであり、徹底して防止する必要があります。

任命権者は、これまで、ハラスメント防止指針や事例集などハラスメントに関する情報をワンストップで確認できる「ハラスメント防止対策ポータル」の開設や、研修の強化等による意識改革の徹底などの取組を行ってきました。また、令和3年度からは、毎年11月を「働き方改革推進月間」として位置付け、働き方改革の推進に向けた取組の一環として、幹部職員向け研修の実施など、ハラスメント防止に向けた取組をより一層進めることとしました。

しかし、昨年度も、職員によるセクシュアルハラスメント事案が生じたほか、任命権者の窓口には、ハラスメントに関する苦情・相談が一定数寄せられており、本委員会の職員苦情相談窓口にも、毎年度、ハラスメント関連の相談が寄せられています。

また、任命権者が実施した「令和4年度行政改革に関する職員の意識調査」によると、ハラスメントを受けたと感じている職員の割合は16.1%であり、令和3年度の15.8%から増加しています。

任命権者は、本年度の不祥事防止取組強化項目として「ハラスメント根絶に向けた取組の徹底」を掲げ、不祥事防止点検や研修の実施、職員アンケートによりその実態把握に努めるなど、引き続き、様々な取組を行っていますが、本委員会としては、このような状況を踏まえ、任命権

者において、今後も、研修等による職員の意識啓発を継続的に実施するほか、円滑なコミュニケーションによる風通しのよい職場環境の醸成など、ハラスメントを生じさせない職場づくりを一層推進していくよう求めます。

本委員会としても、職員がハラスメントについてより相談しやすくなるよう、職員苦情相談窓口の周知に継続して努めるなど、引き続き取り組んでいきます。

「職員の給与等に関する報告」については、以上のとおりです。

議会及び知事におかれましては、職員給与等についての本委員会の見解を御理解の上、別紙第2で示す勧告を速やかに実施されるよう要請します。

給与等の報告・勧告制度の下、職員の適正な勤務条件を確保することは、中立かつ公正な第三者機関である人事委員会の使命であり、本委員会としては、今後ともその責任を果たしてまいります。

(別紙第2)

勸 告

本委員会は、職員の給与について、次の措置をとられるよう勧告します。

1 職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例（昭和32年神奈川県条例第52号）及び学校職員の給与等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第56号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第1のとおり改定すること。

(2) 地域手当

ア 本年の改定

令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間、支給割合を100分の12.19とすること。

イ 給与カーブの見直し

令和6年4月1日から、支給割合を100分の12.21とすること。

(3) 期末手当及び勤勉手当

ア 令和5年12月期の支給月数

(ア) (イ)以外の職員

期末手当の支給月数を1.25月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.7月）とし、勤勉手当の支給月数を1.05月（定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.5月）とすること。

(イ) 特定幹部職員

期末手当の支給月数を1.05月（定年前再任用短時間勤務職員にあ

っては、0.6月)とし、勤勉手当の支給月数を1.25月(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、0.6月)とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給月数

(7) (i)以外の職員

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.225月(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.6875月)とし、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.025月(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.4875月)とすること。

(i) 特定幹部職員

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.025月(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5875月)とし、6月期及び12月期に支給される勤勉手当の支給月数をそれぞれ1.225月(定年前再任用短時間勤務職員にあつては、それぞれ0.5875月)とすること。

2 任期付研究員の採用等に関する条例(平成14年神奈川県条例第5号)の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第2のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給月数

期末手当の支給月数を1.75月とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給月数

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.7月とすること。

3 任期付職員の採用等に関する条例（平成15年神奈川県条例第4号）の改正

(1) 給料表

現行の給料表を別記第3のとおり改定すること。

(2) 期末手当

ア 令和5年12月期の支給月数

期末手当の支給月数を1.75月とすること。

イ 令和6年6月期以降の支給月数

6月期及び12月期に支給される期末手当の支給月数をそれぞれ1.7月とすること。

4 改定の実施時期

この改定は、令和5年4月1日から実施すること。ただし、1(3)ア、2(2)ア及び3(2)アについては、この勧告を実施するための条例の公布の日から、1(2)イ、1(3)イ、2(2)イ及び3(2)イについては、令和6年4月1日から実施すること。

別記第1

行政職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級	9 級	10 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500	410,300	459,900	523,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100	412,700	463,000	526,000
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500	415,200	466,000	529,100
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900	417,600	469,000	532,200
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800	419,500	472,000	535,300
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300	421,600	475,000	537,600
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600	423,700	478,000	540,100
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100	425,900	481,100	542,500
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500	427,800	483,800	544,900
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100	429,900	486,900	546,700
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700	432,000	489,900	548,500
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300	433,900	493,000	550,400
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600	435,600	495,700	552,100
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900	437,400	498,000	553,500
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100	439,300	500,300	554,800
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400	441,200	502,600	555,900
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200	443,000	504,600	557,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100	444,800	506,000	558,200
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000	446,600	507,500	559,100
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800	448,300	508,900	560,000
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600	450,100	510,100	560,900
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400	451,600	511,500	
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200	453,000	513,000	
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000	454,500	514,500	
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600	455,900	515,600	
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100	457,200	516,700	
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600	458,500	517,900	
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100	459,700	519,100	
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600	460,700	520,100	
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900	461,400	521,000	
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200	462,200	521,900	
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400	462,900	522,800	
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600	463,600	523,600	
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900	464,400	524,500	
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200	465,100	525,200	
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400	465,700	525,700	
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600	466,200	526,400	
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400	466,800	527,000	
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200	467,400	527,800	
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000	468,000	528,400	

定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600	468,500	528,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300	469,000	
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000	469,400	
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700	469,700	
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500	470,000	
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300		
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700		
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400		
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900		
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300		
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700		
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100		
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500		
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900		
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300		
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600		
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900		
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300		
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600		
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900		
	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200		
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	446,600		
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	446,900		
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	447,200		
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	447,500		
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500			
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800			
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100			
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300			
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600			
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900			
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100			
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300			
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600			
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900			
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100			
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300			
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600			
	79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900			
	80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100			
	81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300			
	82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600			
	83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900			
	84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100			
	85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300			
	86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600			
	87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900			
	88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100			

	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300						
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600						
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900						
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100						
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300						
	94		295,900	343,600	382,500	394,300							
	95		296,200	344,100	382,900	394,600							
	96		296,600	344,500	383,300	394,800							
	97		296,800	344,700	383,600	395,000							
	98		297,100	345,100	384,100	395,300							
	99		297,500	345,500	384,500	395,600							
	100		297,900	345,800	384,900	395,800							
	101		298,100	346,100	385,200	396,000							
	102		298,400	346,500	385,700								
	103		298,800	346,900	386,100								
	104		299,100	347,300	386,500								
	105		299,300	347,800	386,800								
	106		299,600	348,200									
	107		300,000	348,600									
	108		300,300	349,000									
	109		300,500	349,500									
	110		300,900	349,900									
	111		301,300	350,200									
	112		301,600	350,500									
	113		301,800	351,000									
	114		302,000										
	115		302,300										
	116		302,700										
	117		302,900										
	118		303,100										
	119		303,400										
	120		303,700										
	121		304,100										
	122		304,300										
	123		304,600										
	124		304,900										
	125		305,200										
定年前再任用短時間勤務職員		基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額	基 給料月額	準 給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
		188,700	236,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000	391,200	442,400	522,800		

行政職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	147,100	200,200	219,900	260,200	285,500
	2	148,100	201,200	221,000	261,400	287,300
	3	149,100	202,200	221,900	262,400	288,900
	4	150,100	203,000	222,800	263,500	290,500
	5	151,200	203,700	223,800	264,200	292,100
	6	152,300	205,200	225,100	265,200	293,400
	7	153,400	206,500	226,300	266,100	294,500
	8	154,400	207,600	227,400	267,000	295,700
	9	155,300	208,900	228,700	267,600	296,900
	10	156,400	209,600	230,300	268,300	298,600
	11	157,500	210,400	231,800	269,100	300,300
	12	158,600	211,100	233,000	269,900	301,800
	13	159,500	212,200	234,100	270,700	303,100
	14	160,600	213,100	235,300	271,500	304,600
	15	161,800	214,000	236,500	272,300	306,000
	16	162,900	214,800	237,400	273,100	307,300
	17	164,000	215,700	238,000	273,800	308,800
	18	165,400	216,700	238,400	274,800	310,300
	19	166,700	217,600	238,800	275,700	311,900
	20	167,900	218,500	239,300	276,500	313,500
	21	169,000	219,200	239,800	277,400	314,500
	22	170,200	220,000	241,100	278,000	315,900
	23	171,400	220,800	242,300	278,700	317,200
	24	172,600	221,400	243,200	279,400	318,500
	25	173,700	222,100	244,300	279,900	319,600
	26	175,200	222,600	245,500	280,600	321,000
	27	176,700	223,000	246,700	281,400	322,400
	28	178,200	223,500	247,900	282,100	323,800
	29	179,600	224,100	248,700	282,900	325,300
	30	181,000	225,100	249,800	283,800	326,500
	31	182,500	226,000	251,000	284,600	327,800
	32	184,000	226,600	252,100	285,400	329,000
	33	185,400	227,100	253,200	286,100	330,000
	34	187,100	228,100	254,100	287,000	330,900
	35	188,800	229,100	255,000	287,900	332,000
	36	190,500	230,100	256,000	288,800	333,100
	37	192,200	230,600	257,000	289,400	334,200
	38	193,300	231,700	257,800	290,200	335,200
	39	194,700	232,800	258,600	291,000	336,200
	40	195,800	233,800	259,500	291,800	337,200

	41	196,800	234,500	260,400	292,400	338,100
	42	198,200	235,500	261,300	293,400	339,000
	43	199,400	236,400	262,200	294,400	339,900
	44	200,600	237,200	263,200	295,300	340,800
	45	202,100	238,000	263,800	296,000	341,700
	46	203,100	238,800	264,700	296,900	342,700
	47	204,000	239,500	265,700	297,800	343,700
	48	205,100	240,100	266,600	298,600	344,600
	49	206,200	240,700	267,600	299,200	345,500
	50	207,200	241,600	268,400	299,800	346,400
	51	208,100	242,500	269,200	300,400	347,300
	52	209,100	243,300	269,900	301,100	348,100
	53	210,200	244,200	270,500	301,700	348,900
	54	211,200	245,100	271,300	302,500	349,900
	55	212,100	245,700	272,100	303,200	350,900
	56	213,000	246,400	272,900	303,900	351,800
	57	213,900	247,200	273,500	304,500	352,700
	58	214,500	247,900	274,400	305,200	353,700
	59	215,200	248,600	275,300	305,900	354,700
	60	216,000	249,200	276,200	306,500	355,500
	61	216,800	249,800	277,100	307,100	356,400
	62	217,300	250,600	278,100	307,800	357,300
	63	217,800	251,400	278,900	308,500	358,200
	64	218,300	252,000	279,800	309,100	359,100
	65	218,800	252,600	280,600	309,600	359,900
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	66	219,400	253,100	281,400	310,100	360,600
	67	220,000	253,500	282,200	310,700	361,300
	68	220,500	253,900	282,900	311,300	362,000
	69	220,800	254,600	283,500	311,900	362,600
	70	221,100	255,100	284,300	312,300	363,300
	71	221,400	255,500	285,100	312,800	364,000
	72	221,700	255,800	285,800	313,300	364,700
	73	221,900	256,000	286,500	313,600	365,300
	74	222,300	256,300	287,200	314,100	366,000
	75	222,600	256,700	287,900	314,600	366,700
	76	223,000	257,100	288,700	315,000	367,400
	77	223,200	257,400	289,200	315,200	368,000
	78	223,700	257,800	289,700	315,500	368,700
	79	224,000	258,200	290,100	315,800	369,400
	80	224,300	258,600	290,500	316,100	370,100
	81	224,600	258,900	290,900	316,400	370,700
	82	224,900	259,200	291,300	316,700	371,400
	83	225,200	259,500	291,800	317,000	372,100
	84	225,500	259,700	292,300	317,300	372,800
	85	225,800	259,900	292,600	317,500	373,400
	86	226,100	260,100	293,100	317,900	374,100
	87	226,400	260,400	293,700	318,200	374,800
	88	226,700	260,700	294,200	318,400	375,500

89	227,000	260,900	294,500	318,600	376,100
90	227,400	261,100	295,000	318,900	376,800
91	227,700	261,400	295,500	319,200	377,500
92	228,000	261,600	295,800	319,500	378,200
93	228,200	261,900	296,200	319,700	378,800
94	228,500	262,200	296,700	320,000	379,500
95	228,800	262,500	297,200	320,300	380,200
96	229,100	262,700	297,700	320,500	380,900
97	229,300	262,900	298,000	320,700	381,500
98	229,600	263,200	298,400	321,000	382,200
99	229,800	263,400	298,900	321,300	382,900
100	230,100	263,700	299,400	321,500	383,600
101	230,400	264,000	299,800	321,700	384,200
102	230,600	264,200	300,200		384,900
103	230,900	264,500	300,500		385,600
104	231,200	264,800	300,800		386,300
105	231,500	265,000	301,100		386,900
106	232,000	265,200	301,500		387,600
107	232,300	265,500	301,900		388,300
108	232,600	265,700	302,300		388,900
109	232,800	266,000	302,600		389,300
110	233,200	266,300	303,000		389,800
111	233,600	266,600	303,400		390,300
112	233,900	266,800	303,700		390,800
113	234,100	267,000	303,900		391,200
114	234,600	267,300	304,200		
115	235,100	267,500	304,500		
116	235,600	267,700	304,700		
117	235,900	268,000	304,900		
118	236,300	268,300	305,200		
119	236,700	268,600	305,500		
120	237,000	268,900	305,700		
121	237,400	269,100	305,900		
122		269,300	306,200		
123		269,600	306,500		
124		269,900	306,700		
125		270,100	306,900		
126		270,300	307,200		
127		270,600	307,500		
128		270,900	307,700		
129		271,100	307,900		
130		271,300	308,200		
131		271,600	308,500		
132		271,900	308,700		
133		272,100	308,900		
134		272,300			
135		272,600			
136		272,900			

	137			273,100									
定年前再任用短時間勤務員		基給	料	月	準額	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額
					円				円				円
					194,600				205,700				224,200
													245,000
													275,700

公安職給料表

職員 の区 分	職務 の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	188,100	204,100	219,800	227,900	284,400	302,500	351,800	384,600
	2	189,900	205,800	221,900	229,900	285,800	304,300	354,000	386,800
	3	191,800	207,600	224,000	231,700	287,100	306,000	356,200	388,700
	4	193,500	209,400	225,900	233,500	288,400	307,800	358,100	390,600
	5	194,900	211,300	227,900	235,500	289,400	309,300	360,000	392,300
	6	197,000	213,400	229,900	237,000	290,400	311,100	362,000	394,300
	7	199,200	215,700	231,700	238,500	291,600	313,000	364,000	396,100
	8	201,500	217,900	233,500	240,100	292,700	314,900	365,800	397,900
	9	204,100	219,800	235,500	242,000	293,600	316,500	367,500	399,600
	10	205,800	221,900	237,000	243,600	295,100	318,500	369,500	401,500
	11	207,600	224,000	238,500	245,300	296,700	320,500	371,500	403,500
	12	209,400	225,900	240,100	246,800	298,200	322,500	373,500	405,500
	13	211,300	227,900	242,000	248,500	299,800	324,400	375,300	407,100
	14	213,400	229,900	243,600	250,400	301,500	326,000	377,300	409,200
	15	215,700	231,700	245,300	252,200	303,200	327,500	379,300	411,200
	16	217,900	233,500	246,800	254,000	304,900	329,000	381,300	413,300
	17	219,800	235,500	248,500	255,300	306,200	330,500	382,900	415,000
	18	221,900	237,000	250,400	257,400	307,800	332,700	384,900	417,300
	19	224,000	238,500	252,200	259,700	309,500	334,800	386,900	419,800
	20	225,800	240,100	254,000	262,000	311,100	336,900	388,900	422,200
	21	227,600	242,000	255,300	264,200	312,700	338,600	392,200	424,600
	22	229,400	243,600	256,800	266,000	315,600	340,400	394,200	426,400
	23	231,100	245,300	258,300	267,500	318,400	342,200	396,000	428,300
	24	232,700	246,800	259,700	268,900	321,200	344,000	397,800	430,200
	25	234,600	248,500	261,100	270,700	324,100	345,900	399,500	432,000
	26	236,000	250,400	261,900	271,900	326,000	347,900	401,500	433,600
	27	237,400	252,200	262,700	273,100	327,500	349,800	403,500	435,200
	28	238,800	254,000	263,600	274,400	329,000	351,600	405,500	436,700
	29	240,400	255,300	264,500	275,500	330,500	353,400	407,100	438,100
	30	241,900	256,800	265,600	277,000	332,700	355,500	409,200	439,800
	31	243,500	258,300	266,700	278,100	334,800	357,300	411,200	441,400
	32	245,100	259,700	267,600	279,200	336,900	359,200	413,300	442,800
	33	246,700	261,100	268,400	280,400	338,600	360,700	415,000	443,700
	34	248,300	261,900	269,400	281,700	340,400	363,100	416,600	445,300
	35	249,900	262,700	270,500	282,700	342,200	365,700	418,200	447,100
	36	251,500	263,600	271,400	283,700	344,000	368,400	419,800	448,900
	37	252,700	264,500	271,900	284,400	345,900	371,000	421,300	450,400
	38	254,700	265,600	273,100	285,800	347,900	373,100	422,900	452,200
	39	256,800	266,700	274,100	287,100	349,800	375,000	424,300	454,000
	40	258,800	267,600	275,100	288,400	351,600	377,400	425,700	455,700

	41	261,100	268,400	275,700	289,400	353,400	379,200	426,800	457,300
	42	261,900	269,400	276,600	290,400	355,500	381,300	428,200	459,000
	43	262,700	270,500	277,400	291,600	357,300	383,300	429,700	460,600
	44	263,600	271,400	278,200	292,700	359,200	385,300	431,200	462,400
	45	264,500	271,900	279,000	293,600	360,600	387,100	432,500	463,900
	46	265,600	273,100	280,000	295,100	362,600	389,200	434,200	465,300
	47	266,700	274,100	280,900	296,700	364,500	391,200	435,800	466,800
	48	267,600	275,100	281,700	298,200	366,500	393,100	437,400	468,100
	49	268,400	275,700	282,500	299,800	368,400	394,800	438,800	469,300
	50	269,400	276,600	284,600	301,500	370,500	396,200	440,500	470,000
	51	270,500	277,400	286,700	303,200	372,400	397,500	442,200	470,700
	52	271,400	278,200	288,800	304,900	374,400	398,800	443,800	471,400
	53	271,900	279,000	290,800	306,200	376,300	399,800	445,200	471,900
	54	273,100	280,000	292,800	307,800	378,400	400,900	445,900	472,700
	55	274,100	280,900	295,000	309,500	380,400	401,900	446,600	473,400
	56	275,100	281,700	296,900	311,100	382,400	402,900	447,300	474,000
	57	275,700	282,500	299,200	312,700	384,100	404,000	447,700	474,300
	58	276,600	283,700	301,100	314,100	385,800	405,200	448,300	474,900
	59	277,400	284,900	302,800	315,600	387,400	406,300	449,000	475,400
	60	278,200	286,200	304,600	317,100	389,000	407,500	449,600	475,900
	61	279,000	287,600	306,200	318,400	390,200	408,800	450,400	476,400
	62	280,000	289,200	307,800	319,900	391,200	411,000	451,100	476,800
	63	280,900	290,500	309,500	321,400	392,200	413,400	451,600	477,200
	64	281,700	291,800	311,100	322,900	393,200	415,700	452,100	477,600
	65	282,500	293,200	312,700	324,400	394,300	418,000	452,600	477,900
	66	283,700	294,700	314,100	326,100	395,400	419,500	452,900	
	67	284,900	296,100	315,600	327,800	396,500	421,000	453,200	
	68	286,200	297,500	317,100	329,400	397,600	422,400	453,600	
	69	287,600	298,700	318,400	330,800	398,900	423,900	454,000	
	70	289,200	300,300	319,900	332,200	399,700	425,200	454,200	
	71	290,500	301,900	321,400	333,600	400,500	426,400	454,500	
	72	291,800	303,200	322,900	335,200	401,100	427,600	454,700	
	73	293,200	304,500	324,400	336,700	401,600	428,600	455,100	
	74	294,700	306,000	326,100	338,300	403,000	429,300	455,300	
	75	296,100	307,400	327,800	339,900	404,700	430,100	455,500	
	76	297,500	308,700	329,400	341,500	406,300	430,900	455,700	
	77	298,700	310,000	330,800	342,400	408,100	431,400	456,100	
	78	300,300	311,600	332,200	344,100	408,900	431,800	456,300	
	79	301,900	313,000	333,600	345,700	409,700	432,200	456,500	
	80	303,200	314,400	335,200	347,300	410,400	432,500	456,700	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	81	304,500	315,700	336,700	348,900	411,300	432,800	457,100	
	82	306,000	317,100	338,300	350,600	412,000	433,200		
	83	307,400	318,400	339,900	352,200	412,700	433,500		
	84	308,700	319,800	341,500	353,900	413,300	433,800		
	85	310,000	320,500	342,400	355,400	414,000	434,100		
	86	311,600	322,000	344,100	357,000	414,400	434,400		
	87	313,000	323,500	345,700	358,500	415,000	434,700		
	88	314,400	325,200	347,300	360,000	415,600	435,000		

89	315,700	327,000	348,900	361,200	416,000	435,300
90	317,100	328,700	350,600	362,600	416,600	435,600
91	318,400	330,300	352,200	363,900	417,100	435,900
92	319,800	331,900	353,900	365,300	417,600	436,200
93	320,500	333,500	355,400	366,400	418,100	436,500
94	322,000	335,100	357,000	367,600	418,700	436,800
95	323,500	336,700	358,500	368,800	419,100	437,100
96	325,200	338,300	360,000	370,000	419,600	437,400
97	327,000	339,700	361,200	371,300	420,000	437,600
98	328,700	341,200	362,600	372,500	420,300	437,900
99	330,300	342,700	363,900	373,700	420,600	438,200
100	331,900	344,100	365,300	374,800	420,900	438,400
101	333,500	345,400	366,400	375,900	421,200	438,600
102	335,100	346,600	367,600	377,100	421,500	438,900
103	336,700	347,800	368,800	378,200	421,800	439,200
104	338,300	349,100	370,000	379,400	422,100	439,500
105	339,700	350,400	371,300	380,700	422,300	439,700
106	341,200	351,900	372,500	381,200	422,600	440,000
107	342,700	353,400	373,700	381,800	422,900	440,300
108	344,100	354,800	374,800	382,400	423,100	440,600
109	345,400	356,100	375,900	383,100	423,300	440,800
110	346,600	357,300	377,100	384,700	423,600	
111	347,800	358,400	378,200	386,200	423,900	
112	349,100	359,600	379,400	387,800	424,100	
113	350,400	360,700	380,500	389,200	424,300	
114	351,900	361,800	381,100	390,400	424,600	
115	353,400	362,900	381,600	391,800	424,900	
116	354,800	364,000	382,100	392,800	425,100	
117	356,100	365,200	382,700	394,100	425,300	
118	357,100	365,700	383,300	395,200		
119	358,000	366,300	383,900	396,300		
120	359,100	366,900	384,500	397,500		
121	359,900	367,500	384,800	398,800		
122	360,400	368,000	385,300	399,600		
123	360,900	368,500	385,900	400,400		
124	361,400	369,000	386,400	401,100		
125	361,700	369,400	386,800	401,600		
126		369,800	387,200	402,300		
127		370,400	387,800	403,000		
128		370,900	388,300	403,700		
129		371,300	388,700	404,000		
130		371,800	389,200	404,700		
131		372,400	389,800	405,400		
132		372,900	390,300	405,900		
133		373,100	390,600	406,300		
134		373,600	391,000	406,800		
135		374,100	391,500	407,400		
136		374,500	391,800	407,900		

137			375,000	392,100	408,400							
138			375,500	392,600	408,800							
139			376,000	393,100	409,300							
140			376,500	393,600	409,800							
141			376,800	393,900	410,300							
142			377,300	394,400	410,800							
143			377,800	394,900	411,400							
144			378,300	395,400	411,900							
145			378,600	395,700	412,300							
146			379,100	396,200	412,900							
147			379,500	396,700	413,400							
148			379,900	397,200	413,600							
149			380,200	397,600	413,900							
150			380,700	398,100	414,400							
151			381,200	398,500	414,700							
152			381,700	399,000	415,000							
153			382,000	399,400	415,300							
154			382,500	399,900	415,700							
155			383,000	400,300	416,100							
156			383,500	400,800	416,500							
157			383,800	401,200	416,800							
158				401,700	417,200							
159				402,100	417,600							
160				402,600	418,000							
161				403,000	418,300							
162				403,500	418,700							
163				403,900	419,100							
164				404,400	419,500							
165				404,800	419,800							
166				405,300	420,200							
167				405,700	420,600							
168				406,200	421,000							
169				406,600	421,300							
170				407,100								
171				407,500								
172				408,000								
173				408,400								
定年前再任用短時間勤務職員	基給料月額	準基給料月額	準基給料月額	準基給料月額	準基給料月額	準基給料月額	準基給料月額	準基給料月額	準基給料月額	準基給料月額	準基給料月額	準基給料月額
	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
	254,200	258,300	274,000	289,600	306,200	320,300	379,200	410,900				

海事職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	193,900	246,100	287,500	332,200	365,600	420,700
	2	196,300	248,300	288,900	334,100	367,700	423,000
	3	198,900	250,200	290,300	336,100	369,800	425,300
	4	201,300	252,000	291,700	338,100	371,900	427,500
	5	203,700	254,000	292,800	340,100	373,500	429,700
	6	206,200	255,600	294,100	341,600	376,300	432,000
	7	208,700	257,200	295,400	343,000	379,100	434,300
	8	211,400	259,000	296,700	344,400	381,900	436,500
	9	213,800	260,900	297,700	345,400	384,500	438,200
	10	216,200	262,700	299,800	347,100	386,900	440,300
	11	218,600	264,400	301,900	349,100	389,200	442,400
	12	221,200	265,900	303,900	351,100	391,400	444,400
	13	223,600	267,500	306,000	352,600	393,800	446,100
	14	226,100	269,300	308,400	354,600	396,500	448,300
	15	228,800	271,000	310,600	356,700	399,100	450,400
	16	231,300	272,700	312,800	358,800	401,600	452,600
	17	233,600	274,200	315,000	360,800	404,100	454,700
	18	235,800	275,700	317,200	363,000	406,100	456,900
	19	238,000	277,300	319,300	365,100	407,800	459,100
	20	240,200	278,700	321,200	367,300	409,400	461,300
	21	242,000	280,000	323,000	369,400	410,900	463,300
	22	243,600	281,100	323,900	371,200	412,500	465,100
	23	245,100	282,200	324,700	372,600	414,300	466,800
	24	246,400	283,200	325,600	374,100	416,100	468,400
	25	247,900	284,200	326,500	375,900	417,600	469,800
	26	248,900	285,600	327,600	378,200	419,100	471,000
	27	249,800	286,900	328,600	380,500	420,700	472,200
	28	250,700	288,000	329,800	382,600	422,200	473,300
	29	252,000	289,100	330,800	384,300	423,200	474,300
	30	252,600	290,300	332,000	386,200	424,800	475,300
	31	253,400	291,600	333,400	388,100	426,300	476,300
	32	254,200	292,600	334,800	389,900	427,900	477,300
	33	255,300	293,300	336,000	391,600	429,400	477,600
	34	256,100	294,700	337,100	393,100	430,700	478,600
	35	256,900	295,700	338,100	394,700	431,900	479,500
	36	257,500	296,800	339,500	396,400	433,100	480,400
	37	258,000	297,600	340,900	397,900	434,100	481,300
	38	258,400	298,300	341,900	399,200	435,100	482,200
	39	258,900	299,000	343,000	400,600	436,000	483,100
	40	259,400	299,700	344,100	401,900	436,900	484,000

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	259,900	300,300	344,900	402,400	437,300	484,800
	42	260,300	300,800	345,900	403,700	437,900	485,500
	43	260,700	301,300	347,000	404,900	438,500	486,200
	44	261,100	301,800	348,100	406,200	439,200	486,900
	45	261,700	302,300	349,200	407,600	439,700	487,400
	46	262,300	303,000	350,400	409,000	440,000	488,000
	47	262,800	303,900	351,600	410,300	440,500	488,600
	48	263,200	304,800	352,800	411,600	441,000	489,200
	49	263,600	305,800	353,600	412,800	441,300	489,500
	50	263,900	306,700	354,800	413,700	441,900	490,100
	51	264,200	307,500	356,100	414,600	442,500	490,800
	52	264,400	308,300	357,400	415,300	443,100	491,300
	53	264,600	309,000	358,700	415,500	443,700	491,800
	54	264,900	309,700	360,000	415,900	444,400	492,500
	55	265,200	310,400	361,300	416,300	445,000	492,800
	56	265,400	311,100	362,400	416,800	445,600	493,400
	57	265,600	311,900	363,000	417,100	445,900	493,900
	58	265,900	312,800	364,200	417,300	446,600	494,600
	59	266,200	313,600	365,300	417,700	447,300	494,900
	60	266,400	314,200	366,600	418,100	448,000	495,500
	61	266,600	314,700	367,700	418,400	448,400	496,000
	62	266,900	315,100	368,300	418,900	448,700	
	63	267,200	315,500	368,800	419,500	449,000	
	64	267,400	315,900	369,300	420,000	449,300	
	65	267,600	316,200	369,600	420,600	449,500	
	66	267,800	316,700	370,000	421,200	449,800	
	67	268,000	317,200	370,400	421,700	450,100	
	68	268,300	317,700	370,800	422,200	450,400	
	69	268,600	318,300	371,000	422,800	450,600	
	70			371,300	423,300	450,900	
	71			371,700	423,900	451,200	
	72			372,000	424,500	451,400	
	73			372,400	425,000	451,600	
	74			372,600	425,600		
	75			373,000	426,100		
	76			373,300	426,700		
	77			373,600	427,200		
	78			374,100	427,800		
	79			374,600	428,500		
	80			375,000	429,100		
	81			375,400	429,400		
	82			375,800	430,000		
	83			376,300	430,600		
	84			376,800	431,200		
	85			377,200	431,600		
	86			377,700	432,100		
	87			378,100	432,800		
	88			378,500	433,500		

	89			379,000	433,700		
	90			379,500	434,200		
	91			380,000	434,900		
	92			380,500	435,600		
	93			380,800	435,800		
	94			381,200			
	95			381,700			
	96			382,100			
	97			382,600			
	98			382,900			
	99			383,400			
	100			383,800			
	101			384,400			
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月額	準額	基給料月額	準額	基給料月額	準額
			円		円		円
		221,300		251,300		280,700	
						321,500	
						350,400	
						397,000	

海事職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	166,600	213,500	248,700	278,400	307,700
	2	167,800	215,900	249,900	279,600	308,500
	3	169,000	218,300	250,900	280,900	309,400
	4	170,100	220,700	251,500	282,200	310,200
	5	171,200	222,900	252,100	283,600	310,900
	6	172,600	224,700	253,700	285,400	312,000
	7	174,000	226,700	255,300	287,100	313,000
	8	175,400	228,600	256,500	288,300	314,000
	9	176,600	230,300	257,900	289,200	315,000
	10	178,200	231,800	259,100	290,600	316,000
	11	180,000	233,300	260,300	292,000	317,000
	12	181,700	234,700	261,500	293,200	318,000
	13	183,100	236,000	262,900	294,200	318,700
	14	184,600	237,000	264,500	295,200	319,600
	15	186,300	237,800	266,100	296,200	320,300
	16	187,900	238,500	267,400	297,200	321,100
	17	189,400	239,000	268,800	298,100	321,800
	18	191,100	240,300	270,600	299,200	322,400
	19	192,900	241,500	272,500	300,300	322,900
	20	194,600	242,500	273,900	301,400	323,400
	21	196,200	243,300	275,200	302,400	323,900
	22	198,200	244,300	276,200	303,600	324,400
	23	200,100	245,200	277,400	304,900	324,800
	24	202,000	246,100	278,600	306,200	325,200
	25	203,700	247,200	280,100	307,200	325,600
	26	205,300	248,300	281,200	308,400	326,100
	27	207,200	249,400	282,400	309,500	326,600
	28	209,000	250,500	283,500	310,700	327,100
	29	210,500	251,500	284,400	311,600	327,600
	30	212,400	252,900	285,900	312,300	328,100
	31	214,500	254,200	287,300	313,200	328,600
	32	216,400	255,400	288,500	314,000	329,100
	33	218,200	256,100	289,800	314,700	329,700
	34	219,500	256,700	291,100	315,200	330,200
	35	221,100	257,200	292,400	315,700	330,600
	36	222,300	257,700	293,700	316,200	331,000
	37	223,400	258,200	294,900	316,800	331,300
	38	225,000	258,900	296,100	317,500	331,700
	39	226,400	259,600	297,100	318,200	332,100
	40	227,700	260,300	298,200	318,900	332,500

	41	229,100	260,900	299,600	319,400	332,900
	42	230,300	262,000	300,600	319,900	333,600
	43	231,400	263,100	301,700	320,500	334,200
	44	232,600	264,100	302,800	321,200	334,800
	45	233,800	264,900	303,800	322,000	335,400
	46	234,800	266,100	304,700	322,400	336,100
	47	235,800	267,300	305,500	322,800	336,800
	48	236,800	268,300	306,300	323,200	337,500
	49	238,200	269,100	307,100	323,500	338,000
	50	239,300	270,400	307,900	323,900	338,400
	51	240,200	271,700	308,600	324,200	338,800
	52	241,100	273,000	309,500	324,500	339,200
定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	53	242,200	273,800	310,400	324,800	339,500
	54	243,100	274,900	311,200	325,400	339,900
	55	244,000	275,900	312,000	326,000	340,500
	56	244,900	276,800	312,800	326,500	341,100
	57	245,700	277,500	313,500	326,800	341,400
	58	246,500	278,500	314,200	327,200	341,900
	59	247,300	279,300	314,800	327,700	342,400
	60	248,100	280,100	315,400	328,200	342,800
	61	248,900	280,900	316,000	328,700	343,000
	62	249,700	281,700	316,600	329,100	343,400
	63	250,600	282,500	317,200	329,600	343,700
	64	251,400	283,400	317,700	329,800	344,100
	65	251,900	284,300	318,200	330,000	344,300
	66	252,700	285,200	319,000	330,300	344,700
	67	253,400	286,000	319,600	330,900	345,100
	68	254,100	286,800	320,200	331,400	345,500
69	254,800	287,600	320,900	331,700	345,900	
70	255,300	288,200	321,500	332,000	346,300	
71	255,800	288,700	322,000	332,300	346,600	
72	256,300	289,300	322,600	332,500	347,100	
73	256,700	289,800	322,800	332,700	347,600	
74	257,000	290,300	323,200	332,900	348,100	
75	257,300	290,800	323,500	333,100	348,600	
76	257,500	291,100	323,800	333,300	348,800	
77	257,700	291,300	324,100	333,700	349,100	
78	258,000	291,600	324,400	333,900	349,500	
79	258,300	291,900	325,000	334,200	349,900	
80	258,500	292,100	325,500	334,500	350,300	
81	258,700	292,400	326,100	334,800	350,700	
82	259,000	293,000	326,500	335,100	351,000	
83	259,200	293,300	326,800	335,400	351,400	
84	259,400	293,600	327,000	335,700	351,700	
85	259,700	293,900	327,200	336,000	352,100	
86		294,200	327,500	336,300	352,500	
87		294,500	327,700	336,600	352,900	
88		294,700	327,900	336,900	353,300	

	89			294,900		328,200		337,100		353,700										
	90			295,100		328,500		337,400		354,100										
	91			295,400		328,700		337,700		354,500										
	92			295,700		329,000		338,100		354,900										
	93			295,900		329,200		338,500		355,300										
	94			296,200		329,400		338,700		355,700										
	95			296,500		329,700		339,000		356,100										
	96			296,700		330,000		339,200		356,500										
	97			296,900		330,200		339,500		356,900										
	98			297,100		330,500		339,800												
	99			297,300		330,700		340,100												
	100			297,600		331,000		340,400												
	101			297,900		331,200		340,600												
	102			298,200		331,400		340,900												
	103			298,400		331,600		341,200												
	104			298,600		331,800		341,500												
	105			298,900		332,200		341,700												
	106					332,400		342,100												
	107					332,600		342,300												
	108					332,900		342,500												
	109					333,200		342,800												
	110					333,400														
	111					333,700														
	112					334,000														
	113					334,200														
定年前再任用短時間勤務員		基給	料	月	準額	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額			
					円				円				円				円			
					216,100				230,600				232,600				254,700			283,200

研究職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	162,500	210,100	291,600	338,900	391,500	433,500
	2	163,600	213,200	294,000	341,000	394,300	436,000
	3	164,800	215,900	296,300	342,900	396,900	438,500
	4	165,900	218,400	298,600	344,600	399,600	440,900
	5	167,000	220,900	300,700	346,300	401,700	443,300
	6	168,300	222,600	302,600	347,800	404,400	445,900
	7	169,600	224,300	304,400	349,200	407,100	448,500
	8	170,900	226,200	306,100	350,400	409,800	450,800
	9	171,900	228,100	307,800	351,900	412,300	453,000
	10	173,600	230,300	310,100	353,800	414,900	455,300
	11	175,200	232,700	312,300	355,800	417,600	457,800
	12	176,900	234,700	314,700	357,500	420,200	460,200
	13	178,300	236,700	316,500	359,300	422,800	462,700
	14	180,200	239,100	318,800	361,100	425,500	465,200
	15	182,100	241,600	321,200	362,700	428,300	467,700
	16	184,100	243,900	323,500	364,200	431,000	470,100
	17	185,800	246,100	325,700	365,700	433,500	472,400
	18	187,900	248,500	327,900	367,600	436,000	474,800
	19	190,100	251,100	329,800	369,300	438,500	477,200
	20	192,100	253,600	331,700	371,200	440,900	479,700
	21	194,100	256,000	333,700	372,700	443,300	482,100
	22	196,100	258,300	335,100	374,600	445,900	484,600
	23	198,100	260,500	336,300	376,300	448,500	487,000
	24	199,900	262,700	337,700	378,000	450,800	489,500
	25	201,700	265,000	339,300	379,400	453,000	491,800
	26	203,900	267,300	341,000	381,100	455,300	494,000
	27	206,000	269,500	342,800	383,000	457,800	496,200
	28	208,100	271,600	344,400	384,900	460,200	498,400
	29	210,200	273,900	346,000	386,600	462,700	500,000
	30	211,300	276,000	347,600	388,400	465,200	501,500
	31	212,600	277,900	349,000	390,300	467,700	503,100
	32	213,900	279,700	350,300	392,100	470,100	504,600
	33	215,600	281,400	351,500	393,600	472,400	506,300
	34	217,300	283,400	352,900	395,400	474,800	507,700
	35	219,100	285,400	354,200	397,000	477,200	509,100
	36	220,700	287,200	355,500	398,700	479,700	510,600
	37	222,200	288,900	356,700	399,900	482,100	511,700
	38	224,100	290,000	357,900	401,300	484,600	512,900
	39	226,000	291,100	359,100	402,700	487,000	514,100
	40	227,700	292,200	360,300	404,100	489,500	515,300

	41	229,400	293,200	361,000	405,400	491,800	516,200
	42	231,000	293,900	362,100	406,700	493,500	517,200
	43	232,700	294,400	363,300	408,200	495,100	518,200
	44	234,200	294,900	364,400	409,700	496,700	519,200
	45	235,700	295,400	365,500	410,900	498,300	520,300
	46	237,200	296,300	366,700	412,100	499,000	521,200
	47	238,700	297,300	367,900	413,700	499,700	521,900
	48	240,100	298,200	369,000	415,200	500,300	522,600
	49	241,500	299,200	370,000	416,500	500,900	523,400
	50	243,200	300,200	371,300	417,900	501,600	524,200
	51	244,800	301,100	372,600	419,300	502,300	525,000
	52	246,200	302,000	373,800	420,700	502,900	525,800
	53	247,400	303,000	374,500	422,100	503,500	526,500
	54	249,000	303,900	375,500	423,500	504,200	527,300
	55	250,600	304,700	376,400	424,900	504,900	528,100
	56	252,000	305,500	377,200	426,300	505,500	528,900
	57	253,200	305,900	377,900	427,400	506,100	529,600
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	58	254,400	306,600	378,600	428,700	506,800	
	59	255,300	307,500	379,300	430,100	507,500	
	60	256,200	308,200	380,000	431,400	508,100	
	61	257,100	308,900	380,600	432,200	508,700	
	62	257,900	309,900	381,300	433,100		
	63	258,700	310,800	382,100	434,100		
	64	259,500	311,700	382,900	435,000		
	65	260,300	312,500	383,500	435,900		
	66	261,100	313,400	384,300	436,700		
	67	261,800	314,300	385,000	437,300		
	68	262,400	315,200	385,700	438,100		
	69	263,000	316,100	386,300	438,500		
	70	264,000	317,100	387,000	439,100		
	71	265,200	318,100	387,700	439,600		
	72	266,200	319,100	388,400	440,100		
	73	267,400	319,600	389,100	440,600		
	74	268,600	320,600	389,700	441,200		
	75	269,600	321,700	390,300	441,700		
	76	270,600	322,700	391,000	442,200		
	77	271,600	323,800	391,700	442,700		
	78	272,600	324,800	392,300	443,300		
	79	273,600	325,700	392,900	443,800		
80	274,500	326,600	393,500	444,300			
81	275,500	327,500	394,100	444,800			
82	276,600	328,300	394,700				
83	277,700	329,000	395,300				
84	278,600	329,600	395,900				
85	279,500	330,100	396,400				
86	280,400	330,600	396,900				
87	281,300	331,100	397,400				
88	282,000	331,500	398,100				

	89	282,800	331,800	398,500															
	90	283,900	332,300																
	91	284,900	332,800																
	92	285,900	333,200																
	93	286,800	333,500																
	94	287,700	333,900																
	95	288,700	334,300																
	96	289,600	334,700																
	97	289,900	335,200																
	98	290,800	335,700																
	99	291,500	336,200																
	100	292,400	336,700																
	101	293,300	337,200																
	102	293,900	337,700																
	103	294,600	338,200																
	104	295,300	338,700																
	105	295,800	339,100																
	106	296,300	339,500																
	107	296,800	340,000																
	108	297,200	340,400																
	109	297,400	340,900																
	110	297,800	341,300																
	111	298,100	341,800																
	112	298,300	342,200																
	113	298,600	342,700																
	114	298,900	343,100																
	115	299,200	343,600																
	116	299,500	344,000																
	117	299,800	344,500																
	118	300,100	344,900																
	119	300,300	345,300																
	120	300,600	345,700																
	121	300,900	346,100																
定年前再任用短時間勤務職員		基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円	基 給 料 月 額 円
		218,500	259,700	284,500	327,000	385,700	427,500												

医療職給料表(1)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	264,700	346,600	406,900	474,700
	2	267,200	349,600	409,600	477,000
	3	269,600	352,400	412,100	479,200
	4	272,000	355,300	414,700	481,500
	5	274,100	357,800	417,100	483,700
	6	277,600	360,800	419,100	485,800
	7	281,100	363,800	420,900	488,000
	8	284,500	366,600	422,800	490,000
	9	288,100	368,700	424,600	491,900
	10	291,600	371,200	427,300	494,000
	11	295,200	373,900	429,800	496,100
	12	298,700	376,400	432,200	498,200
	13	302,200	379,100	434,400	500,300
	14	306,100	382,500	436,900	502,200
	15	310,000	385,500	438,900	504,300
	16	313,600	388,800	441,000	506,400
	17	317,200	391,800	443,000	508,300
	18	320,700	394,400	445,200	510,300
	19	324,200	396,800	447,400	512,300
	20	327,700	399,300	449,500	514,100
	21	331,300	401,900	450,900	515,900
	22	335,000	403,900	453,300	517,700
	23	338,400	405,500	455,600	519,500
	24	341,700	407,100	457,800	521,300
	25	345,000	408,800	459,800	522,900
	26	347,500	411,000	462,100	524,700
	27	350,000	413,100	464,300	526,500
	28	352,300	415,100	466,600	528,300
	29	354,400	417,200	468,700	529,900
	30	356,100	419,300	470,900	531,700
	31	357,800	420,900	473,200	533,500
	32	359,600	422,600	475,300	535,300
	33	361,500	424,500	477,100	536,900
	34	363,700	426,000	479,200	538,700
	35	365,800	427,800	481,300	540,400
	36	367,800	429,600	483,300	542,100
	37	369,700	431,500	485,400	543,700
	38	371,900	433,500	487,100	545,300
	39	374,000	435,300	488,900	546,700
	40	376,000	437,200	490,700	548,300

定年前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	41	378,000	439,000	492,300	549,800
	42	378,700	440,700	494,100	551,200
	43	379,300	442,400	495,900	552,600
	44	380,000	444,200	497,500	553,900
	45	380,900	446,000	498,900	555,100
	46	382,200	447,800	500,600	556,100
	47	383,500	449,500	502,400	557,100
	48	384,800	451,200	504,100	558,100
	49	385,600	452,800	505,600	559,100
	50	386,400	454,500	506,900	560,000
	51	387,200	456,200	508,200	560,900
	52	387,700	457,900	509,500	561,800
	53	388,500	459,800	510,500	562,600
	54	389,300	461,000	511,800	563,500
	55	390,000	462,200	513,100	564,400
	56	390,700	463,400	514,400	565,300
	57	391,400	464,400	515,400	566,200
	58	392,300	465,400	516,200	567,100
	59	393,000	466,300	517,000	568,000
	60	393,600	467,100	517,800	568,800
	61	394,100	467,900	518,700	569,700
	62	394,600	468,600	519,500	570,600
	63	395,000	469,300	520,400	571,500
	64	395,400	469,900	521,200	572,400
	65	395,700	470,600	522,100	573,300
	66		471,300	523,000	
	67		471,900	523,700	
	68		472,500	524,600	
	69		472,800	525,500	
	70		473,400	526,300	
	71		474,100	527,200	
	72		474,800	528,100	
	73		475,200	528,900	
	74		475,800	529,800	
	75		476,500	530,700	
	76		477,200	531,500	
	77		477,600	532,300	
	78		478,200	533,200	
	79		478,800	534,100	
	80		479,300	535,000	
	81		479,900	535,800	
82		480,400	536,700		
83		480,900	537,600		
84		481,400	538,500		
85		481,800	539,300		
86		482,400	540,200		
87		482,800	541,100		
88		483,400	542,000		

	89			483,900		542,800							
	90			484,500		543,700							
	91			485,100		544,600							
	92			485,700		545,500							
	93			486,200		546,300							
	94			486,800									
	95			487,400									
	96			488,000									
	97			488,500									
定年再 任用 短時 間勤 務職 員		基 給	料	月	準 額	基 給	料	月	準 額	基 給	料	月	準 額
					円				円				円
					297,400				339,900				394,300
													467,400

医療職給料表(2)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	167,200	202,800	258,800	287,400	330,400	373,400
	2	168,600	204,400	259,900	289,200	332,400	376,000
	3	170,000	205,900	261,100	291,200	334,300	378,600
	4	171,400	207,300	262,200	293,100	336,200	381,200
	5	172,700	208,800	263,400	294,900	338,000	383,500
	6	174,500	210,000	264,600	296,900	340,000	386,200
	7	176,200	211,200	265,700	298,700	342,000	388,800
	8	177,800	212,400	266,700	300,600	344,000	391,500
	9	179,400	213,800	267,800	302,400	345,800	393,600
	10	181,100	215,300	268,500	304,000	347,900	395,800
	11	182,700	216,800	269,200	305,500	349,900	398,000
	12	184,600	218,300	270,000	307,100	351,900	400,200
	13	186,000	219,700	271,000	308,800	353,400	402,200
	14	187,800	222,000	272,000	310,700	355,400	404,200
	15	189,800	224,300	273,000	312,700	357,300	406,200
	16	191,600	226,600	274,100	314,500	359,300	408,200
	17	193,500	228,800	275,300	316,300	361,100	410,000
	18	194,700	230,600	276,800	318,200	363,100	411,900
	19	196,200	232,300	278,400	320,100	365,100	413,800
	20	197,600	234,000	280,000	321,900	367,000	415,600
	21	198,800	236,100	281,500	323,700	368,700	417,400
	22	200,300	237,400	283,100	325,600	370,700	419,000
	23	201,700	238,700	284,700	327,400	372,700	420,600
	24	203,000	239,900	286,300	329,300	374,700	422,100
	25	204,600	241,100	287,900	331,000	376,100	423,600
	26	205,600	242,300	289,400	332,900	377,900	424,900
	27	206,700	243,400	290,900	334,800	379,700	426,200
	28	207,800	244,500	292,500	336,600	381,400	427,500
	29	209,000	245,400	293,800	337,900	383,100	428,800
	30	210,100	246,500	295,300	339,700	384,600	430,000
	31	211,200	247,800	296,800	341,400	386,100	431,200
	32	212,300	248,900	298,300	343,200	387,600	432,300
	33	213,700	250,200	299,800	344,900	388,900	433,500
	34	215,000	251,400	301,400	346,700	390,200	434,700
	35	216,300	252,600	303,000	348,500	391,500	435,900
	36	217,500	253,800	304,600	350,300	392,600	437,100
	37	218,500	254,600	305,900	351,900	393,700	438,400
	38	219,500	255,800	307,500	353,600	394,800	439,200
	39	220,500	256,900	309,000	355,200	395,900	439,600
	40	221,500	258,000	310,500	356,800	397,000	440,300

	41	222,400	259,200	312,100	358,000	397,800	440,800
	42	223,200	260,000	313,700	359,100	398,600	441,200
	43	224,000	260,800	315,300	360,300	399,400	441,600
	44	224,900	261,600	316,800	361,500	400,200	442,000
	45	225,800	262,500	317,700	362,500	400,600	442,400
	46	226,700	263,500	319,100	363,300	401,200	442,800
	47	227,600	264,500	320,600	364,300	401,700	443,200
	48	228,500	265,500	322,200	365,400	402,100	443,500
	49	229,200	266,700	323,600	366,400	402,500	443,800
	50	230,100	268,200	324,900	367,400	402,800	444,200
	51	231,000	269,700	326,100	368,400	403,100	444,500
	52	231,800	271,000	327,300	369,300	403,400	444,800
	53	232,100	272,200	328,300	370,100	403,700	445,100
	54	232,900	273,800	329,300	370,900	404,000	
	55	233,500	275,300	330,300	371,800	404,300	
	56	234,200	276,800	331,200	372,600	404,600	
	57	234,800	278,100	331,700	373,100	404,900	
	58	235,400	279,500	332,600	373,900	405,200	
	59	235,900	280,800	333,400	374,700	405,500	
	60	236,400	282,100	334,300	375,500	405,900	
	61	237,000	283,200	335,000	375,900	406,100	
定年前再 任用短時 間勤務職 員以外の 職員	62	237,500	284,600	335,300	376,600	406,400	
	63	238,000	286,000	335,800	377,300	406,700	
	64	238,600	287,300	336,400	377,900	407,000	
	65	239,100	288,600	337,000	378,300	407,200	
	66	239,600	290,200	337,700	378,900	407,500	
	67	240,200	291,700	338,400	379,600	407,800	
	68	240,700	293,100	339,000	380,200	408,100	
	69	241,200	294,300	339,700	380,600	408,300	
	70	241,700	295,800	340,200	381,100	408,600	
	71	242,100	297,100	340,800	381,600	408,900	
	72	242,600	298,600	341,400	382,100	409,200	
	73	243,100	299,900	341,700	382,700	409,400	
	74	243,600	301,300	342,300	383,200	409,700	
	75	244,100	302,700	342,800	383,800	410,000	
	76	244,600	304,000	343,300	384,400	410,300	
	77	244,900	305,000	343,800	384,900	410,500	
	78	245,200	306,200	344,300	385,400		
	79	245,500	307,400	344,800	385,900		
80	245,700	308,800	345,200	386,400			
81	245,900	310,100	345,500	386,700			
82	246,200	311,300	345,800	387,200			
83	246,500	312,500	346,200	387,600			
84	246,700	313,700	346,500	388,000			
85	246,900	315,000	347,000	388,400			
86		315,800	347,300	388,900			
87		316,500	347,600	389,300			
88		317,200	347,900	389,700			

	89		317,800	348,300	390,100		
	90		318,500	348,600	390,600		
	91		319,200	349,000	391,000		
	92		319,800	349,300	391,400		
	93		320,400	349,700	391,800		
	94		320,600	350,000	392,300		
	95		321,100	350,300	392,700		
	96		321,600	350,600	393,100		
	97		322,200	350,900	393,500		
	98		322,700	351,300			
	99		323,200	351,700			
	100		323,600	352,100			
	101		324,200	352,600			
	102		324,700	353,000			
	103		325,100	353,400			
	104		325,600	353,800			
	105		326,100	354,300			
	106		326,500				
	107		326,700				
	108		327,000				
	109		327,400				
	110		327,800				
	111		328,200				
	112		328,600				
	113		328,900				
	114		329,100				
	115		329,500				
	116		329,800				
	117		330,000				
	118		330,300				
	119		330,600				
	120		330,900				
	121		331,100				
	122		331,400				
	123		331,800				
	124		332,000				
	125		332,200				
	126		332,400				
	127		332,800				
	128		333,000				
	129		333,200				
	130		333,600				
	131		334,000				
	132		334,400				
	133		334,600				
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円
		189,700	244,500	257,900	283,100	323,900	366,200

医療職給料表(3)

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	183,500	211,000	253,600	272,400	293,800	332,800	376,100
	2	184,900	212,900	255,000	273,300	295,300	334,800	378,700
	3	186,400	214,900	256,500	274,100	296,900	336,800	381,400
	4	187,800	216,800	257,900	274,900	298,500	338,800	384,000
	5	189,300	218,800	259,100	275,400	299,800	340,800	386,200
	6	190,800	220,600	259,900	276,300	301,500	342,900	388,400
	7	192,300	222,400	260,700	277,000	303,100	344,900	390,700
	8	193,800	224,100	261,400	277,900	304,700	346,900	393,000
	9	195,000	225,800	262,100	278,800	306,300	348,400	394,900
	10	196,700	227,200	262,800	279,400	307,700	350,400	397,000
	11	198,300	228,500	263,600	280,300	308,900	352,300	399,200
	12	199,800	229,400	264,300	281,200	310,200	354,300	401,400
	13	201,200	230,800	265,100	282,100	311,400	356,200	403,300
	14	203,200	231,800	266,000	283,000	313,000	358,200	405,300
	15	205,300	232,800	266,800	283,900	314,600	360,200	407,400
	16	207,300	233,700	267,700	284,800	316,200	362,200	409,400
	17	209,300	234,800	268,200	285,800	317,700	364,100	411,400
	18	211,300	236,200	269,000	286,800	319,200	366,100	413,600
	19	213,400	237,600	269,800	287,800	320,700	368,200	415,800
	20	215,400	238,700	270,600	288,900	322,100	370,200	417,900
	21	217,300	239,800	271,300	290,200	323,500	371,900	419,800
	22	219,000	241,400	272,000	291,600	324,900	374,000	421,700
	23	220,700	243,100	272,700	292,800	326,400	376,100	423,500
	24	222,400	244,500	273,500	294,000	327,800	378,100	425,400
	25	223,700	245,700	274,300	295,100	329,200	380,000	427,100
	26	225,000	247,000	275,000	296,500	330,600	381,600	428,700
	27	226,100	248,400	275,800	297,900	332,000	383,400	430,400
	28	227,100	249,700	276,600	299,300	333,400	385,200	432,000
	29	228,200	251,100	277,600	300,300	334,500	386,900	433,300
	30	229,000	252,100	278,700	301,600	336,000	388,600	434,600
	31	229,800	252,900	280,100	302,900	337,400	390,500	436,200
	32	230,500	253,600	281,300	304,100	338,900	392,200	437,700
	33	231,600	254,400	282,500	305,300	340,400	393,900	439,400
	34	232,800	255,300	283,800	306,700	341,900	395,600	441,000
	35	233,900	256,200	284,900	308,100	343,400	397,400	442,400
	36	234,900	256,900	286,100	309,500	344,900	399,100	443,800
	37	235,900	257,600	287,500	310,800	346,500	400,700	444,900
	38	237,200	258,500	288,600	312,100	348,100	402,400	446,200
	39	238,500	259,400	289,700	313,500	349,600	404,200	447,500
	40	239,700	260,300	290,700	314,900	351,100	406,000	448,900

	41	240,500	260,700	291,700	316,400	352,300	407,500	449,900
	42	241,500	261,500	292,900	317,800	353,800	409,000	450,600
	43	242,500	262,300	294,100	319,200	355,300	410,500	451,400
	44	243,500	263,000	295,300	320,500	356,700	411,800	452,000
	45	244,500	263,700	296,400	321,300	358,100	412,900	452,900
	46	245,500	264,400	297,700	322,700	359,100	414,000	453,600
	47	246,400	265,100	299,000	324,100	360,500	415,100	454,400
	48	247,200	265,800	300,200	325,600	361,800	416,300	455,200
	49	248,000	266,500	301,300	326,700	363,100	417,600	455,900
	50	248,900	267,300	302,500	328,000	364,500	418,700	456,600
	51	249,800	268,000	303,700	329,300	365,800	419,900	457,300
	52	250,600	268,900	305,000	330,600	367,100	421,000	458,100
	53	251,200	269,800	306,400	331,900	368,600	422,200	458,900
	54	252,100	270,900	307,700	333,200	369,800	423,200	459,700
	55	253,000	272,000	309,000	334,500	370,900	424,300	460,400
	56	253,800	273,200	310,200	335,800	372,100	425,400	461,100
	57	254,500	274,400	311,000	336,700	373,200	426,500	461,900
	58	255,400	275,800	312,200	338,000	374,100	427,000	462,700
	59	256,000	277,100	313,400	339,200	375,100	427,600	463,400
	60	256,800	278,400	314,800	340,500	376,000	428,000	464,100
	61	257,500	279,600	315,900	341,500	376,600	428,600	464,900
	62	258,200	280,800	317,200	342,400	377,400	429,100	
	63	258,900	281,900	318,400	343,500	378,200	429,500	
	64	259,600	283,000	319,600	344,700	379,000	430,000	
	65	260,200	284,000	320,800	345,800	379,700	430,500	
	66	260,900	285,200	322,100	347,000	380,400	430,900	
	67	261,500	286,400	323,300	348,200	381,200	431,200	
	68	262,100	287,400	324,500	349,200	381,900	431,500	
	69	262,700	288,400	325,200	350,200	382,500	431,900	
	70	263,300	289,800	326,300	351,200	383,100	432,300	
	71	264,100	291,100	327,400	352,300	383,800	432,600	
	72	264,900	292,300	328,300	353,400	384,400	432,900	
	73	266,100	293,300	329,400	354,200	385,100	433,300	
	74	267,200	294,600	330,100	355,300	385,600	433,700	
	75	268,200	295,800	331,200	356,400	386,200	434,000	
	76	269,200	297,000	332,300	357,400	386,700	434,300	
	77	270,100	298,300	333,400	358,100	387,100	434,700	
	78	271,000	299,500	334,600	358,900	387,700		
	79	271,900	300,700	335,700	359,700	388,200		
	80	272,800	301,900	336,800	360,400	388,500		
	81	273,600	302,400	337,900	361,000	388,800		
	82	274,500	303,600	339,000	361,500	389,300		
	83	275,400	304,700	340,000	362,100	389,700		
	84	276,000	305,800	341,100	362,600	390,000		
	85	276,700	306,900	342,000	363,200	390,300		
	86	277,400	308,100	343,000	363,700	390,800		
	87	278,100	309,300	343,900	364,300	391,300		
	88	278,800	310,400	344,900	364,800	391,700		

定年
前再
任用
短時
間勤
務職
員以
外の
職員

89	279,600	311,500	345,800	365,200	392,000
90	280,400	312,700	346,600	365,600	392,400
91	281,200	313,900	347,400	366,200	392,900
92	282,000	315,000	348,200	366,700	393,300
93	282,800	315,800	348,800	367,000	393,700
94	283,800	316,500	349,400	367,500	394,100
95	284,700	317,200	350,100	367,900	394,600
96	285,600	317,800	350,700	368,200	395,000
97	286,200	318,300	351,100	368,800	395,400
98	286,800	318,600	351,500	369,300	395,800
99	287,400	319,200	352,000	369,800	396,300
100	288,300	319,800	352,400	370,300	396,700
101	289,100	320,200	352,900	370,900	397,100
102	289,900	320,800	353,300	371,400	
103	290,700	321,400	353,800	371,900	
104	291,500	321,900	354,200	372,300	
105	292,100	322,300	354,500	372,900	
106	292,600	322,800	355,000	373,400	
107	293,100	323,300	355,400	373,900	
108	293,500	323,800	355,700	374,400	
109	293,700	324,200	356,200	375,000	
110	294,000	324,600	356,700	375,400	
111	294,200	324,900	357,200	375,900	
112	294,500	325,200	357,700	376,400	
113	294,800	325,500	358,200	377,000	
114	295,000	325,900	358,700		
115	295,300	326,300	359,200		
116	295,500	326,600	359,600		
117	295,800	326,800	360,000		
118	296,100	327,100	360,400		
119	296,400	327,500	360,900		
120	296,700	327,700	361,400		
121	297,000	327,900	361,800		
122	297,400	328,200	362,300		
123	297,700	328,500	362,800		
124	298,100	328,800	363,300		
125	298,300	329,000	363,600		
126	298,500	329,300			
127	298,800	329,700			
128	299,200	329,900			
129	299,400	330,100			
130	299,700	330,300			
131	300,100	330,700			
132	300,500	330,900			
133	300,700	331,200			
134	301,000	331,600			
135	301,400	332,000			
136	301,700	332,400			

137	301,900	332,700																		
138	302,200	333,100																		
139	302,600	333,500																		
140	302,900	333,900																		
141	303,100	334,200																		
142	303,500	334,600																		
143	303,900	334,900																		
144	304,200	335,300																		
145	304,400	335,600																		
146	304,600	336,000																		
147	304,900	336,400																		
148	305,300	336,800																		
149	305,500	337,100																		
150	305,700	337,500																		
151	306,000	337,900																		
152	306,300	338,300																		
153	306,700	338,600																		
154	306,900																			
155	307,100																			
156	307,400																			
157	307,700																			
158	308,000																			
159	308,300																			
160	308,600																			
161	309,000																			
162	309,300																			
163	309,600																			
164	309,900																			
165	310,300																			
166	310,600																			
167	310,900																			
168	311,200																			
169	311,600																			
定年前再任用短時間勤務職員	基給料月額	標準料月額	基給料月額	標準料月額	基給料月額	標準料月額	基給料月額	標準料月額	基給料月額	標準料月額	基給料月額	標準料月額	基給料月額	標準料月額	基給料月額	標準料月額	基給料月額	標準料月額	基給料月額	標準料月額
	236,100	256,400	263,600	273,800	290,100	327,300	371,800													

福祉職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	176,900	223,400	264,400	284,900	323,100	365,500
	2	178,100	225,100	265,900	286,300	325,300	368,100
	3	179,300	226,900	267,300	287,800	327,500	370,500
	4	180,500	228,600	268,700	289,100	329,500	372,900
	5	181,400	230,300	269,600	290,500	331,500	374,800
	6	182,900	232,000	270,800	292,200	333,500	377,300
	7	184,300	233,700	272,100	294,000	335,400	379,600
	8	185,700	235,000	273,400	295,800	337,300	382,100
	9	186,800	236,700	274,400	297,500	339,200	384,500
	10	188,200	238,200	275,500	299,400	341,200	387,100
	11	189,600	239,500	276,700	301,400	343,200	389,700
	12	191,000	240,700	277,600	303,200	345,200	392,300
	13	192,400	242,000	278,500	304,400	347,000	394,600
	14	193,700	243,300	279,700	306,500	349,000	396,900
	15	195,100	244,600	281,000	308,500	350,900	399,100
	16	196,400	245,800	282,300	310,400	352,800	401,400
	17	197,800	247,000	283,600	312,300	354,500	403,200
	18	199,100	248,200	285,200	314,000	356,500	405,100
	19	200,400	249,300	286,800	315,600	358,300	407,000
	20	201,500	250,300	288,200	317,300	360,200	408,800
	21	202,500	251,000	289,400	319,000	362,100	410,600
	22	204,100	252,100	291,100	321,100	364,000	412,400
	23	205,700	253,300	292,400	323,100	365,900	414,200
	24	207,100	254,400	293,900	324,900	367,800	416,000
	25	208,700	255,600	295,600	326,800	369,700	417,600
	26	210,100	257,200	296,900	328,700	371,600	419,100
	27	211,500	258,700	298,400	330,500	373,500	420,600
	28	212,900	260,200	299,900	332,300	375,400	422,100
	29	214,600	261,600	300,900	334,100	376,900	423,600
	30	215,800	262,800	302,100	336,100	378,700	424,900
	31	217,200	263,900	303,500	338,000	380,500	426,200
	32	218,300	265,200	304,700	339,900	382,100	427,400
	33	219,400	266,300	305,900	341,500	383,800	428,600
	34	220,700	267,300	307,400	343,400	385,200	429,900
	35	221,900	268,500	308,700	345,100	386,600	431,200
	36	222,900	269,500	310,100	346,800	388,000	432,400
	37	223,900	270,500	311,600	348,000	389,400	433,600
	38	225,000	271,700	313,000	349,900	390,600	434,400
	39	226,100	272,700	314,400	351,800	391,800	435,200
	40	227,100	273,800	315,900	353,600	392,800	436,000

	41	228,000	274,900	317,200	355,500	393,900	436,600
	42	228,700	276,200	318,700	357,300	395,100	437,300
	43	229,500	277,700	320,200	359,000	396,200	438,000
	44	230,300	279,000	321,500	360,700	397,300	438,700
	45	231,000	280,400	322,500	362,400	398,000	439,500
	46	231,800	281,800	323,700	363,800	398,700	440,300
	47	232,700	283,200	324,900	365,200	399,400	440,700
	48	233,400	284,600	326,100	366,600	400,100	441,400
	49	234,000	286,000	327,100	367,600	400,700	441,900
	50	234,900	287,200	328,100	368,700	401,300	442,300
	51	235,900	288,400	328,900	369,700	401,800	442,700
	52	236,600	289,700	329,900	370,800	402,200	443,100
	53	237,000	290,700	330,600	371,500	402,600	443,500
	54	238,000	291,800	331,300	372,100	402,900	443,900
	55	238,600	292,900	332,000	372,800	403,200	444,300
	56	239,200	293,900	332,800	373,600	403,500	444,600
	57	239,900	295,100	333,400	374,400	403,800	444,900
	58	240,600	296,400	333,900	375,200	404,100	445,300
	59	241,300	297,700	334,500	376,000	404,400	445,600
	60	241,900	299,000	335,000	376,700	404,700	445,900
	61	242,500	300,100	335,400	377,500	405,000	446,200
	62	243,000	301,500	335,600	378,200	405,300	
	63	243,500	302,700	336,100	378,900	405,600	
	64	244,000	304,100	336,600	379,500	405,900	
	65	244,600	305,200	336,900	379,800	406,200	
	66	245,400	306,400	337,300	380,400	406,500	
	67	246,300	307,500	337,800	381,000	406,800	
	68	247,000	308,600	338,200	381,700	407,100	
	69	247,900	309,300	338,700	382,100	407,300	
	70	248,800	310,400	339,200	382,800	407,600	
	71	249,600	311,600	339,600	383,400	407,900	
	72	250,200	312,800	340,100	384,000	408,100	
	73	250,800	314,100	340,300	384,400	408,300	
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	74	251,700	314,800	340,800	385,000	408,600	
	75	252,500	315,400	341,300	385,600	408,900	
	76	253,200	316,000	341,700	386,200	409,100	
	77	253,900	316,700	342,000	386,600	409,300	
	78	254,800	317,400	342,400	387,100	409,600	
	79	255,700	318,000	342,900	387,600	409,900	
	80	256,300	318,600	343,300	388,200	410,100	
	81	257,000	318,900	343,500	388,700	410,300	
	82	257,500	319,200	343,800	389,100	410,600	
	83	258,100	319,800	344,300	389,500	410,900	
	84	258,700	320,100	344,700	389,900	411,100	
	85	259,300	320,400	345,000	390,100	411,300	
	86	260,100	320,700	345,300	390,300	411,600	
	87	260,800	321,000	345,800	390,600	411,900	
	88	261,500	321,300	346,200	390,900	412,100	

89	262,000	321,700	346,500	391,100	412,300
90	262,800	322,100	346,900	391,400	
91	263,600	322,400	347,300	391,700	
92	264,300	322,600	347,500	391,900	
93	264,700	323,100	347,800	392,100	
94	265,200	323,500	348,200	392,400	
95	265,700	323,700	348,600	392,700	
96	266,400	324,100	348,800	392,900	
97	267,100	324,500	349,100	393,100	
98	267,800	324,900	349,500	393,400	
99	268,500	325,300	349,900	393,700	
100	269,200	325,600	350,100	393,900	
101	269,600	325,800	350,400	394,100	
102	270,100	326,100		394,400	
103	270,500	326,400		394,700	
104	270,900	326,700		394,900	
105	271,100	327,100		395,100	
106	271,300	327,300		395,400	
107	271,600	327,600		395,700	
108	271,900	328,000		395,900	
109	272,200	328,400		396,100	
110	272,500	328,700			
111	272,800	329,100			
112	273,000	329,400			
113	273,300	329,700			
114	273,600	330,100			
115	273,900	330,400			
116	274,300	330,600			
117	274,600	330,800			
118	274,900	331,100			
119	275,300	331,500			
120	275,700	331,900			
121	275,900	332,100			
122	276,100	332,400			
123	276,500	332,800			
124	276,800	333,200			
125	277,000	333,400			
126	277,300	333,700			
127	277,700	334,100			
128	278,100	334,500			
129	278,300	334,700			
130	278,700				
131	279,100				
132	279,400				
133	279,600				
134	279,900				
135	280,300				
136	280,600				

	137	280,800											
	138	281,100											
	139	281,400											
	140	281,700											
	141	281,900											
	142	282,100											
	143	282,300											
	144	282,600											
	145	283,000											
	146	283,200											
	147	283,500											
	148	283,800											
	149	284,100											
	150	284,300											
	151	284,600											
	152	284,800											
	153	285,100											
定年前再任用短時間勤務職員		基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円	基給料月準額 円
		202,500	242,000	256,300	289,400	316,200	358,000						

教育職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	177,200	193,400	264,300	303,200	408,500
	2	178,700	195,500	266,500	305,800	410,000
	3	180,300	197,600	268,900	308,600	411,500
	4	181,800	199,800	271,000	311,000	412,900
	5	183,400	201,900	273,300	313,300	414,200
	6	185,300	204,000	275,600	315,400	415,600
	7	187,100	206,100	277,800	317,500	417,000
	8	189,000	208,200	279,900	319,600	418,400
	9	190,700	210,400	282,000	321,600	419,800
	10	192,800	212,800	284,200	323,800	421,200
	11	194,800	215,100	286,300	326,100	422,600
	12	196,800	217,300	288,200	328,400	423,900
	13	198,800	219,700	290,300	330,600	425,200
	14	200,900	221,400	292,000	332,400	426,600
	15	203,000	222,900	293,800	334,200	428,000
	16	205,100	224,400	295,500	335,900	429,400
	17	207,300	226,100	296,800	337,600	430,600
	18	209,400	227,400	298,800	339,600	431,900
	19	211,600	228,600	300,700	341,600	433,100
	20	213,500	229,900	302,700	343,600	434,400
	21	215,700	231,600	304,700	345,600	435,500
	22	217,300	233,300	306,800	347,200	436,700
	23	218,800	235,000	309,000	348,800	438,000
	24	220,300	236,600	311,200	350,300	439,300
	25	221,800	238,100	313,300	351,800	440,600
	26	223,000	240,100	315,600	353,600	441,800
	27	224,200	242,000	317,800	355,300	442,800
	28	225,500	243,900	319,900	357,000	443,900
	29	226,800	245,600	322,000	358,600	445,100
	30	228,300	248,000	323,500	360,200	445,900
	31	229,900	250,400	325,000	361,800	446,700
	32	231,300	252,800	326,500	363,300	447,600
	33	232,700	255,200	328,200	364,600	448,500
	34	234,400	257,600	330,200	366,100	449,000
	35	236,200	259,900	332,200	367,600	449,500
	36	237,700	262,100	334,100	369,300	450,000
	37	239,100	264,300	335,900	371,000	450,500
	38	240,600	266,500	337,900	372,500	451,000
	39	242,100	268,900	339,900	373,800	451,500
	40	243,600	271,000	341,800	375,200	452,000

41	245,000	273,300	343,500	376,300	452,500
42	246,300	275,600	345,500	377,700	453,000
43	247,500	277,800	347,500	379,100	453,500
44	248,600	279,900	349,500	380,600	454,000
45	249,700	282,000	351,300	382,000	454,500
46	250,900	284,200	353,200	383,600	455,000
47	252,100	286,300	355,100	385,100	455,500
48	253,100	288,200	357,000	386,600	456,000
49	254,200	290,300	358,600	387,900	456,500
50	255,500	292,000	360,500	389,400	457,000
51	256,700	293,800	362,300	390,800	457,500
52	258,000	295,500	364,200	392,100	458,000
53	259,100	296,800	366,000	393,300	458,500
54	260,300	298,800	367,700	394,600	459,000
55	261,600	300,700	369,300	395,700	459,500
56	262,600	302,700	370,900	396,800	460,000
57	263,700	304,700	372,300	398,000	460,500
58	264,400	306,800	373,800	399,200	
59	265,400	309,000	375,200	400,400	
60	266,400	311,200	376,500	401,600	
61	267,300	313,300	377,600	402,700	
62	268,100	315,600	379,000	403,700	
63	268,900	317,800	380,400	405,000	
64	269,700	319,900	381,700	406,200	
65	270,800	322,000	382,900	407,400	
66	272,100	323,500	384,200	408,500	
67	273,400	325,000	385,300	409,600	
68	274,700	326,500	386,500	410,700	
69	275,900	328,200	387,700	411,700	
70	277,100	330,200	388,800	412,900	
71	278,300	332,200	390,000	414,100	
72	279,500	334,100	391,200	415,300	
73	280,500	335,900	392,600	415,900	
74	281,500	337,900	393,600	416,700	
75	282,500	339,800	394,600	417,400	
76	283,400	341,700	395,600	417,900	
77	284,300	343,400	396,500	418,200	
78	285,200	345,200	397,500	418,600	
79	286,100	346,900	398,600	419,000	
80	287,000	348,600	399,700	419,400	
81	287,800	350,400	400,400	419,700	
82	288,900	352,100	401,300	420,100	
83	289,900	353,500	402,200	420,500	
84	290,900	355,100	403,100	420,800	
85	291,900	356,300	403,900	421,100	
86	292,900	357,900	404,800	421,500	
87	293,900	359,400	405,600	421,900	
88	294,900	360,900	406,400	422,200	

定年前再 任用短時 間勤務職 員以外 の職員	89	296,000	362,200	407,000	422,500
	90	297,100	363,500	407,700	422,800
	91	298,200	364,800	408,400	423,100
	92	299,200	366,200	409,100	423,300
	93	299,700	367,600	409,700	423,500
	94	300,700	368,900	410,200	423,800
	95	301,800	370,100	410,600	424,100
	96	303,000	371,200	411,000	424,300
	97	304,000	372,200	411,300	424,500
	98	305,100	373,200	411,600	424,800
	99	306,100	374,200	411,900	425,100
	100	307,100	375,100	412,100	425,300
	101	307,900	375,900	412,300	425,500
	102	309,000	376,900	412,600	425,800
	103	310,000	377,800	412,900	426,100
	104	311,000	378,700	413,100	426,300
	105	311,600	379,500	413,300	426,500
	106	312,500	380,400	413,600	426,800
	107	313,300	381,300	413,900	427,100
	108	314,100	382,200	414,100	427,300
	109	314,800	383,000	414,300	427,500
	110	315,200	384,000	414,600	427,800
	111	315,600	384,900	414,900	428,100
	112	316,100	385,800	415,100	428,300
	113	316,600	386,400	415,300	428,500
	114	317,000	387,300	415,600	428,800
	115	317,500	388,200	415,900	429,100
	116	317,900	389,100	416,100	429,300
	117	318,400	389,900	416,300	429,500
	118	318,900	390,600	416,600	429,800
	119	319,300	391,400	416,900	430,100
	120	319,800	392,200	417,100	430,300
	121	320,300	392,800	417,300	430,500
	122	320,700	393,600	417,600	
	123	321,200	394,300	417,900	
	124	321,700	395,000	418,100	
125	322,300	395,600	418,300		
126	322,600	396,300	418,600		
127	322,900	396,800	418,900		
128	323,200	397,400	419,100		
129	323,400	398,100	419,300		
130	323,700	398,700	419,600		
131	324,000	399,200	419,900		
132	324,300	399,700	420,100		
133	324,500	400,000	420,300		
134	324,700	400,300	420,600		
135	324,900	400,600	420,900		
136	325,200	400,900	421,100		

137	325,500	401,200	421,300
138	325,700	401,500	
139	326,000	401,800	
140	326,300	402,100	
141	326,500	402,400	
142	326,700	402,700	
143	327,000	403,000	
144	327,200	403,300	
145	327,500	403,500	
146	327,700	403,800	
147	328,000	404,100	
148	328,300	404,300	
149	328,500	404,500	
150	328,700	404,800	
151	329,000	405,100	
152	329,300	405,300	
153	329,500	405,500	
154	329,700	405,800	
155	330,000	406,100	
156	330,300	406,300	
157	330,500	406,500	
158	330,700	406,800	
159	331,000	407,100	
160	331,300	407,300	
161	331,500	407,500	
162	331,700	407,800	
163	332,000	408,100	
164	332,300	408,300	
165	332,500	408,500	
166		408,800	
167		409,100	
168		409,300	
169		409,500	
170		409,800	
171		410,100	
172		410,300	
173		410,500	
174		410,800	
175		411,100	
176		411,300	
177		411,500	
178		411,800	
179		412,100	
180		412,300	
181		412,500	
182		412,800	
183		413,100	
184		413,300	

	185			413,500					
定年前再任用短時間勤務員		基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円	基給料月準額円
		235,000	275,300	297,600	325,500	406,600			

学校栄養職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円
	1	167,200	202,800	258,800	287,400
	2	168,600	204,400	259,900	289,200
	3	170,000	205,900	261,100	291,200
	4	171,400	207,300	262,200	293,100
	5	172,700	208,800	263,400	294,900
	6	174,500	210,000	264,600	296,900
	7	176,200	211,200	265,700	298,700
	8	177,800	212,400	266,700	300,600
	9	179,400	213,800	267,800	302,400
	10	181,100	215,300	268,500	304,000
	11	182,700	216,800	269,200	305,500
	12	184,600	218,300	270,000	307,100
	13	186,000	219,700	271,000	308,800
	14	187,800	222,000	272,000	310,700
	15	189,800	224,300	273,000	312,700
	16	191,600	226,600	274,100	314,500
	17	193,500	228,800	275,300	316,300
	18	194,700	230,600	276,800	318,200
	19	196,200	232,300	278,400	320,100
	20	197,600	234,000	280,000	321,900
	21	198,800	236,100	281,500	323,700
	22	200,300	237,400	283,100	325,600
	23	201,700	238,700	284,700	327,400
	24	203,000	239,900	286,300	329,300
	25	204,600	241,100	287,900	331,000
	26	205,600	242,300	289,400	332,900
	27	206,700	243,400	290,900	334,800
	28	207,800	244,500	292,500	336,600
	29	209,000	245,400	293,800	337,900
	30	210,100	246,500	295,300	339,700
	31	211,200	247,800	296,800	341,400
	32	212,300	248,900	298,300	343,200
	33	213,700	250,200	299,800	344,900
	34	215,000	251,400	301,400	346,700
	35	216,300	252,600	303,000	348,500
	36	217,500	253,800	304,600	350,300
	37	218,500	254,600	305,900	351,900
	38	219,500	255,800	307,500	353,600
	39	220,500	256,900	309,000	355,200
	40	221,500	258,000	310,500	356,800

	41	222,400	259,200	312,100	358,000
	42	223,200	260,000	313,700	359,100
	43	224,000	260,800	315,300	360,300
	44	224,900	261,600	316,800	361,500
	45	225,800	262,500	317,700	362,500
	46	226,700	263,500	319,100	363,300
	47	227,600	264,500	320,600	364,300
	48	228,500	265,500	322,200	365,400
	49	229,200	266,700	323,600	366,400
	50	230,100	268,200	324,900	367,400
	51	231,000	269,700	326,100	368,400
	52	231,800	271,000	327,300	369,300
	53	232,100	272,200	328,300	370,100
	54	232,900	273,800	329,300	370,900
	55	233,500	275,300	330,300	371,800
	56	234,200	276,800	331,200	372,600
	57	234,800	278,100	331,700	373,100
	58	235,400	279,500	332,600	373,900
	59	235,900	280,800	333,400	374,700
	60	236,400	282,100	334,300	375,500
	61	237,000	283,200	335,000	375,900
定年 前再 任用 短時 間勤 務職 員以 外の 職員	62	237,500	284,600	335,300	376,600
	63	238,000	286,000	335,800	377,300
	64	238,600	287,300	336,400	377,900
	65	239,100	288,600	337,000	378,300
	66	239,600	290,200	337,700	378,900
	67	240,200	291,700	338,400	379,600
	68	240,700	293,100	339,000	380,200
	69	241,200	294,300	339,700	380,600
	70	241,700	295,800	340,200	381,100
	71	242,100	297,100	340,800	381,600
	72	242,600	298,600	341,400	382,100
	73	243,100	299,900	341,700	382,700
	74	243,600	301,300	342,300	383,200
	75	244,100	302,700	342,800	383,800
	76	244,600	304,000	343,300	384,400
	77	244,900	305,000	343,800	384,900
	78	245,200	306,200	344,300	385,400
	79	245,500	307,400	344,800	385,900
80	245,700	308,800	345,200	386,400	
81	245,900	310,100	345,500	386,700	
82	246,200	311,300	345,800	387,200	
83	246,500	312,500	346,200	387,600	
84	246,700	313,700	346,500	388,000	
85	246,900	315,000	347,000	388,400	
86		315,800	347,300	388,900	
87		316,500	347,600	389,300	
88		317,200	347,900	389,700	

	89			317,800		348,300		390,100					
	90			318,500		348,600		390,600					
	91			319,200		349,000		391,000					
	92			319,800		349,300		391,400					
	93			320,400		349,700		391,800					
	94			320,600		350,000		392,300					
	95			321,100		350,300		392,700					
	96			321,600		350,600		393,100					
	97			322,200		350,900		393,500					
	98			322,700		351,300		394,000					
	99			323,200		351,700		394,400					
	100			323,600		352,100		394,800					
	101			324,200		352,600		395,200					
	102			324,700		353,000		395,700					
	103			325,100		353,400		396,100					
	104			325,600		353,800		396,500					
	105			326,100		354,300		396,900					
	106			326,500									
	107			326,700									
	108			327,000									
	109			327,400									
	110			327,800									
	111			328,200									
	112			328,600									
	113			328,900									
	114			329,100									
	115			329,500									
	116			329,800									
	117			330,000									
	118			330,300									
	119			330,600									
	120			330,900									
	121			331,100									
	122			331,400									
	123			331,800									
	124			332,000									
	125			332,200									
	126			332,400									
	127			332,800									
	128			333,000									
	129			333,200									
	130			333,600									
	131			334,000									
	132			334,400									
	133			334,600									
定年前再任用短時間勤務職員		基給	料	月	準額	基給	料	月	準額	基給	料	月	準額
					円				円				円
					189,700				244,500				257,900
													283,100

学校行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300
	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800
	34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200
	35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600
	36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000
	37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400
	38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600
	39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800
	40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800

	41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900
	42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100
	43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200
	44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300
	45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000
	46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700
	47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400
	48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100
	49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700
	50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300
	51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800
	52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200
	53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600
	54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900
	55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200
	56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500
	57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800
	58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100
	59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400
	60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700
定年前再 任用 短時間 勤務員 以外の 職員	61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000
	62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300
	63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600
	64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900
	65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200
	66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500
	67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800
	68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100
	69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300
	70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600
	71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900
	72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100
	73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300
	74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600
	75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900
	76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100
	77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300
	78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	
84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300	411,600	
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600	411,900	
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800	412,100	

	89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000	412,300						
	90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300	412,600						
	91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600	412,900						
	92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800	413,100						
	93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000	413,300						
	94		295,900	343,600	382,500	394,300							
	95		296,200	344,100	382,900	394,600							
	96		296,600	344,500	383,300	394,800							
	97		296,800	344,700	383,600	395,000							
	98		297,100	345,100	384,100	395,300							
	99		297,500	345,500	384,500	395,600							
	100		297,900	345,800	384,900	395,800							
	101		298,100	346,100	385,200	396,000							
	102		298,400	346,500	385,700								
	103		298,800	346,900	386,100								
	104		299,100	347,300	386,500								
	105		299,300	347,800	386,800								
	106		299,600	348,200									
	107		300,000	348,600									
	108		300,300	349,000									
	109		300,500	349,500									
	110		300,900	349,900									
	111		301,300	350,200									
	112		301,600	350,500									
	113		301,800	351,000									
	114		302,000										
	115		302,300										
	116		302,700										
	117		302,900										
	118		303,100										
	119		303,400										
	120		303,700										
	121		304,100										
	122		304,300										
	123		304,600										
	124		304,900										
	125		305,200										
定年前再任用短時間勤務職員		基 給	準 額	基 給	準 額	基 給	準 額	基 給	準 額	基 給	準 額	基 給	準 額
		料 月 円	料 月 円	料 月 円	料 月 円	料 月 円	料 月 円	料 月 円	料 月 円	料 月 円	料 月 円	料 月 円	料 月 円
		188,700	236,200	256,200	275,600	290,700	316,200						

別記第2

任期付研究員に適用される給料表
第1号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	402,000
2	461,000
3	522,000
4	603,000
5	701,000
6	800,000

第2号任期付研究員

号給	給料月額
	円
1	336,000
2	371,000
3	398,000

別記第3

特定任期付職員に適用される給料表

号給	給料月額
	円
1	380,000
2	427,000
3	477,000
4	539,000
5	615,000
6	718,000
7	839,000

資 料

目 次

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査(令和5年)の概要	1
第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数	1
第2表 給料表別の職員数等の状況	2
第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布	5
第4表 扶養手当の支給状況	23
第5表 管理職手当の支給状況	24
第6表 住居手当の支給状況	24
第7表 通勤手当の支給状況	25

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和5年)の概要	27
第8表 産業別、企業規模別調査事業所数	27
第9表 給与改定の状況	28
第10表 企業規模別、職種別給与額等	29
第11表 職種別、学歴別及び企業規模別の初任給	35
第12表 初任給の改定状況	35
第13表 家族手当の支給状況	36
第14表 在宅勤務関連手当の支給状況	36
第15表 冬季賞与の考課査定分の配分状況	37
第16表 定年制の状況	37
(参考) 職員と民間従業員の職務対応	38

生計費

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費	39
---------------------	----

労働経済情勢

第18表 労働経済指標	40
-------------	----

人事院勧告等

令和5年 公務員人事管理に関する報告の骨子	41
令和5年 勤務時間に関する勧告の骨子	43
令和5年 給与勧告の骨子	43

職員給与等実態調査の結果

職員給与等実態調査（令和5年）の概要

1 調査時期

令和5年4月1日現在

2 調査対象

職員の給与及び通勤に要する費用の弁償に関する条例、学校職員の給与等に関する条例、任期付研究員の採用等に関する条例及び任期付職員の採用等に関する条例の適用を受ける職員

ただし、臨時的任用職員、会計年度任用職員、育児休業者及び無給休職者等を除外

3 調査事項

調査対象に該当した全職員の適用給料表、職務の級、給料の月額、扶養手当、地域手当、管理職手当、住居手当、通勤手当、職員数、学歴、性別、年齢、経験年数等の実態

第1表 職員区分別の職員数、平均給与月額、平均年齢及び平均経験年数

区分	職員数	平均給与月額								平均年齢	平均経験年数	
		給料の月額	扶養手当	地域手当	住居手当	その他	合計	対前年比	対前年増減(△印は減)			
一般職員	人	円	円	円	円	円	円	円	%	円	歳	年
	10,188 (10,261)	324,428 (327,622)	7,269 (7,383)	40,639 (40,789)	7,799 (7,524)	5,165 (5,649)	385,300 (388,967)	99.1 (99.1)	△ 3,667 (△3,635)	41.5 (41.8)	19.4 (19.7)	
うち 行政職員	8,885 (8,915)	323,630 (326,594)	7,138 (7,246)	40,552 (40,685)	7,773 (7,514)	4,651 (5,201)	383,744 (387,240)	99.1 (99.1)	△ 3,496 (△3,625)	41.4 (41.7)	19.5 (19.7)	
教育職員	20,527 (20,514)	346,338 (346,732)	7,353 (7,209)	43,420 (43,146)	8,405 (8,263)	11,499 (11,726)	417,015 (417,076)	100.0 (99.6)	△ 61 (△1,733)	38.8 (39.1)	15.9 (16.2)	
警察官	15,390 (15,462)	328,326 (326,130)	13,809 (13,610)	41,505 (40,910)	5,569 (5,487)	1,285 (1,294)	390,494 (387,431)	100.8 (100.4)	3,063 (1,356)	38.3 (38.1)	17.7 (17.5)	
合計	46,105 (46,237)	335,484 (335,601)	9,490 (9,388)	42,166 (41,875)	7,324 (7,171)	6,690 (6,889)	401,154 (400,924)	100.1 (99.7)	230 (△1,216)	39.2 (39.4)	17.3 (17.4)	

注 1 区分欄に掲げる各区分を、適用給料表によって分類すると次のとおりであり、再任用職員は含まれていません。
(以下第7表までについて同じです。)

- (1) 一般職員…行政職給料表(1)、学校行政職給料表、行政職給料表(2)、海事職給料表(1)、海事職給料表(2)、研究職給料表、医療職給料表(1)、医療職給料表(2)、医療職給料表(3)、学校栄養職給料表、福祉職給料表、第1号任期付研究員給料表、第2号任期付研究員給料表及び特定任期付職員給料表の適用職員
- (2) 行政職員…一般職員のうち行政職給料表(1)及び学校行政職給料表の適用職員
- (3) 教育職員…教育職給料表の適用職員
- (4) 警察官…公安職給料表の適用職員

2 給料の月額には、教職調整額を含みます。

3 その他とは、管理職手当、初任給調整手当、義務教育等教員特別手当、定時制通信教育手当等です。

4 () 内は、前年(令和4年4月1日現在)の調査結果の値です。

第2表 給料表別の職員数等の状況

その1 給料表別職員数、学歴別・性別人員構成比、平均給料月額、平均年齢及び平均経年数

区 分			職員数		学 歴 別 人 員 構 成 比					性 別 人 員 構 成 比		平均 給料月額	平均 年齢	平均 経年数
			人	%	大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男	女				
一 般 職 員	行政 職 員	行政職給料表(1)	8,055 (8,070)	17.5 (17.5)	73.4 (73.7)	7.1 (7.4)	19.0 (18.3)	0.5 (0.6)	59.7 (60.4)	40.3 (39.6)	326,024 (328,980)	41.6 (41.8)	19.6 (19.8)	
		学校行政職給料表	830 (845)	1.8 (1.8)	50.5 (50.8)	9.4 (9.5)	39.0 (38.6)	1.1 (1.2)	41.7 (42.8)	58.3 (57.2)	300,391 (303,811)	39.9 (40.5)	18.6 (19.0)	
		小計	8,885 (8,915)	19.3 (19.3)	71.3 (71.6)	7.3 (7.6)	20.9 (20.2)	0.6 (0.6)	58.0 (58.7)	42.0 (41.3)	323,630 (326,594)	41.4 (41.7)	19.5 (19.7)	
		行政職給料表(2)	110 (118)	0.2 (0.3)	0.9 (0.8)	- (0.8)	97.3 (96.6)	1.8 (1.7)	98.2 (99.2)	1.8 (0.8)	354,721 (362,630)	49.4 (49.9)	29.9 (30.5)	
		海事職給料表(1)	18 (17)	0.0 (0.0)	11.1 (11.8)	22.2 (29.4)	66.7 (58.8)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	381,528 (396,035)	46.9 (48.5)	26.3 (27.3)	
		海事職給料表(2)	20 (24)	0.0 (0.1)	- (-)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	283,530 (290,496)	41.0 (40.9)	19.7 (19.4)	
		研究職給料表	236 (245)	0.5 (0.5)	99.2 (99.2)	0.4 (0.4)	0.4 (0.4)	- (-)	72.5 (72.7)	27.5 (27.3)	371,556 (370,518)	43.9 (43.7)	20.5 (20.1)	
		医療職給料表(1)	38 (40)	0.1 (0.1)	100.0 (100.0)	- (-)	- (-)	- (-)	55.3 (52.5)	44.7 (47.5)	464,039 (470,140)	45.6 (46.4)	19.6 (20.9)	
		医療職給料表(2)	90 (88)	0.2 (0.2)	78.9 (77.3)	21.1 (22.7)	- (-)	- (-)	26.7 (25.0)	73.3 (75.0)	321,541 (326,536)	42.2 (42.8)	18.9 (19.7)	
		医療職給料表(3)	31 (37)	0.1 (0.1)	3.2 (8.1)	96.8 (91.9)	- (-)	- (-)	6.5 (8.1)	93.5 (91.9)	344,116 (345,589)	50.7 (50.1)	24.7 (24.5)	
		学校栄養職給料表	75 (78)	0.2 (0.2)	62.7 (62.8)	37.3 (37.2)	- (-)	- (-)	4.0 (5.1)	96.0 (94.9)	242,423 (242,988)	33.1 (33.3)	9.9 (9.6)	
		福祉職給料表	680 (692)	1.5 (1.5)	93.2 (93.9)	4.6 (4.2)	2.1 (1.7)	0.1 (0.1)	52.5 (52.7)	47.5 (47.3)	312,212 (317,411)	40.6 (41.3)	17.4 (18.1)	
		特定任期付職員給料表	5 (7)	0.0 (0.0)	80.0 (100.0)	20.0 (-)	- (-)	- (-)	100.0 (100.0)	- (-)	571,500 (562,586)	62.0 (58.6)	24.3 (11.9)	
		計	10,188 (10,261)	22.1 (22.2)	72.3 (72.5)	7.5 (7.8)	19.7 (19.1)	0.5 (0.6)	57.7 (58.4)	42.3 (41.6)	324,428 (327,622)	41.5 (41.8)	19.4 (19.7)	
	教育職員	教育職給料表	20,527 (20,514)	44.5 (44.4)	95.3 (95.1)	3.9 (4.0)	0.8 (0.9)	- (-)	50.8 (51.1)	49.2 (48.9)	334,160 (334,578)	38.8 (39.1)	15.9 (16.2)	
警察官	公安職給料表	15,390 (15,462)	33.4 (33.4)	45.5 (46.2)	7.8 (7.9)	46.7 (45.9)	- (-)	90.0 (90.3)	10.0 (9.7)	328,326 (326,130)	38.3 (38.1)	17.7 (17.5)		
合	計	46,105 (46,237)	100.0 (100.0)	73.6 (73.8)	6.0 (6.1)	20.3 (20.0)	0.1 (0.1)	65.4 (65.8)	34.6 (34.2)	330,062 (330,209)	39.2 (39.4)	17.3 (17.4)		

注 1 ()内は、前年の調査結果の値です。

2 区分の小計欄及び計欄の構成比は、給料表ごとの構成比の合計又は当該区分の職員の全職員に占める割合としました。

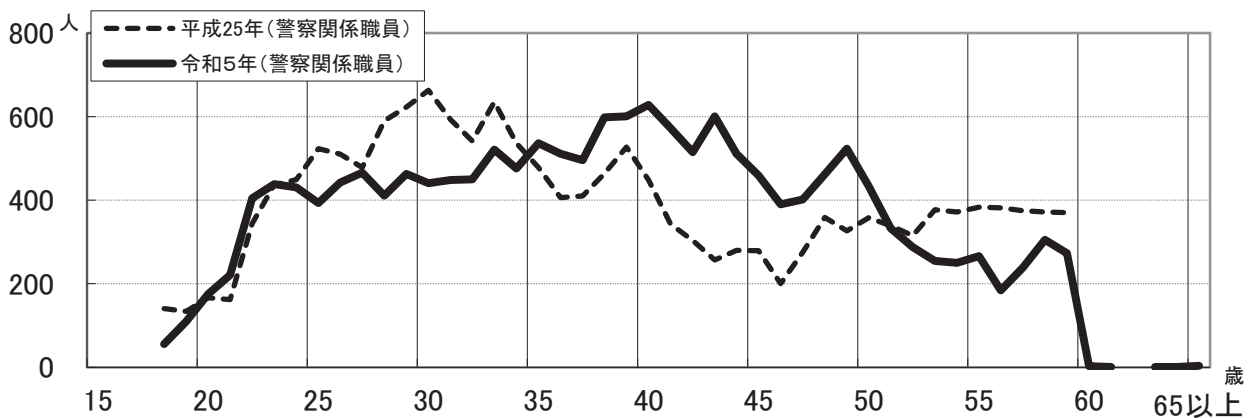
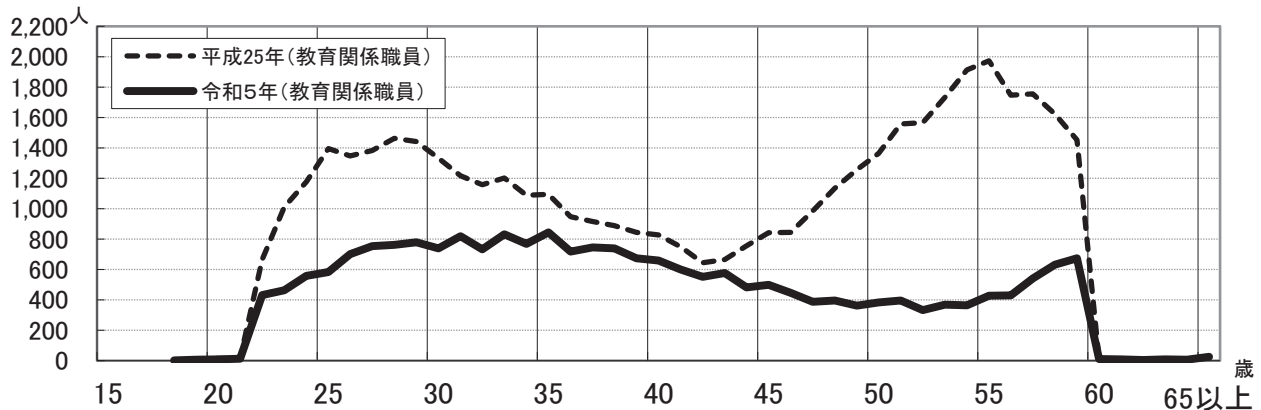
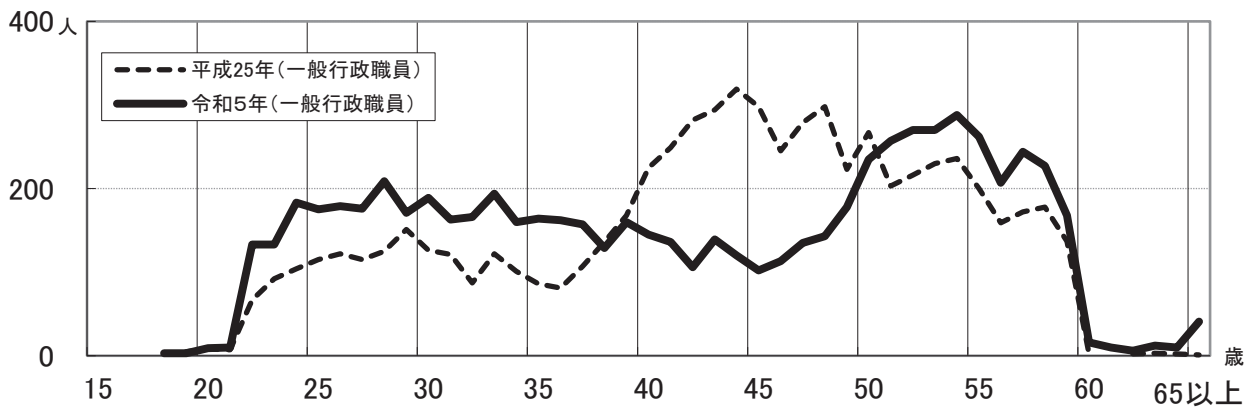
3 構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても100.0%にならない場合及び内訳の合計が計と一致しない場合があります。(以下の表について同じです。)

4 教育職員の平均給料月額には、学校職員の給与等に関する条例別表第1の備考2及び3の規定に基づく給料月額の加算を含みます。(第3表について同じです。)

5 教育職員の教職調整額を含む平均給料月額は、346,338円(346,732円)です。

その2 職員数の推移

区 分	令和5年4月(A)	平成25年4月(B)	増 減(A)-(B)	(A) / (B)
	人	人	人	%
一 般 行 政 職 員	6,868	6,766	102	101.5
教 育 関 係 職 員	22,248	46,012	△ 23,764	48.4
うち教育職給料表	20,527	42,875	△ 22,348	47.9
うち学校行政職給料表	830	1,902	△ 1,072	43.6
警 察 関 係 職 員	16,989	16,527	462	102.8
うち公安職給料表	15,390	15,034	356	102.4
合 計	46,105	69,305	△ 23,200	66.5



- 注 1 一般行政職員とは、知事部局、議会局、監査事務局、人事委員会事務局等に所属する事務職員、研究職員、医療職員等です。
 2 教育関係職員とは、教育局及び県立学校、市町村立学校等の教育機関に所属する教員、事務職員等です。
 3 警察関係職員とは、警察本部、警察署等に所属する警察官、事務職員等です。

第3表 給料表別、級別及び号給別の人員分布

行政職給料表(1) (他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用)

(単位:人)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
1										
2										
3										
4										
5										1
6										
7										
8										
9	8			1						
10			1	1						1
11		2		1	1					
12	17	3	2	2						
13	1	9	5	1					1	
14		3	1	1						
15		5		1					2	
16	12	49	3						5	
17	20	40	11	2					7	1
18	3	25	1	5	1				8	
19		12	2	1					3	
20	18	24	5	2		1			1	
21	3	14	4	9					1	
22	1	11	9	3	1	1			2	
23		7	7	10	1				2	
24	22	39	10	8	3				1	
25	7	46	17	18	2	1			2	
26	3	37	23	13	1	1			1	
27	2	34	24	20	3	4				
28	22	50	18	27	5	1			1	
29	162	46	24	24	3			1		
30	19	48	27	22	8	2	1	3	1	
31	10	43	25	22	8	5	2	2	1	
32	156	38	27	24	15	4	8	6	3	
33	18	39	30	31	8	2	3	6		
34	7	41	45	36	14	4	4	3	1	
35	5	24	29	37	5	5	26	3		
36	150	47	32	25	14	7	29	5		
37	34	30	30	34	9	3	8	4	1	
38	11	24	31	41	11	2	6	6		
39	10	23	30	29	18	5	11	2	1	
40	123	21	23	32	16	3	12	5		
41	66	15	23	31	18	7	15	2	1	
42	17	16	26	37	20	6	12	1		
43	13	16	27	21	14	5	16	4		
44	79	16	27	29	18	6	15	2		
45	59	12	26	24	13	7	23	10		
46	24	10	10	25	9	7	17			
47	16	13	14	29	9	7	18			
48	29	13	12	24	14	8	23			
49	22	10	13	16	18	10	13			
50	10	11	12	15	7	6	19			
51	9	12	10	25	7	7	14			
52	27	8	12	15	13	6	13			
53	10	9	13	15	12	8	17			
54	10	3	12	9	11	19	14			
55	13	1	21	14	5	38	19			
56	23	2	13	10	8	17	15			
57	9	3	13	10	7	11	21			
58	7	3	7	14	9	18	9			
59	12	4	5	17	9	18	12			
60	16	5	9	15	12	14	4			
61	20	1	10	9	10	13	13			
62	11	2	5	8	5	14	7			
63	5	1	2	9	4	16	11			
64	14	2	1	5	9	14	11			
65	6	4	7	12	6	17	126			
66	5		2	10	7	15				
67	3	1	3	10	6	21				
68	6	2	6	13	6	20				

給号	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
69	3	2	3	7	6	16				
70	2	2	2	6	2	24				
71	1		3	5	9	17				
72	2	1	1	2	18	28				
73	3	1	2	7	13	22				
74	1	1	6	8	11	20				
75	7		3	9	10	15				
76	3		1	9	6	12				
77	2	2	1	8	20	14				
78	3	1	1	5	18	19				
79	1	2	3	8	15	11				
80	1	2	1	6	15	18				
81	1		1	10	14	17				
82	3	1		16	22	16				
83	2		2	11	12	19				
84	2	3	2	13	15	16				
85	1		3	16	14	10				
86	1		3	16	21	11				
87	2	3	2	10	15	17				
88	3			19	14	17				
89	3		1	5	23	15				
90			2	11	20	9				
91	4		2	16	24	13				
92	3			11	34	13				
93	89	1	1	21	21	57				
94		1	1	14	37					
95			1	22	22					
96			3	21	33					
97		1	2	17	30					
98			7	11	30					
99		1	2	23	24					
100			1	18	28					
101			1	23	239					
102		1	2	14						
103			2	19						
104				24						
105			3	275						
106			1							
107		1	6							
108			2							
109		1	2							
110										
111			1							
112										
113			22							
114										
115		1								
116										
117		1								
118		1								
119										
120										
121		1								
122		1								
123										
124										
125		12								
人員計(人)	1,528	1,074	942	1,690	1,268	852	587	65	46	3
(構成比(%))	(19.0)	(13.3)	(11.7)	(21.0)	(15.7)	(10.6)	(7.3)	(0.8)	(0.6)	(0.0)
平均給料月額 (円)	208,469	247,594	297,724	358,691	387,396	409,510	442,272	465,214	509,078	545,000
平均年齢(歳)	28.1	32.0	37.5	46.1	49.4	51.4	54.1	56.1	57.4	53.3
標準的な職	主事、技師等	高度の知識経験 を必要とする 主事、技師等	主任主事、 主任技師等	主査等	副主幹、 副技幹等	グループ リーダー等	本庁の課長等	本庁の部長等	局長等	理事等

注「標準的な職」は代表的なものを掲げています。(以下の給料表について同じです。)

学校行政職給料表（県立学校並びに市町村立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校に勤務する事務職員に適用）

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1								73							1
2								74							1
3								75		1				3	4
4								76		1				1	
5								77						2	4
6								78		1				5	2
7								79		2					
8								80					1	2	2
9	2							81					1	2	
10	1	2						82					1	1	4
11								83					1	4	1
12	4							84		1			1	4	1
13	1	3						85					2	4	2
14		2						86		2			4	1	1
15		2	1					87						2	1
16	2	7						88		1			1	2	1
17	2	2						89					1	1	1
18		2	2	1	1			90					1	5	1
19		2	1					91					3		
20	6	4	1					92					3	3	1
21	2	5						93	16				2	5	1
22					3			94					2	8	
23		3	1		1			95					1	4	
24	7	10			1			96					2	5	
25	4	8	6	2				97					5	8	
26		7	3	1				98					2	3	
27		11	1	4				99					5	6	
28	6	4	2	4				100					3	3	
29	8	6	4	2				101					1	32	
30	3	9	3	3				102					3		
31	2	8	9	6				103					2		
32	17	3	4	2				104					2		
33	9	3	3	2				105					18		
34	2	4	4	3				106							
35	5	2	3	3				107							
36	20		7	5				108							
37	7	5	8	2				109							
38	6	1	2	1				110							
39	3	2	4	3				111							
40	7	3	6	1				112							
41	5	5	5	7				113							
42	6	3	1	5				114							
43	2	2	1	1				115							
44	9		3	3				116							
45	6	1	4	1	1			117							
46	1	2	1	1				118							
47	3	2	5	2				119							
48	4			3				120							
49		3	2	1				121							
50		1	4	4				122							
51	2	3	1					123							
52	2	1	1					124							
53	2		1	1				125							
54	3														
55	1	1	2	2	1			人員計(人)	213	148	107	157	135	70	
56		2						(構成比(%))	(25.7)	(17.8)	(12.9)	(18.9)	(16.3)	(8.4)	
57	2				1	1		平均給料月額	207,159	243,358	288,283	357,157	395,739	411,969	
58	1	1						(円)							
59					1	1		平均年齢(歳)	30.0	32.4	35.2	45.3	52.7	56.2	
60	2	1			1	1									
61	1					1		標準的な職	主事、 事務主事	高度の知識 経験を必要 とする主事、 事務主事	主任主事、 主任事務 主事	主査、 事務主査	副主任、 総括事務 主査	事務長、 事務主幹	
62						1									
63															
64															
65						1	5								
66	1				1	1	1								
67	2		1		1	2	1								
68						1									
69	3						1								
70	2				1		4								
71	2					4	6								
72					1	3	4								

行政職給料表(2) (機器の運転操作、庁舎の監視その他の庁務及びこれらに準ずる業務に従事する職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6			1		1	
7						
8				1		
9					2	
10						
11						
12						
13					1	
14			2	1	1	
15						
16						
17						
18			1			1
19						1
20						
21						
22					1	
23						1
24						
25						
26						2
27						1
28						
29				1		2
30						
31				1		
32						
33						1
34						
35						1
36						
37		1				
38		1				
39						
40						
41						
42						1
43						1
44						
45						2
46						
47						1
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55						
56						
57						
58						1
59						
60						1
61			1			
62						
63						1
64						
65						
66						
67						2
68						
69						1
70						1
71						1
72						2

号給	級	1	2	3	4	5
73						
74						
75						
76						
77						1
78						
79						1
80						
81						1
82						3
83						
84						2
85						1
86						1
87						
88						1
89						2
90						
91						
92						3
93						1
94						3
95						4
96						6
97						3
98						3
99						3
100						3
101						3
102						2
103						4
104						1
105						3
106						2
107						1
108						2
109						2
110						2
111						1
112						2
113			1			
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
人員計(人)		2	6	4	6	92
(構成比(%))		(1.8)	(5.5)	(3.6)	(5.5)	(83.6)
平均給料月額 (円)		180,600	220,217	233,050	265,033	378,417
平均年齢(歳)		22.5	35.8	31.0	35.0	52.6
標準的な職	技能職員		相当の技能又は経験を必要とする技能職員	相当高度の技能又は経験を必要とする技能職員	高度の技能又は経験を必要とする技能職員	特に高度の技能又は経験を必要とする技能職員

海事職給料表(1) (船舶に乗り組む船長、航海士、機関長、機関士等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							
21							
22			1				
23							
24							
25							
26							
27							
28							
29							
30							
31							
32							
33							
34							
35			1				
36							
37			1				
38							
39							
40						1	
41							
42							
43							
44							
45							
46							
47					1		
48				1		1	
49							
50							
51							
52							
53							
54							
55				1			
56							
57							
58							
59							
60		1					
61							
62							
63							
64							
65							
66					1		
67						1	
68				1			
69							
70							
71					1		
72					1		

号給	級	1	2	3	4	5	6
73							
74							
75							
76							
77							
78							
79							
80							
81							
82							
83							
84							
85							
86							
87							
88						1	
89							
90				1			
91						1	
92							
93						1	
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
人員計(人)		1	3	4	7	3	-
(構成比(%))		(5.6)	(16.7)	(22.2)	(38.9)	(16.7)	(-)
平均給料月額(円)		261,200	283,933	364,050	424,886	441,367	-
平均年齢(歳)		34.0	35.0	46.8	51.0	54.0	-
標準的な職		大型・中型船舶の航海士等	相当高度の知識経験を必要とする大型・中型船舶の航海士等	大型船舶の1等航海士等、中型船舶の船長等	大型船舶の船長等	相当高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等	高度の知識経験を必要とする大型船舶の船長等

海事職給料表(2) (船舶に乗り組む職員で、行政職給料表(2)又は海事職給料表(1)の適用を受けない職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8			1			
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						
20						
21						
22						
23						
24						
25						
26						
27						
28						
29						
30						
31						
32						
33						
34						
35						
36		1				
37						
38			1			
39						
40				1		
41						
42						
43			1			
44						
45						
46			1			
47						
48						
49						
50						
51						
52						
53						
54						
55			2			
56						
57			1			
58			2			
59						
60						
61						
62						
63						
64		1				
65						
66						
67						
68						
69						
70						
71						
72						

号給	級	1	2	3	4	5
73						
74						
75						
76						
77						
78						
79						
80						
81				1		
82				1		
83						
84						
85		2				
86						
87						
88						
89						
90						
91						
92						
93						
94						
95						
96						1
97						3
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
人員計(人)		4	9	3	-	4
(構成比(%))		(20.0)	(45.0)	(15.0)	(-)	(20.0)
平均給料月額 (円)		241,200	259,689	313,433	-	357,075
平均年齢(歳)		37.5	37.6	41.0	-	52.3
標準的な職	船舶の乗組員	相当高度の技能又は経験を必要とする船舶の乗組員等	大型船舶の各次長、小型船舶の船長等	大型船舶の各長、高度の技能又は経験を必要とする中型船舶の各長等	相当高度の技能又は経験を必要とする大型船舶の各長等	

研究職給料表 (試験場、研究所等に勤務し、試験研究又は調査研究業務に従事する職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5				1			
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14				1			
15							
16							
17							
18							
19							
20			2				
21				1			
22			1	1			
23			1				
24			1				
25				3			
26				2		1	
27				2			
28			1	3			
29			2	2		1	
30			1	2			
31				7			
32			1	2	1	2	
33				3			
34				1		2	
35			3	1		2	
36	2		4	3		2	
37			1			2	
38				2		2	
39			4	2		1	
40	2		4	2	1	1	
41	3		1	1	1		
42	1			3			
43			1	2			
44	1			1			
45	1			1	2	1	
46			1	1		2	
47					1	2	
48	4			2	2		
49	1		1				
50			1			2	
51			2		2	3	
52	1				1		
53	1		1		1		
54				2			1
55				3		1	
56	2		1		3	1	
57					1		
58			2		2		
59	1		1		3	1	
60	4						
61						13	
62				1	1		
63				1			
64	1		1	1	1		
65							
66	1				4		
67				1	2		
68				1	2		
69				1	1		
70							
71							
72			1		1		

号給	級	1	2	3	4	5	6
73					1		
74							
75							
76					2		
77					2		
78					1		
79					1		
80			1				
81				1	4		
82				2			
83							
84							
85							
86				1			
87							
88							
89				14			
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
人員計(人)		26	41	81	45	42	1
(構成比(%))		(11.0)	(17.4)	(34.3)	(19.1)	(17.8)	(0.4)
平均給料月額(円)		234,592	283,524	362,630	429,080	494,186	525,900
平均年齢(歳)		27.8	34.1	42.8	52.8	55.7	59.0
標準的な職	研究員		高度の知識 経験が必要とする研究 員	主任研究員	試験研究 機関の 課長等	規模の大きい試験研 究機関の長 等	特に規模の 大きい試験 研究機関の 長

医療職給料表(1) (保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所等に勤務する医師及び歯科医師に適用)

号給	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12			1		
13					
14					
15					
16			2		
17			1		
18			1		
19					
20					
21		3			
22					
23					
24		2			
25		1			
26					
27					
28		1			
29					
30					
31					
32					1
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					
43					
44					
45			1		
46					
47					1
48					
49					
50					
51					
52			1		
53					
54					
55					
56					
57					
58			1		
59					
60			1		
61					
62					
63					
64			1		
65				1	2
66			1		
67					
68				2	
69					
70					
71				1	
72			1		

号給	級	1	2	3	4
73					
74					
75				1	
76					
77					
78					
79					
80			2		
81				1	
82					
83					
84				1	
85				1	
86					
87					
88					
89					
90					
91				2	
92					
93				3	
94					
95					
96					
97					
人員計(人)		7	14	13	4
(構成比(%))		(18.4)	(36.8)	(34.2)	(10.5)
平均給料月額 (円)		331,400	436,164	536,146	559,375
平均年齢(歳)		30.4	38.8	57.7	56.8
標準的な職	医師、 歯科医師		相当高度の知識経験に基づき困難な業務を行う医師、 歯科医師	保健福祉事務所の長等	職務の複雑、困難及び責任の度が特に高い保健福祉事務所の長

医療職給料表(2)

(保健福祉事務所、社会福祉施設、診療所、家畜保健衛生所に勤務する獣医師、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、診療エックス線技師、病理細菌技術者、理学療法士、作業療法士、歯科衛生士、あん摩マッサージ指圧師、その他の医療技術者である職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	6	号給	級	1	2	3	4	5	6
1								73						1	
2								74							
3								75							
4								76							
5								77							
6								78							
7								79							
8			1					80							
9				1				81					1		
10								82					1		
11								83			1				
12				1				84							
13								85		1					
14								86							
15								87					1		
16				1				88							
17			3	1				89							
18								90							
19				2	1			91							
20			3	2				92							
21								93				1		2	
22								94						1	
23				1				95							
24			2					96						1	
25			1					97						11	
26				2			1	98							
27								99							
28			1	1				100							
29								101							
30								102							1
31								103							
32			5					104							
33								105							1
34								106							
35				1	1			107							
36								108							
37			1	1				109							1
38					2			110							1
39			1					111							
40								112							
41			1				1	113							
42			1		1			114							
43								115							
44			1					116							
45								117							
46								118							
47			1					119							
48					1	2		120							
49			1		1	1		121							
50						1		122							
51			2					123							
52			1					124							
53							1	125							
54							1	126							
55								127							
56								128							
57			1		1			129							
58								130							
59								131							
60			1					132							
61								133			1				
62			1					人員計(人)		1	32	15	30	7	5
63								(構成比(%))		(1.1)	(35.6)	(16.7)	(33.3)	(7.8)	(5.6)
64					1			平均給料月額(円)		244,700	250,916	283,673	381,450	400,943	431,900
65					1			平均年齢(歳)		62.0	31.5	36.3	50.9	53.3	57.2
66			1					標準的な職		栄養士、診療放射線技師等	薬剤師、獣医師等	相当困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	高度の知識経験に基づき特に困難な業務を行う薬剤師、獣医師等	家畜保健衛生所の長等
67					1										
68															
69															
70															
71															
72															

医療職給料表(3) (社会福祉施設、診療所等の医療施設に勤務する助産師、看護師及び准看護師である職員に適用)

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1				1				73				1			
2								74							
3								75							
4								76				1			
5								77							
6								78							
7								79			1				
8								80							
9								81							
10								82							
11								83							
12								84							
13								85							
14								86							
15								87							
16								88							
17								89							
18								90							
19								91							
20								92							
21								93							
22								94							
23			1	1				95							
24								96							
25								97							
26								98					1		
27								99							
28								100							
29				1				101			1				
30								102							
31								103							
32								104							
33						1		105							
34								106							
35								107							
36					1			108							
37								109							
38								110							
39								111							
40								112							
41				1				113							
42								114							
43								115							
44								116							
45				1				117							
46					1			118							
47								119							
48								120							
49				1				121							
50						1		122							
51								123							
52			2	2				124							
53								125							
54						1		126							
55								127							
56					1			128							
57				2				129							
58								130							
59					1			131							
60								132							
61								133							
62								134							
63				1				135							
64								136							
65								137							
66								138							
67					1			139							
68								140							
69				1				141							
70				1	1			142							
71								143							
72					1			144							

給 号	級	1	2	3	4	5	6	7
145								
146								
147								
148								
149								
150								
151								
152								
153								
154								
155								
156								
157								
158								
159								
160								
161								
162								
163								
164								
165								
166								
167								
168								
169								
人員計(人)		-	-	5	15	8	3	-
(構成比(%))		(-)	(-)	(16.1)	(48.4)	(25.8)	(9.7)	(-)
平均給料月額 (円)		-	-	311,760	325,793	373,463	411,400	-
平均年齢(歳)		-	-	43.6	51.8	52.6	52.3	-
標準的な職		准看護師	助産師、 看護師	高度の知識経験を 必要とする 助産師、 看護師	主任看護 師	看護係長 等	看護科長 等	看護業務 を行う出先 機関の部 長

学校栄養職給料表 (県立学校並びに市町村(市町村の組合を含む。)立の小・中学校、義務教育学校及び特別支援学校並びに学校給食法第6条に規定する施設に勤務する学校栄養職員に適用)

号給	級	1	2	3	4	号給	級	1	2	3	4
1						73					
2						74					
3						75		2			
4						76					
5						77					
6			1			78					
7						79					
8						80					
9						81					
10			2			82					
11						83					
12			1			84					
13						85		7			
14			2	1		86					
15			1			87					
16					1	88					
17						89					
18			2			90					
19			2			91					
20			2			92					
21			2			93					
22			4			94					
23		3				95					
24			1	3		96					
25				2		97					
26		1				98					
27		1				99					
28		1			1	100					
29		1	3		1	101					
30		1	1	1		102					
31			5			103					
32			1	1		104					
33						105					
34					1	106					
35			3			107					
36						108					
37			1			109					
38			2			110					
39		2	1			111					
40			1			112					
41						113					
42						114					
43						115					
44			1			116					
45						117					
46						118					
47			1			119					
48						120					
49			1			121					
50					1	122					
51						123					
52						124					
53						125					
54						126					
55						127					
56						128					
57						129					
58						130					
59						131					
60						132					
61						133					
62		1				人員計(人)	21	41	8	5	
63						(構成比(%))	(28.0)	(54.7)	(10.7)	(6.7)	
64						平均給料月額(円)	221,576	233,410	283,338	338,420	
65						平均年齢(歳)	39.5	28.5	35.1	40.6	
66						標準的な職	技師、学校栄養技師	困難な業務を行う技師、学校栄養技師	主任技師、学校栄養主任技師	主査、学校栄養主査	
67											
68											
69											
70											
71		1									
72											

福祉職給料表 (社会福祉施設、保健福祉事務所等に勤務する生活指導員、社会福祉主事、保育士等に適用)

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11		2				
12		7				
13		4				
14		1	1			
15		2				
16		7				
17		4	1			
18		1				
19		2	1			
20		3				
21		5	1			
22		1	1			
23		6	1	1		
24		11				
25	27	6	6			
26	1	8	2	1		
27	2	2	2	1		
28	16	3	1	1		
29	1	5				
30	1	3	3			
31	2	5	1			
32	15	7	1	1		2
33	2	4	1			
34	1	6	2	1		
35	1	7		3		1
36	6	7	2	1		3
37		5	2	2		
38		3		1		1
39	4	5	1			
40	3	1	2	2		1
41	1	8	1			
42		8		1		
43		4	1	1		
44	2	3	1			
45	1	6		2	2	
46		2	1			1
47	2	2	1	2		
48	2	3		1		
49		3	1	4		1
50	4	2			2	
51	2	2	2	1	3	1
52	2	5	1		2	1
53	4	1		2	1	
54			2	3	2	
55				1	3	
56	2	2		3		
57	4	1	1	4	1	
58	1	2	1	2	3	
59		2			1	
60	1	3		2		
61	1	4			1	
62		3		3	1	
63				1	1	
64				2	3	
65			1	3	2	
66	1	2		1		
67		2		4	1	
68		2		4	2	
69				3	2	
70		1		1	1	
71		1		2	1	
72	1	4	1	4		

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6
73		1		1	1	
74		2		5		
75				2	1	
76				2	2	
77				4		
78		2		4		
79		1	2	4	1	
80		1		7		
81		1	2	1	1	
82				10		
83				3		
84				6		
85				5	2	
86				4		
87		2	1	5		
88		1		6		
89			1	3		
90				2		
91		1		3		
92			1	3		
93				2		
94				4		
95		2		4		
96				4		
97				4		
98		1		8		
99				4		
100		1		9		
101		1		4		
102				13		
103				3		
104						
105				2		
106				1		
107		1		2		
108		3		1		
109				4		
110		1				
111	1					
112		1				
113						
114						
115						
116						
117	1					
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128		1				
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						

特定任期付職員給料表

(高度の専門的な知識経験又は優れた識見を一定の期間活用することが特に必要とされる業務に従事する職員に適用)

号給	1	2	3	4	5	6
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
人員計(人)	115	235	54	221	43	12
(構成比(%))	(16.9)	(34.6)	(7.9)	(32.5)	(6.3)	(1.8)
平均給料月額 (円)	213,196	269,751	311,131	384,200	406,479	433,925
平均年齢(歳)	26.4	35.0	40.1	50.6	53.8	55.0
標準的な職	生活指導員	相当困難な業務を行う生活指導員	困難な業務を行う生活指導員	高度の知識経験に基づき困難な業務を行う生活指導員	社会福祉施設の課長	社会福祉施設の部長等

号給	人員計(人)
1	
2	
3	1
4	2
5	1
6	1
7	

注 平均給料月額及び平均年齢の調査結果は、第2表その1(2頁)にあります。

教育職給料表 (小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校に勤務する総括校長、校長、副校長、教頭、総括教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、実習助手等に適用)

号給	級	1	2	3	4	5	号給	級	1	2	3	4	5
1							73		2	185	52	11	
2							74			191	53	11	
3							75		1	178	39	12	
4							76		2	186	42	21	
5							77		4	161	41	13	
6							78			199	63	12	
7			3				79			146	51	13	
8							80		2	160	58	19	
9							81			172	41	20	
10			3				82		1	177	51	12	
11			4				83		2	151	48	19	
12			1				84		2	133	44	66	
13							85		1	155	37	19	
14			2				86		3	144	29	20	
15		1	2				87		1	129	40	52	
16		1				1	88		2	119	39	12	
17			398				89			119	37	11	
18		1	5				90			122	29	14	
19			27				91			127	33	16	
20			297			3	92			111	34	11	
21			115			3	93			113	25	14	
22			25			11	94		1	114	40	4	
23			26			14	95			98	33	16	
24			370			26	96			98	32	18	
25		1	68			42	97		1	80	27	21	
26			49			32	98		2	112	25	13	
27			20			31	99		1	95	38	20	
28			372			25	100		2	80	25	14	
29		1	112			12	101			102	29	15	
30			77			5	102		1	80	21	16	
31			46			10	103		2	67	18	10	
32		1	360			20	104			66	25	12	
33			177			20	105			66	24	17	
34			83			34	106			62	20	11	
35			59	1		33	107			57	29	17	
36		2	323			42	108			55	27	13	
37			226			37	109			61	27	9	
38		1	108	1		22	110			61	20	8	
39			77	5		26	111		1	53	28	3	
40			249			26	112			56	31	8	
41			256	3		22	113		1	47	25	13	
42		1	152	3		18	114			43	33	11	
43			108	6		15	115			44	29	8	
44		2	267	12		5	116			29	49	3	
45		1	261	9		11	117			46	31	6	
46		3	166	5		9	118		1	40	28	7	
47			118	8	1	3	119			34	31	3	
48			202	18		1	120			34	22	3	
49			233	14		5	121			31	17	16	
50		3	169	9	2	1	122			26	22		
51			139	28		1	123			28	34		
52		2	173	21		1	124			33	30		
53		2	220	27		1	125			15	20		
54			186	31	2	2	126			26	23		
55			156	25	1	2	127			23	23		
56		2	174	30	2		128			31	17		
57			187	26		5	129			18	18		
58		1	171	29	3		130			16	25		
59			187	37			131			26	14		
60			179	42	5		132		1	28	14		
61		1	216	33	3		133			18	18		
62		3	193	35	3		134			21	9		
63		3	180	38	4		135			28	7		
64			175	42	5		136			21	5		
65			213	44	5		137			18	31		
66		1	191	52	8		138			28			
67		1	169	47	8		139			24			
68		1	185	47	12		140			23			
69		1	180	43	8		141			25			
70		2	191	59	12		142			30			
71		2	205	45	11		143			25			
72		1	177	43	5		144			22			

給料号	級	1	2	3	4	5
145			22			
146		1	22			
147			30			
148			16			
149			24			
150			24			
151			18			
152			32			
153			26			
154			34			
155			27			
156			24			
157			26			
158			28			
159			27			
160			36			
161			42			
162			35			
163			35			
164			40			
165		2	45			
166			43			
167			51			
168			37			
169			34			
170			20			
171			28			
172			22			
173			12			
174			11			
175			7			
176			6			
177			9			
178			6			
179			1			
180			2			
181			6			
182			2			
183			5			
184			3			
185			34			
人員計(人)		82	16,157	2,898	813	577
(構成比(%))		(0.4)	(78.7)	(14.1)	(4.0)	(2.8)
平均給料月額 (円)		271,883	313,676	399,830	432,367	448,403
平均年齢(歳)		39.6	35.8	48.0	52.4	56.5
標準的な職		実習助手等	教諭等	総括教諭	副校長、 教頭	総括校長、 校長

公安職給料表（警察官に適用）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8	級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
1									73	2	48	63	11	3	8	9	
2									74	2	42	53	16	3	14	6	
3									75	3	42	50	10	5	9	13	
4									76	1	41	65	12	3	3	16	
5									77		46	55	19	5	8	8	
6									78	1	37	68	13	4	8	8	
7									79		32	58	19	2	21	5	
8									80	1	27	56	18	3	19	3	
9	51								81	1	39	75	25	6	21	13	
10	16								82		35	72	15	4	7		
11	7								83	1	24	76	25	1	15		
12	50					1			84		41	64	26	4	18		
13	28								85		34	79	36	3	25		
14	34								86	1	24	77	20	4	9		
15	6								87	1	21	77	29	4	15		
16	58								88		25	79	32	5	25		
17	69			1					89		25	78	37		22		
18	48								90		23	72	27	5	23		
19	20						1		91		19	72	25	4	9		
20	124		4						92		20	63	38	2	13		
21	31		2						93		31	56	38	2	17		
22	34		3						94		16	70	46	1	11		
23	14								95		10	62	37	2	16		
24	158		5						96		19	62	48	2	12		
25	179		7						97	1	10	67	48	4	9		
26	64	2	3	1					98		13	57	33	3	19		
27	39	2							99		12	76	48	3	15		
28	268	7	7						100		11	50	52	9	12		
29	57	4	3	1					101	1	8	53	39	4	8		
30	66	11	3						102		13	38	55	2	11		
31	18	4	4	1					103	1	9	43	44	4	5		
32	234	31	8						104		9	43	37	5	9		
33	63	17	20						105		7	46	38	4	6		
34	63	16	10						106		8	32	42	6	7		
35	34	18	4						107		5	34	33	4	6		
36	165	53	18						108		4	47	33	6	3		
37	72	37	13						109		7	26	34	4	90		
38	58	27	22						110	1	1	25	44	1			
39	43	25	16						111	1	3	25	28	5			
40	152	62	18		1				112		2	28	40	5			
41	64	38	26	2					113			21	34	7			
42	49	27	25	1	1				114		2	25	25	13			
43	28	35	19						115		1	23	33	5			
44	110	72	13		1			1	116		5	11	34	3			
45	49	63	24	1	1				117		2	15	25	161			
46	52	55	19	3	2				118		1	13	30				
47	24	32	12	1		1			119		1	22	20				
48	59	81	23	4	5				120	1	1	20	21				
49	31	66	27	3	1				121		1	9	31				
50	39	57	34	1	1				122		3	18	31				
51	24	42	31	2	5	1		4	123		1	18	21				
52	50	83	27	4	2			20	124		3	12	24				
53	32	72	35	7	1	2		1	125			17	30				
54	22	85	30	4	5			1	126		1	15	32				
55	15	44	22	6	2			11	127		3	13	31				
56	21	78	35	5	4	4		20	128		1	11	24				
57	18	70	35	10	4	6		9	129		4	16	21				
58	10	64	45	9	5	2	1	9	130		4	15	29				
59	8	52	41	8	10	2	2	8	131		2	13	27				
60	12	88	36	4	2	3	11	4	132		1	21	36				
61	5	58	51	3	3	3	19	6	133		6	19	30				
62	10	60	38	5	1	4	8	5	134		1	15	34				
63	8	52	42	10	1	2	19	11	135		3	18	24				
64	7	67	35	6	4	5	5	5	136		5	13	31				
65	5	52	54	7	5	6	3	166	137		1	21	25				
66	6	56	60	11	2	6	1		138		1	19	35				
67	6	44	47	13	4	5	4		139		6	15	35				
68	5	67	34	14	3	1	4		140			22	35				
69	2	64	56	10	5	7	3		141		1	19	33				
70	3	36	47	15	3	3	5		142		6	14	40				
71		43	61	13	9	4	3		143		5	11	34				
72	4	48	58	6	6	6	3		144		2	18	30				

級 号給	1	2	3	4	5	6	7	8
145		5	14	38				
146		3	12	38				
147		3	19	28				
148		2	16	28				
149		2	14	28				
150			18	32				
151		7	17	24				
152		1	14	36				
153		1	14	25				
154		1	16	17				
155		1	10	28				
156			16	26				
157		9	12	29				
158			21	20				
159			10	26				
160			13	22				
161			9	13				
162			14	25				
163			9	18				
164			8	20				
165			15	28				
166			11	21				
167			6	27				
168			3	25				
169			6	137				
170			7					
171			5					
172			4					
173			8					
人員計(人)	3,121	3,119	4,477	3,166	431	622	173	281
(構成比(%))	(20.3)	(20.3)	(29.1)	(20.6)	(2.8)	(4.0)	(1.1)	(1.8)
平均給料月額 (円)	235,536	290,813	340,853	386,471	414,332	434,871	452,935	476,110
平均年齢(歳)	24.7	34.4	40.6	46.2	49.9	49.6	50.7	54.5
標準的な職	巡査	巡査長	巡査部長	係長、 警部補	警部、 専門官	警察本部 の課長補 佐等	警視、 調査官	警察本部 の課長、 警察署の 署長等

第4表 扶養手当の支給状況

その1 扶養親族数別の受給者数及び扶養手当の対象となる扶養親族数

扶養親族数	受給者数		扶養手当の対象となる扶養親族数			
	人	構成比	配偶者	子	父母等	合計
1人	6,027	31.6	1,928	3,901	198	6,027
2人	6,868	36.1	2,549	11,075	112	13,736
3人	4,695	24.6	3,535	10,508	42	14,085
4人	1,278	6.7	1,151	3,919	42	5,112
5人	162	0.9	146	652	12	810
6人以上	21	0.1	17	111	2	130
合計	19,051	100.0	9,326	30,166	408	39,900
昨年の状況	19,071	100.0	9,750	29,455	478	39,683

注 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいいます。

その2 職員区分別の平均扶養親族数及び平均扶養手当月額

区分	受給者数	受給割合	平均扶養親族数	平均手当月額	非受給者	合計	平均扶養親族数	平均手当月額
一般職員	3,457	33.9	1.9	21,422	6,731	10,188	0.6	7,269
うち行政職員	2,964	33.4	1.9	21,397	5,921	8,885	0.6	7,138
教育職員	6,857	33.4	2.0	22,011	13,670	20,527	0.7	7,353
警察官	8,737	56.8	2.3	24,325	6,653	15,390	1.3	13,809
合計	19,051	41.3	2.1	22,965	27,054	46,105	0.9	9,490
昨年の状況	19,071	41.2	2.1	22,761	27,166	46,237	0.9	9,388

第5表

管理職手当の支給状況

区 分	1 種	2 種	3 種	4 種	5 種	6 種	受 給 者 計	手 当 受 給 者 1 人 当 たり 平 均 手 当 月 額
支 給 対 象 と な る 職 (代 表 的 な も の)	本庁の理事・ 局長 特定の大規模 出先機関の長	本庁の室長・ 部長 大規模出先 機関の長・ 総括校長	本庁の課長・ 担当課長 出先機関の長 ・校長	出先機関の 副所長	副校長・教頭	船 長		
受 給 者	人 27	人 135	人 956	人 121	人 813	人 3	人 2,055	円 85,277

第6表

住居手当の支給状況

区 分	一 般 職 員				教 育 職 員		警 察 官		合 計	
	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額	人 員	平 均 手 当 月 額
受 給 者	手 当 月 額 11,000 円 未 満 の 受 給 者	4	3		6		-		10	
	手 当 月 額 11,000 円 以 上 28,500 円 未 満 の 受 給 者	518	437		1,383		632		2,533	
	手 当 月 額 28,500 円 以 上 の 受 給 者	2,346	2,051		4,855		2,438		9,639	
	計	2,868	2,491		6,244		3,070		12,182	
非 受 給 者	7,320	-	6,394	-	14,283	-	12,320	-	33,923	-
合 計	10,188	7,799	8,885	7,773	20,527	8,405	15,390	5,569	46,105	7,324
昨 年 の 状 況	10,261	7,524	8,915	7,514	20,514	8,263	15,462	5,487	46,237	7,171

注 1 住居手当の受給者(配偶者の居住する借家・借間を含まない。)の割合は、一般職員 28.2% (行政職員 28.0%)、教育職員 30.4%、警察官 19.9%、合計で26.4%です。

2 住居手当の額は、家賃月額 16,000円を超える者を対象とし、最高支給限度額は 28,500円です。

《参考》

	人 員	平 均 手 当 月 額
配 偶 者 の 居 住 す る 借 家 ・ 借 間	人 2	円 14,200

注 配偶者の居住する借家・借間に係る住居手当の額は、単身赴任手当を受給している職員が当該住宅に居住するものとした場合に支給される住居手当額の半額です。

第7表

通勤手当の支給状況

区 分	一 般 職 員				教 育 職 員		警 察 官		合 計		
	人 員	平均手当 月 額	う ち 行 政 職 員		人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	人 員	平均手当 月 額	
			人 員	平均手当 月 額							
受 給 者	交通機関等利用者	8,266	16,861	7,561	16,677	7,327	13,736	12,986	14,060	28,579	14,787
	交通用具使用者	1,182	9,330	680	7,002	11,349	5,282	807	8,133	13,338	5,813
	交通機関等と 交通用具併用者	242	19,779	201	19,842	265	14,542	555	15,534	1,062	16,254
	計	9,690	16,016	8,442	15,973	18,941	8,681	14,348	13,784	42,979	12,038
非 受 給 者		498	-	443	-	1,586	-	1,042	-	3,126	-
合 計		10,188	15,233	8,885	15,177	20,527	8,011	15,390	12,851	46,105	11,222
昨 年 の 状 況		10,261	14,788	8,915	14,730	20,514	7,935	15,462	12,411	46,237	10,952

- 注 1 通勤手当の受給者の割合は、一般職員95.1%(行政職員95.0%)、教育職員92.3%、警察官93.2%、合計で93.2%です。
 2 受給者の通勤方法別の割合は、交通機関等利用者66.5%、交通用具使用者31.0%、交通機関等と交通用具併用者2.5%です。
 3 交通機関等に係る手当月額(受給者平均)には、新幹線鉄道等に係る特例の手当額を含みます。

職種別民間給与実態調査の結果

職種別民間給与実態調査(令和5年)の概要

- 1 調査の内容等
 - (1) 調査の内容

ア 民間企業における給与改定の状況等	イ 本年4月分として個々の従業員に支払われた給与月額等
ウ 本年4月分の初任給の状況	エ 昨年8月から本年7月までの特別給の支給実績
 - (2) 調査期間
4月24日(月)～6月16日(金)
- 2 調査機関
神奈川県人事委員会、人事院、横浜市人事委員会、川崎市人事委員会、相模原市人事委員会等
- 3 調査範囲等
 - (1) 調査範囲

ア 調査対象事業所(母集団事業所) 全産業の企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所 3,288事業所	イ 調査対象職種 76職種(うち初任給関係18職種)
---	----------------------------
 - (2) 調査対象の抽出

ア 標本事業所の抽出 (1)に記載した事業所を組織(本・支店)、規模、産業によって50グループ(うち横浜市16、川崎市11、相模原市8、その他県内地域15)にグループ化し、その中から無作為に抽出した688事業所(うち横浜市291事業所、川崎市110事業所、相模原市80事業所、その他県内地域207事業所)の調査を行いました。 調査が完了した事業所は、第8表のとおりです。	イ 従業員の抽出 初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行いました。なお、役員及び臨時の従業員は全て除外しました。
---	---
 - (3) 調査実人員
35,533人(うち初任給関係職種2,153人)です。
 - (4) 集計
総計及び平均の算出に際しては、母集団に復元しました。

第8表 産業別、企業規模別調査事業所数

産業	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	50人以上 100人未満
産 業 計	事業所 542	事業所 133	事業所 72	事業所 74	事業所 202	事業所 61
農 業 , 林 業 、 建 設 業	24	7	5	2	8	2
製 造 業	200	35	18	31	91	25
電気・ガス・熱供給・水道業、情報通信業、運輸業、郵便業	128	27	23	15	43	20
卸 売 業 , 小 売 業	45	14	11	6	12	2
金融業、保険業、不動産業、物品賃貸業	21	10	4	3	3	1
教育、学習支援業、医療、福祉、サービス業	124	40	11	17	45	11

- 注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所が11所、調査不能の事業所が135所ありました。
- 注 2 調査対象事業所688所から企業規模、事業所規模等が調査対象外であることが判明した事業所11所を除いた677所に占める調査完了事業所542所の割合(調査完了率)は、80.1%です。
- 注 3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究、専門・技術サービス業」、「宿泊業、飲食サービス業」、「生活関連サービス業、娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業(他に分類されないもの)」(宗教及び外国公務に分類されるものを除く。)です。

第9表

給 与 改 定 の 状 況

その1 ベース改定の状況

役職段階 \ 項目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベース改定の慣行なし
係 員	53.1 %	2.6 %	0.4 %	43.9 %
課 長 級	37.9	7.8	0.2	54.1

注 ベース改定の慣行の有無が不明及びベース改定の実施が未定の事業所を除いて集計しました。

その2 定期昇給の実施状況

役職段階 \ 項目	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止	定期昇給 制度なし	
		増 額	減 額	変化なし			
係 員	88.6 %	86.7 %	39.1 %	2.2 %	45.4 %	1.9 %	11.4 %
課 長 級	77.2	74.2	31.1	1.6	41.6	3.0	22.8

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定及びベース改定と定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計しました。

第10表

企業規模別、職種別給与額等

その1 給与比較の対象職種
1 企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支店長	69	53.8	750,550	152	750,398	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工場長	18	54.1	790,144	358	789,786	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事務部長	1,220	52.9	726,662	1,542	725,120	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職(取締役兼任者を除く。)
技術部長	1,024	53.0	745,459	3,641	741,818	同上
事務部次長	387	51.1	631,575	3,334	628,241	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長一課長間)
技術部次長	263	52.4	633,313	2,592	630,721	同上
事務課長	2,524	50.0	622,986	9,455	613,531	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技術課長	2,609	50.1	619,379	8,253	611,126	同上
事務課長代理	874	47.5	571,587	52,164	519,423	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長一係長間)
技術課長代理	881	46.3	543,273	40,080	503,193	同上
事務係長	1,826	46.6	519,550	59,721	459,829	係の長及び係長級専門職
技術係長	1,748	46.5	520,267	86,544	433,723	同上
事務主任	1,780	42.8	456,910	63,413	393,497	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長一係員間)
技術主任	1,907	44.3	461,102	77,575	383,527	同上
事務係員	6,390	37.4	354,545	42,866	311,679	
技術係員	7,167	36.0	380,502	61,216	319,286	

注1 人事院及び都道府県市特別区人事委員会の共同調査のため、本県では調査事業所や調査実人員が少なくなる場合があります、その際、特定の事業所のデータが平均支給額に影響することがあります(第10表の各表において同じです)。
 2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです)。
 3 「中間職(課長一係長間)」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が課長と係長の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです)。
 4 「中間職(係長一係員間)」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格又は給与上の等級(格付)から職責が係長と係員の間に位置付けられる者をいいます(第10表の各表において同じです)。

2 企業規模500人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	58	54.4	799,820	183	799,637	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	15	54.7	834,341	419	833,922	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	876	53.1	757,219	608	756,611	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	759	53.1	771,761	1,803	769,958	同 上
事 務 部 次 長	288	51.5	656,476	2,818	653,658	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
技 術 部 次 長	186	53.4	654,876	513	654,363	同 上
事 務 課 長	1,875	50.2	648,424	8,996	639,428	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	1,959	50.3	637,681	8,150	629,531	同 上
事 務 課 長 代 理	713	47.8	581,856	51,633	530,223	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
技 術 課 長 代 理	725	46.3	546,093	38,129	507,964	同 上
事 務 係 長	1,389	46.8	537,532	61,183	476,349	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	1,277	46.6	527,972	90,036	437,936	同 上
事 務 主 任	1,323	43.0	476,250	67,886	408,364	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
技 術 主 任	1,341	44.8	474,968	81,169	393,799	同 上
事 務 係 員	4,244	37.0	362,116	44,918	317,198	
技 術 係 員	4,785	36.0	388,361	64,944	323,417	

3 企業規模100人以上500人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	9	50.9	508,809	0	508,809	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	3	51.0	532,252	0	532,252	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	299	52.5	670,438	2,105	668,333	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	227	53.1	691,440	2,964	688,476	同 上
事 務 部 次 長	89	49.9	571,967	4,323	567,644	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長－課長間)
技 術 部 次 長	68	50.1	592,492	8,290	584,202	同 上
事 務 課 長	573	49.3	545,340	11,098	534,242	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	554	49.3	552,441	6,773	545,668	同 上
事 務 課 長 代 理	139	45.3	522,313	61,999	460,314	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長－係長間)
技 術 課 長 代 理	125	47.1	523,446	70,561	452,885	同 上
事 務 係 長	375	45.2	435,234	53,959	381,275	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	427	45.8	492,254	71,474	420,780	同 上
事 務 主 任	418	41.8	376,573	46,325	330,248	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長－係員間)
技 術 主 任	524	42.6	415,191	64,454	350,737	同 上
事 務 係 員	1,875	37.7	336,440	38,999	297,441	
技 術 係 員	1,914	35.7	356,431	49,543	306,888	

4 企業規模50人以上100人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)	
支 店 長	2	50.2	519,140	0	519,140	構成員50人以上の支店(社)の長(取締役兼任者を除く。)
工 場 長	-	-	-	-	-	構成員50人以上の工場の長(取締役兼任者を除く。)
事 務 部 長	45	52.9	590,016	13,238	576,778	2課以上又は構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長及び 部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)
技 術 部 長	38	50.0	581,308	42,764	538,544	同 上
事 務 部 次 長	10	49.8	521,198	7,107	514,091	上記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長 及び部次長級専門職 中間職(部長-課長間)
技 術 部 次 長	9	50.8	533,331	149	533,182	同 上
事 務 課 長	76	50.1	489,958	10,143	479,815	2係以上又は構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長及び 課長級専門職
技 術 課 長	96	48.5	483,705	19,918	463,787	同 上
事 務 課 長 代 理	22	49.3	438,356	15,107	423,249	上記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理 及び課長代理級専門職 中間職(課長-係長間)
技 術 課 長 代 理	31	46.3	446,416	40,840	405,576	同 上
事 務 係 長	62	48.1	442,788	47,279	395,509	係の長及び係長級専門職
技 術 係 長	44	46.6	415,863	62,371	353,492	同 上
事 務 主 任	39	45.8	398,476	36,117	362,359	係長等のいる事業所における主任 係長等のいない事業所における主任のうち、課長代理以上 に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任 と同等と認められる主任 中間職(係長-係員間)
技 術 主 任	42	41.0	376,003	70,292	305,711	同 上
事 務 係 員	271	41.8	321,227	25,756	295,471	
技 術 係 員	468	37.7	331,584	39,250	292,334	

その2 給与比較の対象外職種
企業規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	令和5年4月分平均支給額			備考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
海 事 関 係 職 種	船長・機関長	-	-	-	-		
	一等航海士・機関士	-	-	-	-		
	二等航海士・機関士	-	-	-	-		
	三等航海士・機関士	-	-	-	-		
	運航士	-	-	-	-		
	甲板長・操機長	-	-	-	-		
	甲板手・操機手	-	-	-	-		
教 育 関 係 職 種	大学学長・副学長・学部長	18	58.9	880,005	0	880,005	
	大学教授	186	56.4	806,356	2,990	803,366	
	大学准教授	148	48.6	686,055	7,084	678,971	
	大学講師	107	46.9	605,816	19,780	586,036	
	大学助教	164	39.1	551,992	49,296	502,696	
職 種	高等学校校長	x	x	x	x	x	
	高等学校教頭	5	54.2	683,101	0	683,101	
	高等学校教諭	93	45.7	565,543	24,039	541,504	
研 究 関 係 職 種	研究所長	2	53.3	942,126	388	941,738	構成員50人以上の所の長(取締役兼任者を除く。)
	研究部(課)長	61	49.6	711,538	40,050	671,488	2室(係)以上又は構成員7人以上の部(課)の長
	研究室(係)長	43	47.5	609,045	4,837	604,208	構成員3人以上の室(係)の長
	主任研究員	148	43.6	554,398	58,617	495,781	下記研究員より上位の者(研究所長の職名を有する者、上記研究部(課)長及び研究室(係)長を除く。)
	研究員	188	38.9	441,599	61,035	380,564	
	研究補助員	10	35.0	295,680	11,387	284,293	
医 療 関 係 職 種	病院長	4	58.9	2,228,436	14,385	2,214,051	部下に医師又は歯科医師5人以上
	副院長	6	58.1	1,548,601	148,893	1,399,708	上記病院長に事故等のあるときの職務代行者
	医科長	42	49.5	1,358,628	424,562	934,066	部下に医師又は歯科医師1人以上
	医師	57	39.3	1,096,205	209,828	886,377	
	歯科医師	2	38.5	678,277	72,252	606,025	

注「x」は、調査実人員が1人の場合です。

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	令和5年4月分平均支給額			備 考	
			きまって支給する給与(A)	うち時間外手当(B)	(A)-(B)		
							円
医 療 関 係 職 種	薬 局 長	7	45.6	508,974	30,690	478,284	部下に薬剤師2人以上
	薬 剤 師	127	33.4	416,236	58,622	357,614	
	診療放射線技師	135	34.6	416,543	48,170	368,373	
	臨床検査技師	122	37.2	424,262	33,075	391,187	
	栄 養 士	61	34.8	389,114	32,034	357,080	
	理学療法士	138	27.9	323,957	21,886	302,071	
	作業療法士	84	31.2	311,536	16,128	295,408	
職 種	総 看 護 師 長	30	51.7	587,221	9,518	577,703	部下に看護師長5人以上
	看 護 師 長	129	45.9	511,557	34,738	476,819	部下に看護師又は准看護師5人以上
	看 護 師	477	35.6	428,452	55,379	373,073	
	准 看 護 師	73	46.9	342,544	19,585	322,959	
技 能 ・ 労 務 関 係 職 種	電 話 交 換 手	3	42.3	224,163	19,383	204,780	
	自 家 用 乗 用 車 運 転 手	9	55.5	261,948	33,530	228,418	
	守 衛	13	49.3	382,990	64,627	318,363	
	用 務 員	-	-	-	-	-	

第11表

職種別、学歴別及び企業規模別の初任給

職 種	学 歴	企業規模計		500人以上		100人以上 500人未満		50人以上 100人未満		
		調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	調査実人員	平 均	
事 務 ・ 技 術 関 係	新卒事務員	大学卒	596	220,367	464	221,681	123	215,887	9	217,865
		短大卒	67	198,175	51	202,624	14	186,617	2	195,000
		高校卒	123	181,200	90	180,210	24	180,350	9	192,206
	新卒技術者	大学卒	499	215,331	322	213,942	151	217,932	26	216,361
		短大卒	132	189,991	54	191,567	67	187,825	11	195,832
		高校卒	181	182,998	121	182,153	40	179,273	20	193,975
新卒事務員・ 技術者計	大学卒	1,095	218,006	786	218,428	274	217,045	35	216,830	
	短大卒	199	192,178	105	195,778	81	187,634	13	195,710	
	高校卒	304	182,403	211	181,483	64	179,605	29	193,509	
そ の 他	新卒研究員	大学卒	3	208,548	x	x	2	206,992	-	-
	準新卒看護師	養成所卒	67	239,944	62	241,526	5	204,800	-	-

- 注 1 金額は、きまって支給する給与から時間外手当、家族手当、通勤手当等特定の者にのみ支給される給与を除き、公務員の地域手当に相当する額を含むものであり、採用のある事業所について平均したものです。
- 2 職種欄において「準新卒」とあるのは、令和4年度中に資格免許を取得し、令和5年4月までの間に採用された場合をいいます。
- 3 短大卒には高専卒も含まれます。
- 4 「x」は、調査実人員が1人の場合です。
- 5 令和5年4月、県職員の事務・技術関係の新卒行政職員の初任給（地域手当12.09%を含む。）は、大学卒214,876円、短大卒193,467円、高校卒178,111円となっています。

第12表

初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	項 目	新規学卒者の 採用あり	初 任 給 の 改 定 状 況			新規学卒者の 採用なし
				増 額	据 置 き	減 額	
大 学 卒	規 模 計		%	%	%	%	%
			50.2	(53.4)	(46.6)	-	49.8
		500人以上	61.9	(63.5)	(36.5)	-	38.1
		100人以上500人未満	51.3	(53.8)	(46.2)	-	48.7
高 校 卒	規 模 計		39.1	(40.3)	(59.7)	-	60.9
			17.2	(59.0)	(39.8)	(1.2)	82.8
		500人以上	33.7	(73.7)	(26.3)	-	66.3
		100人以上500人未満	11.4	(69.4)	(27.2)	(3.4)	88.6
		16.6	(22.2)	(77.8)	-	83.4	

- 注 1 事務員と技術者のみを対象としたものです。
- 2 ()内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合です。

第13表

家族手当の支給状況

支給の有無		事業所割合
家族手当制度がある		75.1%
配偶者に家族手当を支給する		56.9%
家族手当制度がない		24.9%
扶養家族の 構成別 支給月額	配偶者	13,055円
	配偶者と子1人	20,137円
	配偶者と子2人	26,781円

注 1 家族手当制度の有無を回答した事業所を100とした割合です。

2 家族手当制度がある事業所を100とした場合の配偶者に家族手当を支給する事業所の割合は75.8%です。

3 支給月額は、配偶者に家族手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出しました。

第14表

在宅勤務関連手当の支給状況

在宅勤務を 実施している	在宅勤務関連手当を 支給する	在宅勤務関連手当を 支給しない	在宅勤務を 実施していない
51.9 %	(41.7) %	(58.3) %	48.1 %

注 ()内は、在宅勤務を実施している事業所を100とした割合です。

第15表

冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	項目	係 員		課 長 級		部 長 級 (非役員)	
		一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	規 模 計	% 53.7	% 46.3	% 49.0	% 51.0	% 48.4	% 51.6
	500人以上	51.1	48.9	44.7	55.3	42.8	57.2
	100人以上500人未満	55.1	44.9	52.6	47.4	52.3	47.7
	50人以上100人未満	61.7	38.3	58.3	41.7	63.0	37.0

第16表

定 年 制 の 状 況

定年制あり	定 年 年 齢		定年制なし
	60歳	61歳以上	
% 99.1	% 81.5	% 17.6	% 0.9

注 定年制の有無を回答した事業所を100とした割合です。

(参 考)

職員と民間従業員の職務対応

職員 の 職務 の 級	民間 従業員 の 職務		
	企業規模500人以上	企業規模100人以上 500人未満	企業規模50人以上 100人未満
理 事 等 (10級) 局 長 等 (9級)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)		
本 庁 の 部 長 等 (8級) 本 庁 の 課 長 等 (7級)	課長	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)	支店長、工場長、部長、 部次長 (取締役兼任者を除く。)
グ ル ー プ リ ー ダ ー 等 (6級) 副 主 幹 、 副 技 幹 等 (5級)	課長代理	課長	課長
主 査 等 (4級)	係長	課長代理	課長代理
主任主事、主任技師等 (3級)	主任	係長	係長
高度の知識経験を必要 とする主事、技師等 (2級)	上級係員	主任	主任
主 事 、 技 師 等 (1級)	係員	上級係員、係員	上級係員、係員

生 計 費

第17表 費目別、世帯人員別標準生計費

(令和5年4月)

費目	世帯人員	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
		円	円	円	円	円
食	料 費	37,100	37,410	58,910	80,410	101,900
住	居 関 係 費	64,600	68,710	62,440	56,160	49,890
被	服 ・ 履 物 費	6,530	4,450	7,190	9,940	12,690
雑	費 I	31,490	32,760	62,730	92,690	122,660
雑	費 II	8,470	9,900	13,760	17,630	21,500
	計	148, 190	153, 230	205, 030	256, 830	308, 640

注 1 標準生計費については、次により算定しました。

1人世帯については、1人世帯の費目別標準生計費(令和元年の「全国家計構造調査」及び「全国単身世帯収支実態調査」を基礎として算定した令和3年4月の費目別標準生計費に、消費動向の変動分を加味して算定した値)に、費目別平均支出金額に対する本県の支出金額割合を乗じて求めました。

2人～5人世帯については、横浜市・川崎市・相模原市の「家計調査」における令和5年4月分の費目別平均支出金額(4人世帯の1か月当たりの支出金額に調整したもの。2人以上の世帯のうち勤労者世帯の結果表の数値をもとに算出。)に、費目別、世帯人員別の生計費換算乗数を乗じて求めました。

2 標準生計費の費目

標準生計費は、次の費目に分類して算定していますが、各費目の内容は、それぞれに掲げる家計調査等の大分類項目に対応しています。

食 料 費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服及び履物

雑 費 I……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑 費 II……その他の消費支出(諸雑費、こづかい(使途不明)、交際費、仕送り金)

労働経済情勢

労働経済指標

第18表

項目 年度・年月	きまって支給する給与				総実労働時間数		労働力関係			消費支出 (勤労者世帯)		物 価		
	神奈川県				神奈川県		神奈川県		全 国	横浜市		消費者物価指数		国内企業 物価指数
	調査産業計		うち 所定内給与		調査産業計		常 用 雇 用 指 数 (前年度比・ 前年同月比)	有 効 求 人 倍 率	有 効 求 人 倍 率	金 額	前年度比・ 前年同月比	横浜市 [前年度比・前年同月比]	全 国 [前年度比・前年同月比]	(前年度比・ 前年同月比)
	金 額	前年度比・ 前年同月比	金 額	前年度比・ 前年同月比	時間数	時間数								
千円	%	千円	%	時間	時間	%	倍	倍	千円	%	%	%	%	
令和3年度	297.9	△ 0.4	275.6	△ 0.6	136.8	11.3	△ 0.3	0.80	1.16	332.9	5.7	0.1	0.1	7.1
4年度	297.9	△ 0.0	274.5	△ 0.4	137.7	12.0	△ 0.3	0.90	1.31	339.2	1.9	3.0	3.2	9.4
令和4年1月	289.9	△ 2.0	268.5	△ 1.9	130.9	10.8	1.8	0.79	1.20	313.5	3.5	0.4	0.5	9.1
2月	290.4	△ 1.7	268.3	△ 2.1	131.7	11.0	0.7	0.82	1.21	278.7	2.8	1.0	0.9	9.4
3月	295.4	△ 1.5	272.5	△ 1.6	138.2	11.9	1.6	0.83	1.23	354.6	23.3	1.4	1.2	9.4
4月	301.4	△ 1.4	277.1	△ 1.9	143.5	12.2	0.8	0.86	1.24	368.3	△ 6.1	2.5	2.5	9.9
5月	291.6	△ 3.7	271.3	△ 3.4	129.5	10.4	0.7	0.87	1.25	326.8	4.7	2.3	2.5	9.4
6月	295.8	△ 1.8	273.9	△ 2.0	143.8	10.9	△ 0.1	0.87	1.27	316.7	7.9	2.1	2.4	9.6
7月	293.0	△ 2.2	269.8	△ 2.5	140.8	11.2	△ 0.5	0.89	1.28	300.5	△ 16.9	2.4	2.6	9.3
8月	294.8	△ 0.7	272.6	△ 1.0	131.7	10.5	△ 0.5	0.90	1.31	323.6	11.3	2.7	3.0	9.6
9月	295.9	0.0	273.6	△ 0.3	138.2	11.5	△ 0.7	0.91	1.32	366.5	△ 12.9	2.6	3.0	10.3
10月	295.0	△ 1.9	271.4	△ 2.4	138.1	12.4	△ 0.3	0.91	1.34	325.0	7.9	3.5	3.7	9.7
11月	296.1	△ 0.6	272.1	△ 1.0	140.6	13.0	△ 0.2	0.92	1.35	284.2	△ 9.0	3.6	3.8	9.9
12月	298.3	△ 0.1	274.2	△ 0.5	139.2	12.8	△ 1.0	0.93	1.36	410.1	13.0	3.7	4.0	10.6
令和5年1月	304.1	4.9	279.4	4.0	131.7	12.7	△ 0.9	0.92	1.35	306.7	△ 2.2	3.9	4.3	9.6
2月	303.0	4.3	278.6	3.8	135.1	12.6	0.1	0.91	1.34	329.0	18.0	3.2	3.3	8.3
3月	305.4	3.4	280.1	2.7	139.8	13.3	△ 1.0	0.90	1.32	413.0	16.5	3.1	3.2	7.4
4月	312.9	3.8	286.8	3.5	142.6	12.9	△ 0.5	0.90	1.32	377.7	2.5	3.3	3.5	6.0
資料出所	県 政 策 局						神奈川県 労働局	厚生 労働省	総 務 省			日 本 行		

注 1 きまって支給する給与について

- ・「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)の数値を基礎として算出しています。
- ・金額は、1人当たり1か月間の平均で、この数値を基礎として年度平均を算出しています。
- ・前年度比・前年同月比は令和2年=100とした指数を基礎として算出しています。

2 総実労働時間数について

- ・「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)の数値を基礎として算出しています。
- ・時間数は、1人当たり1か月間の平均で、この数値を基礎として年度平均を算出しています。

3 労働力関係について

- ・常用雇用指数は、「毎月勤労統計調査」で公表されている「再集計値」(事業所規模30人以上)で、令和2年=100とした指数を基礎として算出しています。
- ・有効求人倍率は、季節調整値です。

4 消費支出について

- ・金額は、1世帯当たり1か月間の平均です。
- また、2人以上の世帯のうち勤労者世帯の結果表の数値を基礎として算出しています。

5 物価について


- ・令和2年=100とした指数を基礎として算出しています。

基本的な考え方


社会経済情勢や国際情勢が激変する中、国民の利益を守り、世界最高水準の行政サービスを提供し、活力ある社会を築く

➡ 行政の経営管理力を高め、公務組織の各層に有為な人材を誘致・育成することが不可欠


職員一人一人が躍動でき、Well-beingが実現される環境整備が必要

01 

公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

02 

職員個々の成長を通じた組織パフォーマンスの向上施策

03 

多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

さらに、新時代にふさわしい公務員人事管理を実現すべく、有識者会議を設置し聖域なく課題横断的に議論（令和6年秋を目途に最終提言）

1 公務組織を支える多様で有為な人材の確保のための一体的な取組

課題認識

公務組織を支える多様で有為な人材を確保するためには、採用試験を通じた新規学卒者等の確保・育成だけでは組織を維持することは難しく、民間企業等で多様な経験や高度な専門性を有する人材をより一層公務に誘致し、確保することが不可欠。これを実現するため、採用手法、人材育成、給与等の在り方について一体的な取組を推進していく必要

課題への対応

民間と公務の知の融合の推進

実務の中核を担う人材の積極的誘致

幅広い府省において、民間人材等を政策・事業の実施等を担う係長級の職員として採用する試験を創設

官民人事交流の促進のための発信強化

交流経験者へのアンケート調査により、官民人事交流を通じて得られる効果等を把握し積極的に官民双方に向け発信

公務組織への円滑な適応支援(オンボーディング)の充実

民間人材等が早期に職場に適応し能力発揮できるようにするため、オンボーディング研修の拡充や好事例の共有等

採用試験の実施方法の見直し

採用試験改革を着実に進めるとともに、受験しやすい試験実施方法を実現する観点から、オンライン方式を活用した採用試験の実施に向けた課題等を整理・検討

今後の公務に求められる人材の戦略的確保に向けた取組

優秀な人材確保に資する採用戦略の検討

優秀な新規学卒者や民間人材、理系人材等の獲得に必要な採用戦略の在り方を多角的な観点から議論する場として、有識者を交えた意見交換スキームを創設

人材確保を支える処遇の実現

令和6年
給与アップデート

潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大

- ✓ 新卒初任給の引上げ
- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(若手・中堅優秀者の処遇引上げ、民間人材等の採用時給与のベース引上げ)
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ
- ✓ 特定任期付職員のボーナス拡充
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給

非常勤職員制度の運用の在り方の検討

非常勤職員の人材確保も厳しさを増しているとの意見がある中、各府省の実態等を把握しつつ、制度の適切な運用の在り方等について検討

課題認識

職員のキャリア形成意識を各人の成長意欲等につなげ、組織全体のパフォーマンス向上等の原動力とすることが必要。そのため、職員個々のキャリアの明確化、幹部職員・管理職員のマネジメント力向上が不可欠。職員の学び直し、能力・実績に基づく登用等の推進も重要

課題への対応

職員の自律的なキャリア形成・主体的な学びの促進

- ✓ 20～30歳代の若手職員を対象としたキャリア支援研修やマネジメント層のキャリア支援力向上に資する取組を拡充
- ✓ 職員の自律的・主体的かつ継続的な学び・学び直しのため、内閣人事局や各府省と協力し、職員が学びに利用できる研修や研修教材等を整理・一覧化
- ✓ 職員個人の主体的な学びが仕事にかされ、キャリアパスにつながることを実感し、次の成長の意欲となる「学びと仕事の好循環」の形成に向け、各府省との意見交換も踏まえながら分析・検討し、可能な支援を実施
- ✓ 職員の健康への配慮のほか、職務専念義務、職務の公正な執行、国民の公務への信頼の確保の必要性を踏まえつつ、職員としての成長や組織のパフォーマンス向上等につながるような兼業の在り方について、各府省等の意見を聞きながら検討

個々の力を組織の力へつなげる取組

組織パフォーマンス向上に資する人事管理の推進

人事評価結果を任用・給与へ適切に反映。制度内容の周知等、必要な指導・支援を実施。また、人事管理におけるデジタル活用について内閣人事局、デジタル庁や各府省とも連携し検討

職員の役割・貢献に応じた処遇等の実現

令和6年
給与アップデート

役割や能力・実績等をより反映し、貢献にふさわしい処遇を実現

- ✓ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ
- ✓ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し
- ✓ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大
- ✓ 最優秀者のボーナスの上限引上げ

全国各地での行政サービスを維持するため勤務地の異なる人事配置を円滑化

- ✓ 地域手当の大きくり化
- ✓ 新幹線通勤に係る手当額見直し
- ✓ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大

3 多様なワークスタイル・ライフスタイル実現とWell-beingの土台となる環境整備

課題認識

価値観が多様化する中、個々の職員の事情を尊重した働き方を可能とする人事・給与制度の整備推進は、職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境づくりにつながり、ひいては公務職場の魅力向上にも資する。こうした観点から、より柔軟な働き方を推進する取組等も求められる。また、超過勤務の縮減等、Well-beingの土台となる職場環境整備も急務

課題への対応

多様なワークスタイル・ライフスタイルを可能とする取組

柔軟な働き方を実装するための制度改革の推進等

個々の職員の健康確保や希望に応じた働き方をより一層可能とするためのフレックスタイム制の見直し(※)、勤務間のインターバル確保、夏季休暇の使用可能期間及び年次休暇の使用単位の見直し、テレワークガイドラインの策定等

※ 一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする(育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大)ための勤務時間法の改正を勧告

仕事と生活の両立支援

各府省等の要望、民間の状況等を踏まえ必要な方策を検討、両立支援制度の整備・周知等に取組

職員の選択を後押しする給与制度上の措置

令和6年
給与アップデート

働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を給与制度上も後押し

- ✓ 扶養手当の見直し
- ✓ テレワーク関連手当の新設(本年勧告)
- ✓ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給、新幹線通勤に係る手当額見直し

職員のWell-beingの土台づくりに資する取組

超過勤務の縮減 — 負のイメージの払拭に向けて

勤務時間調査・指導室における超過勤務時間の適正管理等の調査・指導について、地方官署への調査を新たに実施。今後体制強化を図り更に充実。国会対応業務について各府省に改善の取組を求め、引き続き関係各方面に理解と協力をお願い。業務量に応じた定員・人員確保の必要性を指摘。人事・給与関係業務の改善を実施

職員の健康増進 — 公務版の「健康経営」の推進等

官民調査を実施し、健康管理体制の充実や効果的な健康管理施策の推進に向けて検討。心の健康に関する各取組を推進

ゼロ・ハラスメントに向けた取組

本府省・地方機関の課長級以上の職員等に対し、ハラスメント防止対策に関する自身の役割の重要性の理解促進を図る研修を実施。相談担当者のニーズに応じた研修の充実やサポートするための体制整備の具体化等に取組

I 現状

- ・ 育児介護等職員については、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することが可能
- ・ 一般の職員については、本年4月のフレックスタイム制の改正により、コアタイム及び1日の最短勤務時間数を免除する日を、週1日を限度に各省各庁の長が設定することが可能に。ただし、勤務時間法の規定により、当該日を勤務しない日とすることまではできず、柔軟化の効果が限定的

II 必要性

- ・ 職員がやりがいを持って生き生きと働くことができる環境を作り、公務職場の魅力向上を図るため、職員の希望や事情に応じた時間や場所での勤務を可能とする、より柔軟な働き方を推進する取組が求められている
- ・ フレックスタイム制等の活用による柔軟な働き方の推進は、職員一人一人の能力発揮やワーク・ライフ・バランスの実現、健康確保を通じた公務職場の魅力向上につながるほか、公務能率の向上にも資するもの
- ・ 単身赴任者の帰省、遠隔地に居住する親宅の訪問、通院、主体的な学びのための大学院通学等のために、平日に勤務しない日設けるニーズは一般の職員にも広く存在。近年、ワーク・ライフ・バランスがより重視されていること、定年上げに伴い高齢の親族を有する職員の増加が見込まれること、学びの奨励等が進んでいること等に鑑みれば、これらのニーズは今後ますます高まる

III 概要

勤務時間法を改正し、一般の職員について、フレックスタイム制の活用により、勤務時間の総量を維持した上で、週1日を限度に勤務時間を割り振らない日を設定することを可能とする。（育児介護等職員に認められている措置の一般の職員への拡大）

IV 施行日

令和7年4月1日

令和5年 給与勧告の骨子

本年の給与勧告のポイント ～過去5年の平均と比べ、約10倍のベースアップ～

- ① 民間給与との較差:3,869円[0.96%]を解消するため、初任給を高卒:約8%[12,000円]、大卒:約6%[11,000円]引き上げる等、俸給表を引上げ改定
- ② ボーナスを0.10月分引上げ、民間の支給状況等を踏まえて期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分
- ③ テレワーク中心の働き方をとする職員の光熱・水道費等の負担軽減のため、在宅勤務等手当を新設[月額:3,000円]

※ 過去5年の官民較差の額及び率の平均は、約360円(約0.1%)。大卒・高卒の初任給をともに10,000円を超えて引き上げるのは、平成2年以来33年ぶり。官民較差の額3,869円は、平成6年の3,975円以来、29年ぶりの水準。官民較差の率0.96%は、平成9年の1.02%以来、26年ぶりの水準

I 給与勧告制度の基本的考え方

- ・ 国家公務員は、労働基本権が制約されており、代償措置としての人事院勧告（給与勧告）に基づき給与を決定
- ・ 国家公務員も勤労者であり、勤務の対価として適正な給与を支給する必要。給与勧告を通じて国家公務員に適正な処遇を確保することは、人材の確保等にも資するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤
- ・ 主な給与決定要素を揃えた精密な比較を実施し、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される常勤の民間従業員の給与水準と、常勤の国家公務員の給与水準を均衡させること（民間準拠）を基本として給与勧告

II 民間給与との比較に基づく給与改定等

1 民間給与との比較 [約11,900民間事業所の約46万人の個人別給与を調査(完了率82.6%)して、精密な比較を実施]

月例給

公務と民間の本年4月分の給与を調査し、主な給与決定要素である役職段階、勤務地域、学歴、年齢を同じくする者同士を比較

○ 民間給与との較差 3,869円(0.96%) [行政職俸給表(一)適用職員…現行給与 404,015円、平均年齢 42.4歳]

ボーナス

昨年8月から本年7月までの直近1年間の民間の支給実績(支給割合)と公務の年間の平均支給月数を比較

○ 民間の支給割合 4.49月 [公務の平均支給月数…現行 4.40月]

月例給

民間給与との較差(3,869円)を解消するため、俸給表を引上げ改定 [内訳:俸給 3,431円 はね返し分(※) 438円]

※ 俸給の改定により諸手当の額が増減する分

○ 俸給表

① 行政職俸給表(一)

- ・ 民間企業における初任給の動向や、公務において人材確保が喫緊の課題であること等を踏まえ、初任給を次のとおり引上げ
◇一般職試験(高卒者)7.8%[12,000円] ◇一般職試験(大卒程度)5.9%[11,000円] ◇総合職試験(大卒程度)5.8%[11,000円]

- ・ 初任給を始め若年層に重点を置き、そこから改定率を逐減させる形で引上げ改定
(平均改定率:全体 1.1%[1級 5.2%、2級 2.8%、3級 1.0%、4級 0.4%、5級以上 0.3%])

- ・ 定年前再任用短時間勤務職員の基準俸給月額について、各級の改定額を踏まえ、所要の引上げ改定

② その他の俸給表

- ・ 行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(指定職俸給表は、行政職俸給表(一)10級の平均改定率[0.3%]と同程度の引上げ改定)

ボーナス

民間の支給状況に見合うよう引上げ 年間4.40月分→4.50月分(+0.10月分)

- ・ 民間の支給状況等を踏まえ、支給月数の引上げ分は、期末手当及び勤勉手当に0.05月分ずつ均等に配分

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
令和5年度 期末手当	1.20 月(支給済み)	1.25 月(現行1.20月)
勤勉手当	1.00 月(支給済み)	1.05 月(現行1.00月)
6年度 期末手当	1.225 月	1.225 月
以降 勤勉手当	1.025 月	1.025 月

その他

- ・ 初任給調整手当:医療職俸給表(一)の改定状況を勘案し、医師の処遇を確保する観点から、所要の改定
- ・ 委員、顧問、参与等の手当:指定職俸給表の改定状況を踏まえ、支給限度額を引上げ

3 在宅勤務等手当の新設

在宅勤務等を中心とした働き方をする職員については、在宅勤務等に伴う光熱・水道費等の費用負担が特に大きいことを考慮し、その費用負担を軽減するため、当該職員を対象とした在宅勤務等手当を新設

手当の概要

- ・ 住居その他これに準ずる場所で、一定期間以上継続して1箇月当たり10日を超えて正規の勤務時間の全部を勤務することを命ぜられた職員に支給
- ・ 手当額は月額3,000円
- ・ 令和6年4月1日から実施
- ・ 在宅勤務等手当の新設に伴う通勤手当の取扱いを措置

4 非常勤職員の給与

本年4月、常勤職員の給与の改定に係る取扱いに準じて非常勤職員の給与を改定するよう努める旨を、非常勤職員の給与に関する指針に追加。指針の内容に沿った適切な給与支給が行われるよう、各府省を指導

【参考】

- ◇ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 407,884円(+3,869円、+0.96%)、年間給与 6,731,000円(+105,000円、+1.6%)
- ◇ 勧告後の初任給(行政職俸給表(一)) 総合職大卒[本府省] 249,640円 一般職大卒[地方機関] 196,200円 一般職高卒[地方機関] 166,600円
本府省業務調整手当を含む 地域手当非支給地 地域手当非支給地

※ このほか、昨年の勧告時に表明した「社会と公務の変化に応じた給与制度の整備(給与制度のアップデート)」について、公務員人事管理に関する報告の中で、令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案を現下の重要課題に即して整理・公表(別添参照)

方向性

多様な人材の誘致と能力発揮・活躍
チーム・組織での円滑な機能
国民の理解や信頼

の調和



様々な立場から納得感のある、
分かりやすくインクルーシブ(包摂的)な体系
行政サービス提供体制や人材確保等にも配慮しつつ、
より職務や個人の能力・実績に応じた体系へ

令和6年に向けて措置を検討する事項の骨格案(主な取組事項)

<p>1 人材の確保への対応</p> <p>潜在的志望者層の公務員給与の従来イメージを変えるため、採用時給与水準の改善や、役割・活躍に応じた給与上昇の拡大</p> <p>① 新規学卒者、若手・中堅職員の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新卒初任給の引上げ ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ <p>② 民間人材等の処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) ・ 特定任期付職員のボーナス拡充 ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給 	<p>2 組織パフォーマンスの向上</p> <p>役割や能力・実績等をより反映し貢献にふさわしい処遇とする一方、全国各地での行政サービス維持のため人事配置を円滑化</p> <p>① 役割や活躍に応じた処遇</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 係長級～本府省課長補佐級の俸給の最低水準を引上げ(再掲) ・ 本府省課室長級の俸給体系をより職責重視に見直し ・ 管理職員の超過勤務に対する手当支給拡大 ・ 最優秀者のボーナスの上限引上げ(再掲) <p>② 円滑な配置等への対応</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域手当の大きくくり化 ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し ・ 定年前再任用短時間勤務職員等に支給する手当の拡大 	<p>3 働き方やライフスタイルの多様化への対応</p> <p>働き方のニーズやライフスタイルが多様化する中で、職員の選択を後押し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 扶養手当の見直し ・ テレワーク関連手当の新設【本年勧告】 ・ 採用時からの新幹線通勤・単身赴任に対する手当支給(再掲) ・ 新幹線通勤に係る手当額見直し(再掲)
--	---	---

※ 令和6年以降も、給与水準の在り方、65歳定年を見据えた給与カーブの在り方等については、引き続き分析・研究・検討